年金に関する行政評価・監視 結果報告書(第2次)

- 国民年金業務を中心として -

平成 16 年 12 月

総務省行政評価局

前 書き

我が国の公的年金制度は、基礎年金(国民年金)を国民共通の給付として支給するとともに、被用者に対しては報酬比例の年金を支給するものであり、老齢・障害等によって生活の安定が損なわれることの防止を目的としている。

公的年金については、少子高齢化の著しい進行等により、年金財政の運営が一層厳しいものとなることが予測されており、社会経済と調和した持続可能な制度の構築と制度に対する信頼の確保等を図るため、政府は、年金の給付水準と負担額との見直し等の事項を盛り込んだ国民年金法等の一部を改正する法律案を第 159 回国会に提出した。同法律案は平成 16 年 6 月、可決成立したところである。

このような中で、国民年金については、多数の適用漏れ者(いわゆる未加入者)が存在している。また、適用者についても、多数の保険料未納者が存在している状況にあり、平成 15 年度の国民年金保険料の納付率は 63.4%となっている。このため、国民年金被保険者の適用業務及び保険料徴収業務をより効果的に実施することが求められている。

また、被保険者等の年金加入期間、保険料納付期間、将来支給される年金見込額等年金個人情報を被保険者等の視点に立って提供する等、行政サービスの充実・向上が求められている。

この行政評価・監視は、国民年金制度の安定的な運営を確保する等の観点から、 適用業務の実施状況、 保険料徴収業務の実施状況、 被保険者等に対するサービスの実施状況等を調査し、関係行政の 改善に資することを目的として実施したものである。

第1次勧告(平成16年10月)においては、厚生労働省(本省)に対する調査結果に基づき、 住民 基本台帳ネットワークシステムを活用した未加入者の把握、 保険料納付率等について、中期目標を達 成するための年度別の目標値の設定、 業務量に応じた社会保険事務局等の定員配置の見直しの検討等 について、勧告を行ったところであり、今回の第2次勧告においては、第1次勧告後における社会保険 庁(本庁)に対する調査結果及び社会保険事務局、社会保険事務所等に対する調査結果に基づき、更な る具体的改善方策を取りまとめたものである。

目 次

	~	ージ
1	第1号未加入問題及び保険料未納問題が年金制度に与える影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	適用業務の的確な実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3		
	(1) 保険料徴収対策の効果確保のための定期的評価と見直し	
4	被保険者等に対する行政サービスの改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	73 87
5		01 01 09 13
6	厚生労働省における社会保険庁(実施庁)に係る的確な実績評価の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19

図 表 目 次

1	第1号未加	口入問題及び保険料未納問題が年金制度に与える影響
	表1 - 1	国民年金(基礎年金)の給付及び負担等の状況(平成 10 年度から 14 年度) ・・・・ 4
	図1-1	平成 14 年度の基礎年金財政について、第 1 号被保険者の保険料納付率が 80%
	ع	: 仮定した場合の試算 · · · · · · · · · · · · · · · · · 5
2	適用業務の	D的確な実施
	表 2 - 1	国民年金の被保険者の資格に係る規定・・・・・・・・・・・・・・・・・13
	表2-2	国民年金被保険者数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
	表2-3	被保険者の各種の届出に係る規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
	表2-4	国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失者数(全国)15
	表2-5	国民年金被保険者の住所変更届出数(全国) ・・・・・・・・・・・・・・・15
	表2-6	厚生年金保険被保険者の各種届出に係る規定・・・・・・・・・・・・・・・・・15
	表2-7	「平成 13 年公的年金加入状況等調査」による第 1 号未加入者等の推計 ・・・・・・ 16
	表2-8	第 1 号未加入者の未加入の理由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17
	表2-9	第1号種別変更未届者に対する種別変更届の提出を勧奨する文書(勧奨状)
	O	D送付状況(平成 15 年度・全国) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	表 2 - 10	第1号被保険者となる者に対して自発的な種別変更届を勧奨する方法
	•	(具体例) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	表 2 - 11	219 市町村における第 1 号被保険者への種別変更届の郵送での受付の考え方・・・・ 18
	図2-1	第2号被保険者の資格喪失者に対する職権適用のイメージ ・・・・・・・・・・19
	表 2 - 12	平成 15 年度の 53 社会保険事務局等における職権適用の実施状況 ・・・・・・・19
	表 2 - 13	平成 15 年度に職権適用を実施している 5 社会保険事務所における対象者の
	争	范囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	表 2 - 14	職権適用を中断している事例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
	表 2 - 15	第 1 号種別変更未届者への勧奨状の送付回数に応じた届出者数等(平成 15
	É	F度)······21
	表 2 - 16	勧奨状の送付に係る予算等(平成 16 年度)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

3 保険料徴収業務の効果的な実施

(1) 保険料徴収対	策の効果確保のための定期的評価と見直し
表3 - (1) - 1	国民年金保険料収納にかかる行動計画(アクション・プログラム)によ
ā	3 年度別目標納付率等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
表3 - (1) - 2	国民年金保険料の納付率、納付すべき対象月数及び実際に納付した月数
0	D推移·······25
(2) 保険料徴収業	務の見直し
表3 - (2) - 1	保険料の納付義務、納付期限に係る規定・・・・・・・・・・42
表3 - (2) - 2	保険料の免除等に係る規定・・・・・・・・・42
表3 - (2) - 3	保険料の前納に係る規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
表3 - (2) - 4	保険料の徴収、督促及び滞納処分に係る規定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
表3 - (2) - 5	時効に関する規定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
図3 - (2) - 1	社会保険庁による保険料徴収業務の流れと実績(平成 15 年度) ・・・・・・・46
図3 - (2) - 2	社会保険庁による納付督励のイメージ47
表3 - (2) - 6	口座振替に係る規定・・・・・・・・・・・47
表3 - (2) - 7	口座振替の推進に係る通知・・・・・・・・・・・・・・・・・48
表3 - (2) - 8	「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告 - 国民年金
불	業務を中心として - 」における口座振替実施率設定に係る勧告部分 ・・・・・・・48
表3 - (2) - 9	18 社会保険事務局における口座振替実施率及び納付率(平成 15 年度) ・・・ 49
表3 - (2) - 10	委託業者による電話納付督励及び国民年金推進員による戸別訪問督励に
đ	おける口座振替勧奨の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
表3 - (2) - 11	口座振替勧奨における工夫の例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
表3 - (2) - 12	口座振替の勧奨の推進に係る通知・・・・・・・・・・・50
表3 - (2) - 13	委託業者による電話納付督励の対象者に係る通知 ・・・・・・・・・・・・・52
表3 - (2) - 14	18 社会保険事務局における委託業者による電話納付督励の実施状況
((平成 15 年度) · · · · · · · · · · · · · · 54
表3 - (2) - 15	電話納付督励における委託業者との契約に係る通知 ・・・・・・・・55
表3 - (2) - 16	委託業者による電話納付督励に係る経費(平成 14~16 年度) ・・・・・・・56
表3 - (2) - 17	18 社会保険事務局における電話納付督励に係る委託業者との契約状況
	(平成 15 年度) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

表 3 - (2) - 18	18 社会保険事務局における電話納付督励実績と委託業者に対する支払額
O	D状況(平成 15 年度) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
表3 - (2) - 19	16 社会保険事務局における職員による電話納付督励の実施状況
((平成 15 年度) · · · · · · · · · · · · · · · · 58
表3 - (2) - 20	国民年金推進員の推移(平成 13~18 年度) ・・・・・・・・・・・58
表3 - (2) - 21	国民年金推進員による戸別訪問督励の対象者に係る規定 ・・・・・・59
表3 - (2) - 22	18 社会保険事務局管内における国民年金推進員による戸別訪問督励の実
ħ	笆状況(平成 15 年度) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
表3 - (2) - 23	国民年金推進員による戸別訪問督励において保険料納付率が高い社会保
[35]	食事務局の工夫の例 ‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ 60
表 3 - (2) - 24	18 社会保険事務局管内における国民年金推進員又は委託業者による納付
查	§励の実施状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
表 3 - (2) - 25	国民年金推進員の勤務時間等に係る通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
表 3 - (2) - 26	35 社会保険事務所に所属する国民年金推進員の勤務すべき時間及び実際
Ø	D勤務時間の状況 · · · · · · · · · · · · · · · 61
表 3 - (2) - 27	適正な勤務が行われていない国民年金推進員の業務実態の例 ・・・・・・・62
表 3 - (2) - 28	国民年金推進員の給与に係る通知 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
表 3 - (2) - 29	36 社会保険事務所に所属する国民年金推進員の獲得納付月数 1 月当たり
単	单価(平成 15 年度) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
表 3 - (2) - 30	36 市町村における非常勤職員等に対する成果に応じた報酬体系の導入状
35	兄(平成 13 年度以前) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
表3 - (2) - 31	非常勤職員に対して成果に応じた報酬体系を導入していた市町村の例・・・・65
表 3 - (2) - 32	36 社会保険事務所に所属する国民年金推進員の収納月数(平成 15 年度)・65
表 3 - (2) - 33	国民年金推進員の給与及び手当に係る経費(平成 15 年度) ・・・・・・・・65
表 3 - (2) - 34	18 社会保険事務局管内における職員による戸別訪問督励の実施状況
((平成 15 年度) · · · · · · · · · · · · · 66
表3 - (2) - 35	職員による戸別訪問督励において納付獲得率が高い社会保険事務局の工
ŧ	∖ の例 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
表3 - (2) - 36	16 社会保険事務局管内における集合徴収の実施状況(平成 15 年度)・・・・ 67
表3 - (2) - 37	集合徴収において保険料納付率が高い社会保険事務局の工夫の例・・・・・・67
表 3 - (2) - 38	時効消滅した保険料の推移(平成 10~15 年度) ・・・・・・・・・・68

	図3-(2)-3	平成 15 年度における保険料納付の状況 ・・・・・・・・・・・68
	表 3 - (2) - 39	強制徴収の実施に係る通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
	表 3 - (2) - 40	強制徴収の実施結果(平成 15 年度) ・・・・・・・・・・・・・・・・69
	表 3 - (2) - 41	被保険者の所得情報等提供に係る規定70
	表 3 - (2) - 42	18 社会保険事務局管内における強制徴収の実施結果(平成 15 年度)・・・・・70
	表 3 - (2) - 43	第 1 号被保険者の保険料納付状況(平成 14 年度国民年金被保険者実態調
	查	ฐ結果)···········71
	表 3 - (2) - 44	平成 14 年度から 15 年度にかけての保険料納付率等の変化 ・・・・・・71
	表 3 - (2) - 45	18 社会保険事務局における平成 14 年度から 15 年度にかけての納付月数
	(等の変化・・・・・・・・・・・・・・・・72
	表 3 - (2) - 46	「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告 - 国民年金業務
	ৰ	E中心として - 」における有効な納付督励等の積極的展開に係る勧告部分 ··72
4	被保険者等に対	する行政サービスの改善
(1)被保険者等に	対する窓口サービスの改善
	表4 - (1) - 1	相談等の窓口における待ち時間の状況77
	表4 - (1) - 2	相談等の窓口における待ち時間の状況(内訳) ・・・・・・・77
	表4 - (1) - 3	待ち時間を解消するための対策を講じている社会保険事務所等の例 ・・・・・・ 78
	表4 - (1) - 4	社会保険事務所及び年金相談センターにおける電子メール、ファックス
	lā	こよる年金相談の受付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
	表4 - (1) - 5	社会保険事務所及び年金相談センターにおけるファックスによる年金相
	彭	炎の受付状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	表4 - (1) - 6	社会保険庁に勤務する職員の勤務時間に関する訓令 ・・・・・・80
	表4 - (1) - 7	窓口事務の業務取扱時間について83
	表4 - (1) - 8	年金相談等の窓口の開設時間が適切でない例 ・・・・・・・・・・・・・・83
	表4 - (1) - 9	平成 15 年度における年金相談等の窓口への相談者数及び窓口で対応する
	t	こめに常時配置されている職員配置状況(社会保険事務所) ・・・・・・84
	表4 - (1) - 10	平成 15 年度における年金相談等の窓口への相談者数及び窓口で対応する
	t	こめに常時配置されている職員配置状況(年金相談センター) ・・・・・・85
	表4 - (1) - 11	1日当たりの相談者数が平均以下の年金相談センターの状況 ・・・・・・85
	表4 - (1) - 12	年金相談センターの設置に関する規定86

(2) 申請等手続の	利便性の向上
表4 - (2) - 1	保険料の免除に係る規定90
表4 - (2) - 2	学生納付特例に係る規定92
表4 - (2) - 3	保険料免除被保険者数及び学生納付特例者数(年度末現在)92
表4 - (2) - 4	保険料の追納に係る規定93
表4 - (2) - 5	保険料免除申請等に係る申請から審査決定までの標準処理期間に関する
ì	 到 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
表4 - (2) - 6	35 社会保険事務所における保険料免除申請に係る進達日から承認までの
其	月間 95
表4 - (2) - 7	学生納付特例申請に係る進達日から承認までの期間95
表4 - (2) - 8	35 社会保険事務所における保険料免除申請に係る審査状況・・・・・・・96
表4 - (2) - 9	35 社会保険事務所における学生納付特例申請に係る審査状況・・・・・・96
表4 - (2) - 10	「平成 13 年公的年金加入状況等調査」結果による免除制度の周知度 ・・・・ 97
表4 - (2) - 11	216 市町村における保険料免除届出・申請の郵送受理の周知度97
表4 - (2) - 12	216 市町村における学生納付特例申請の郵送受理の周知度98
(3) 被保険者等に	対するその他行政サービスの向上
表4 - (3) - 1	被保険者等に対する行政サービスの好取組事例 ・・・・・・・・・100
5 社会保険庁にお	ける業務の実施体制等の見直し
(1) 業務の実施体	制の見直し
表 5 - (1) - 1	社会保険事務局及び社会保険事務所の設置に係る規定104
表 5 - (1) - 2	国民年金特別会計に係る規定・・・・・・・104
表 5 - (1) - 3	国民年金特別会計から給与が支給されている職員及び非常勤職員に係
Z	3 予算(平成 14 年度から 16 年度) ・・・・・・・・・・・105
表 5 - (1) - 4	各社会保険事務局の職員及び非常勤職員1人当たりの被保険者数及び
基	基礎年金受給権者数等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
表 5 - (1) - 5	社会保険事務所職員1人当たりの戸別訪問件数等107
表 5 - (1) - 6	社会保険事務所職員及び非常勤職員1人当たりの戸別訪問件数等 ・・・・・・108

((2) 人事父流の推進
	表 5 - (2) - 1 社会保険庁(本庁) 社会保険事務局・所における採用別の職員構成 ・・・・ 111
	表 5 - (2) - 2 社会保険庁(本庁) 社会保険事務局間の人事交流の状況
	(平成 16 年度) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
((3) 業務の実効性の確保
	表 5 - (3) - 1 社会保険庁の社会保険事務局に対する指導等の積極的な支援に係る規
	定 · · · · · · · · · · · · · 114
	表 5 - (3) - 2 社会保険事務局(平成 15 年度に管内の社会保険事務所が国民年金保険
	料収納対策強化事務所の指定を受けているもの)における管内の課題等
	の把握状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
	(4) 業務費用の見直し
	表 5 - (4) - 1 国民年金、国税及び地方税の 100 円当たり徴収コストの比較 ・・・・・・・・・・・ 117
	表 5 - (4) - 2 社会保険庁が市町村に提供している被保険者情報の活用状況 ・・・・・・・・・118
6	厚生労働省における社会保険庁(実施庁)に係る的確な実績評価の実施
	表 6 - 1 中央省庁等改革基本法における実施庁に係る規定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第1 行政評価・監視の目的等

1 目 的

この行政評価・監視は、国民年金制度の安定的な運営の確保を図る観点から、 適用業務の実施状況、 保険料徴収業務の実施状況、 被保険者等に対するサービスの実施状況等を調査し、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

2 調査対象機関

- (1) 行政評価・監視対象機関 厚生労働省
- (2) 関連調査等対象機関 市町村

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 5局(北海道、東北、関東、近畿、中国四国)

四国行政評価支局

行政評価事務所 12 事務所(青森、福島、千葉、東京、神奈川、静岡、福井、奈良、徳島、長崎、 宮崎、鹿児島)

4 実地調査時期

平成 16年6月~12月

第2 行政評価・監視結果

1 第1号未加入問題及び保険料未納問題が年金制度に与える影響

勧 告 説明図表番号

我が国の公的年金制度は、「国民年金(基礎年金)」を基礎として、その上に「被用者年金」が、さらにその上に「企業年金」が上乗せされた3階建ての体系となっている。その1階部分となる「国民年金(基礎年金)」は、自営業者や無業者も含め、20歳以上60歳未満のすべての国民に加入が義務付けられているものであり、保険料の納付期間が25年以上である等の要件を満たした加入者に対しては、共通に「基礎年金」が給付されることとなっている。

しかしながら、国民年金原簿に第1号被保険者(注1)として登載されていない第1号未加入者(注2)及び第1号種別変更未届者(注3)並びに国民年金原簿に登載されている第1号被保険者のうちの未納者は、年金受給資格を得るために必要な保険料納付期間 25 年の要件を満たすことができずに公的年金を受給できないことや保険料納付期間が短いことで公的年金の額が低くなることにより、老後の生活の収入が不十分となるおそれがある。そして、これに伴い家族が老親を経済的に支援する必要が生じるなど、未納者及び未加入者やその家族の生活に大きな問題を生じさせる。

他方で、保険料未納者は、次のように、年金制度全体に影響を与えることとなる。

基礎年金は、全国民に対する共通の支給であることから、その給付に要する費用については、国民全体で公平に負担する仕組みとなっている。具体的には、基礎年金の給付に要する費用を、国民年金制度の第1号被保険者(注1)に係る負担分と、厚生年金等の被用者年金制度の第2号及び第3号被保険者(注1)に係る負担分とに、それぞれの被保険者数の割合に応じてあん分する。その上で、第1号被保険者に係る負担分については国民年金制度が、また、第2号及び第3号被保険者に係る負担分については被用者年金制度が、それぞれの基礎年金拠出金として拠出する。このうち第1号被保険者については、当該年度において被保険者が納付した保険料に係る保険料納付済期間(保険料半額免除期間は1/2)の総月数を12か月で除して人数に換算したものを、基礎年金給付に要する費用を負担すべき被保険者数としている。

このため、当該年度において保険料を納付していない期間を有する者が増える と、これに応じて第1号被保険者の基礎年金拠出金算定対象者数が減少し、被保 険者1人当たりの基礎年金拠出金額の上昇を招くほか、国民年金制度以外の被用 者年金制度の基礎年金拠出金負担割合が大きくなる。

平成 10 年度から 14 年度までの国民年金の基礎年金勘定の収支状況をみると、 支出面では、毎年、年金受給者数の増加に伴い基礎年金給付費が増加し、また、 収入面では、毎年、基礎年金拠出金等収入総額が増加している。1人当たりの基 礎年金拠出金額は、高齢化による基礎年金給付費の増加及び基礎年金拠出金算定 対象者数の減少に伴い急上昇しており、具体的には、基礎年金拠出金算定対象者 数が平成 10 年度の 6,089 万人から、14 年度には 5,814 万人と減少した結果、 1 人当たりの基礎年金拠出金額(月額)は10年度の1万6,988円から、14年度に は2万1,450円へと上昇している。なお、このうち国庫負担相当額を除いた保険 料相当額(月額)は、平成 10 年度の1万1,325円から、14 年度には1万4,300 円へと上昇している。

表 1 - 1

平成 14 年度の第1号被保険者の保険料納付率(注4)は実際には 62.8%であ | 図1-1 ったが、これを、19 年度までの保険料納付率の目標として厚生労働省が設定した 80%であったと仮定した場合に、14年度の基礎年金財政にどのような影響がある かを当省(行政評価局)において試算してみたところ、基礎年金拠出金算定対象 者数は約310万人増加し、1人当たりの基礎年金拠出金額は約2万400円となり、 国庫負担相当額を除いた保険料相当額(月額)は約1万3,600円(前段の1万4,300 円に比し約700円の減少)に抑制でき、また、被用者年金制度からの基礎年金拠 出金負担総額(国庫負担相当額を除いた保険料相当額総額)も約4,000億円(年 額)軽減されるとの結果を得た。

なお、これは保険料納付者数が増加した場合の単年度における年金財政に与え る影響をみたものであるが、厚生労働省は、年金財政を長期的にみた場合、保険 料納付者数や保険料収入総額の増大という影響だけでなく、将来の年金受給権者 数や年金給付総額の増大という影響があることに留意が必要であると説明して いる。

このように、第1号未加入者及び未納者の増加は、未納者及び未加入者や家族 の生活に大きな問題を生じさせるほか、上記の試算結果からみると、保険料未納 者の増加は国民年金制度にとどまらず年金制度全体に影響を与えるものである。

このため、第1号未加入者及び未納者の減少を図ることは、極めて重要である。

平成 16年の国民年金法(昭和 24年法律第 141号)の改正により、基礎年金の国庫負担の割合については、現在の 3分の 1から 2分の 1へと 16年度から 21年度までに段階的に引き上げられることになっているが、年金制度の安定的な運営の確保を図るためには、今後も年金受給者数の増加が見込まれることから、国民年金原簿に第 1号被保険者として登載されていない第 1号未加入者及び第 1号種別変更未届者の人数を減少させることに加え、国民年金原簿に登載されている第 1号被保険者のうちの未納者数の減少を図ることが強く求められる。

- (注1) 国民年金の被保険者は、国民年金法第7条第1項において、 日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって、次の 及び のいずれにも該当しないものを「第1号被保険者」(平成14年度末現在2,237万人)と、 厚生年金保険その他の被用者年金各法の被保険者又は組合員若しくは加入者を「第2号被保険者」(同年度末現在3,686万人)と及び 第2号被保険者の被扶養配偶者であって20歳以上60歳未満の者を「第3号被保険者」(同年度末現在1,124万人)というとされている。
- (注2) すべての第1号被保険者が当該年度分(4月から翌年3月分)の保険料として納付すべき月数(全額免除の免除月数及び学生納付特例を受ける者の納付猶予月数を含まない。)の総合計のうち、被保険者が当該年度中(翌年4月末までに)実際に納付した月数の総合計の割合
- (注3) 第1号被保険者になるべき者であって、加入手続きを行っていないため、 基礎年金番号を有していない者
- (注4) 第2号被保険者又は第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の 届出を行わなかったため、国民年金原簿に第1号被保険者として登載され ていない者

(説 明)

表1-1 国民年金(基礎年金)の給付及び負担等の状況(平成10年度から14年度)

区分	平成10年度	11	12	13	14
基礎年金給付費	12.9 兆円	13.6 兆円	14.2 兆円	14.8 兆円	15.5 兆円
基礎年金拠出金等収入額	13.8 兆円	14.3 兆円	14.8 兆円	15.2 兆円	16.0 兆円
拠出金算定対象者数	60,887 千人	60,469 千人	59,753 千人	59,249 千人	58,142 千人
拠出金単価(月額)	16,988 円	18,024 円	19,149 円	20,149 円	21,450 円
保険料相当額(月額)	11,325 円	12,016 円	12,766 円	13,433 円	14,300 円

⁽注)厚生労働省の資料による。

図1-1 平成14年度の基礎年金財政について、第1号被保険者の保険料納付率が80%と仮定した場合の試算

平成 14 年度基礎年金の制度別負担状況

(保険料納付率 62.8%(実績))

基礎年金拠出金		基礎年金拠出金		
・ 15 兆円	围	3.1 兆円		
(特別国庫負担除く)	国民年金	(保険料相当額 2.1 兆円)		
・ 10 兆円	金	拠出金算定対象者		
(保険料相当額)		1,199万人		
拠出金算定対象者		基礎年金拠出金		
5,814 万人 1 人当たり拠出金単価 ・ 21,450 円 / 月 ・ 14,300 円 / 月		11.9 兆円		
		(保険料相当額 <u>7.9兆円</u>)		
		拠出金算定対象者		
		4,615 万人		
(保険料相当額)				

平成 14 年度基礎年金の制度別負担状況

(保険料納付率 80%(試算モデル))

	基礎年金拠出金(3)
	3.7 兆円
国民年金	(保険料相当額 2.5兆円)
	拠出金算定対象者(1)
	1,509 万人
	基礎年金拠出金(4)
被用	11.3 兆円
者 任	(保険料相当額 <u>7.5兆円</u>)
金	拠出金算定対象者
	4,615 万人
	国民年金被用者年金

(試算結果)

- 1 被用者年金制度による基礎年金拠出金(保険料相当額)は、納付率が 62.8%から 80%に上昇すると、約 4,000 億円(年額)の負担減となる。
- 2 1人当たり拠出金単価は、納付率が62.8%から80%に上昇すると、約700円(保険料相当額を除く月額)の減少となる。

これは保険料納付者数が増加した場合の単年度における年金財政に与える影響をみたものであるが、厚生労働省は、年金財政を長期的にみた場合、保険料納付者数や保険料収入総額の増大という影響だけでなく、将来の年金受給権者数や年金給付総額の増大という影響があることに留意が必要であると説明している。

. თ -

- (注)1 「平成 14 年度基礎年金の制度別負担状況(保険料納付率 62.8%(実績))」の各数値は、厚生労働省の「平成 14 年度財政状況 国民年金(基礎年金)-」による。
 - 2 試算モデルにおける各数値の算出方法は以下のとおり。
 - (1) 国民年金制度による拠出金算定対象者数(1)

保険料納付率は、現年度分(平成14年度の場合、平成14年4月以降15年3月以前)を対象とする保険料について、納付すべき対象月数のうち、被保険者が実際に納付した月数の割合であることから、保険料納付率が80%となった場合の国民年金制度による拠出金算定対象者数の試算については、現年度分の保険料納付者数の変化のみを考慮し、過年度分及び追納分については、平成14年度の実績に変化を与えないものとして行うこととする。

・ 平成 14 年度国民年金制度による拠出金算定対象者数の内訳(厚生労働省の資料による)

```
現年度分 13,558 万月÷12=1,130 万人・・・・a
過年度分 696 万月÷12= 58 万人・・・・b
追納分 139 万月÷12= 12 万人・・・・ c
計 1,199 万人・・・・・d
```

- ・ 平成 14 年度国民年金制度による拠出金算定対象者数のうち現年度分の保険料納付者数 a (1,130 万人)/平成 14 年度保険料納付率 (62.8%) = 平成 14 年度第 1 号被保険者数のうち現年度分保険料を納付すべき者 (1,799 万人)・・・・・ e
- ・ e x 試算モデルの保険料納付率(80%) = 国民年制度による拠出金算定対象者数のうち現年度分保険料納付者数(1,439万人)・・f
- f + b + c = 国民年金制度による拠出金算定対象者数 (1,509 万人)・・・・・g
- (2) 国民年金及び被用者年金制度による拠出金算定対象者(2)
 - ・ g + 平成 14 年度における被用者年金制度による拠出金算定対象者数 (4,615 万人) = 6,124 万人・・・・・ h
- (3) 国民年金制度による基礎年金拠出金(3)
 - ・ 平成 14 年度における基礎年金拠出金(15 兆円)×g/h = 国民年金制度による基礎年金拠出金(3.7 兆円)・・・・・
 - ・ × 国庫負担を除いた国民年金制度の基礎年金拠出金負担割合(2/3) = 国庫負担を除いた国民年金制度による基礎年金拠出金(2.5兆円)
- (4) 被用者年金制度による基礎年金拠出金(4)
 - ・ 平成 14 年度における基礎年金拠出金(15 兆円)×平成 14 年度における被用者年金制度による拠出金算定対象者数(4,615 万人)/ h

- = 被用者年金制度による基礎年金拠出金(11.3兆円)・・・・・j
- ・ j × 国庫負担を除いた被用者年金制度の基礎年金拠出金負担割合(2/3)=国庫負担を除いた被用者年金制度による基礎年金拠出金 (7.5兆円)
- (5) 1人当たり拠出金単価(5)
 - ・ 平成 14 年度における基礎年金拠出金(15 兆円) / h = 年額の1人当たり拠出金単価(244,940円)・・・・k
 - ・ k / 12 か月 = 月額の一人当たり拠出金単価 (20,411 円)・・・・1
 - ・ 1×国庫負担を除いた負担割合(2/3)=国庫負担を除いた月額の1人当たり拠出金単価(13,607円)

2 適用業務の的確な実施

勧 告	説明図表番号
国民年金の被保険者は、項目1の(注1)で述べたとおり、国民年金法第7条	表 2 - 1
第1項第1号から第3号に該当する者とされている。	表 2 - 2
第1号被保険者は、国民年金法第12条第1項において、資格の取得、喪失及	表 2 - 3
び種別変更並びに氏名及び住所の変更に関する事項を、市町村長(特別区の区長	表 2 - 4
を含む。以下同じ。) に届け出なければならないとされている。	表 2 - 5
第2号被保険者(共済組合の組合員又は私立学校教職員共済制度の加入者を除	表 2 - 6
く。) は、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条において、資格の	
取得及び喪失に関する事項を、事業主が社会保険庁長官に届け出なければならな	
いとされている。	
第3号被保険者は、国民年金法第12条第5項及び第6項において、資格の取	表 2 - 3
得、喪失及び種別変更に関する事項を、配偶者である第2号被保険者を使用する	
事業主を経由して、社会保険庁長官に届け出なければならないとされている。	
社会保険庁の「平成 13 年公的年金加入状況等調査」(平成 13 年 10 月 15 日現	表 2 - 7
在)の結果によると、基礎年金番号を有している者であって、国民年金原簿に第	
1号被保険者として登載されていない者等は約92万2,000人と推計されている。	
その中には、 第1号種別変更未届者と 第3号被保険者であるにもかかわら	
ず、届出を行わなかったために国民年金原簿に第3号被保険者として登載されて	
いない者等が含まれているが、そのほとんどは の第1号種別変更未届者と考え	
られる。	
また、基礎年金番号を有していない第1号未加入者は約63万5,000人と推計	表 2 - 7
されている。	
年金受給権者の増加による基礎年金給付費総額の増加が避けられない中で、第	
1号未加入者及び第1号種別変更未届者が国民年金原簿に第1号被保険者として	
登載されずに保険料の徴収が行われないことは、年金制度の安定的な運営の確保	
に影響を与えるものとなっていく。	
このため、当省が平成 16 年 10 月の「年金に関する行政評価・監視結果に基づ	
く第1次勧告 - 国民年金業務を中心として - 」において指摘したように住民基本	
台帳ネットワークシステムを活用して把握される第1号未加入者とともに、第1	
号種別変更未届者の加入手続を早急に行うことが必要となっている。	
また、社会保険庁が適用業務(国民年金への新規加入や既に国民年金に加入し	

ている者の被保険者種別の変更等に係る業務)を的確に実施することは、国民年 金保険料の安定的な収入の基礎となるばかりでなく、年金を受給できる資格を得 られない者の発生の防止や年金受給権者に対する確実な年金給付など、国民皆年 金の実現を図るための基本的かつ重要な対策の一つとなっている。

今回、53 社会保険事務局等(18 社会保険事務局及びこれら管内の35 社会保険 事務所)及び219市町村において、第1号被保険者の適用業務の実施状況を調査 した結果、次のような状況がみられた。

「平成 13 年公的年金加入状況等調査」の結果によると、第1号未加入者が|表2-8 加入手続を行わなかった理由として、「制度の仕組みを知らなかった」 (15.9%)、「加入の届出をする必要はないと思ったから」(14.4%)、「うっか り届出を忘れていたから」(7.8%)と制度の仕組みや届出の必要性を知らなか ったこと又は忘れていたことを挙げている者が相当数いる(38.1%)。

また、第1号種別変更未届者に対して、第1号被保険者への種別変更届の提 | 表2-9 出を勧奨する文書(以下「勧奨状」という。)は、離職した者及びその被扶養 配偶者に対し、離職等から2か月後及び6か月後の2回にわたり送付されてい るが、平成 15 年度において、1回目の勧奨で第1号被保険者への種別変更届 を提出する者が半数近く(47.8%)に上ることからも、種別変更届の提出に係 る周知が十分ではない状況がうかがえる。なお、平成 15 年度における勧奨状 の送付数は、1回目が約278万件、2回目が約145万件となっている。

このような状況の中で、第2号被保険者及び第3号被保険者の資格を喪失し て第1号被保険者となる者に対して自発的な種別変更届の提出を勧奨する方 法としては、例えば、被用者の離職時に事業主の協力を得て、届出手続の手引 及び届出書を離職者に配布することも一つの有効な手段と考えられる。

調査した 18 社会保険事務局の中には、届出手続の手引及び届出書を事業主|表2-10 にセットで送付して離職者への配布を依頼することが、自発的な届出提出を促 す上で有効であるとしてこれを実施しているものが1社会保険事務局みられ たことから、他の社会保険事務局においても、このような取組の積極的な実施 が望まれる。

第1号被保険者への種別変更届の届出書は、国民年金法第12条第1項にお いて、市町村長に届け出なければならないとされているが、郵送による届出書 の受付を促進することは、被保険者の利便を向上させ、届出の励行を推進する

上で効果的と考えられる。

しかし、社会保険庁は、第1号被保険者への種別変更届の届出書の郵送によ る提出を認めているものの、調査した 53 社会保険事務局等 (18 社会保険事務 局及びこれら管内の 35 社会保険事務所)では、いずれも市町村及び被保険者 に対して、郵送による届出書の受付が可能であるということを周知していな L10

このため、調査した219市町村について郵送による届出書の受付状況をみる │表2-11 と、届出書の記載漏れ及び書類の添付漏れがある等を理由として、原則として 郵送による届出書を受け付けないとしているものが 108 市町村(49.3%)あり、 また、郵送による届出書の受付を可能としている111市町村(50.7%)におい ても、被保険者に郵送による届出書の受付が可能であるということを周知して いるのは3市町村(2.7%)にすぎないものとなっている。

なお、郵送による届出書を受け付けない理由として挙げている()届出書 の記載漏れについては、市町村で記載可能であれば補正すること、又記載不可 能であれば返戻して再び郵送してもらうこと、() 書類の添付漏れについて は、書類を郵送するように連絡することにより対応が可能である。

前述のとおり、社会保険庁は第2号被保険者又は第3号被保険者の資格喪失 | 図2-1 者に対して、第1号被保険者への種別変更届の提出を求める勧奨状を被用者の 離職等の2か月後及び6か月後に送付するよう、社会保険事務局等を指示して いるところであるが、第1号被保険者の資格は国民年金法第7条第1項及び第 8条の規定に基づき、届出がなくても一定の事実が発生すれば取得されるもの であることから、第1号被保険者の資格を取得したにもかかわらず届け出ない 者に対しては同庁の職務権限による適用(以下「職権適用」という。)を行う ことが可能である。しかし、社会保険庁は、勧奨後の事務の取扱いは各々の社 会保険事務局等の方針に任せており、第1号種別変更未届者に対する職権適用 の実施までは指示していない。なお、社会保険庁においては、20歳に到達し第 1号被保険者となった者で、資格取得の届出を行わない者に対しては、平成7 年度から職権適用を行っているところである。

調査した 53 社会保険事務局等(18 社会保険事務局及びこれら管内の 35 社会|表2-12 保険事務所)における平成 15 年度の第1号種別変更未届者に対する職権適用 の実施状況をみると、18 社会保険事務局のうち2社会保険事務局(11.1%)に おいては、職権適用を実施するよう管内の社会保険事務所に対して指示してい

るが、残りの 16 社会保険事務局(88.9%)では、職権適用を実施するよう指 示していない。このこともあって、35 社会保険事務所のうち職権適用を実施し ているのは、社会保険事務局の指示に基づき実施している4社会保険事務所と 独自の判断で実施している1社会保険事務所の合計5社会保険事務所 (14.3%)となっており、残りの 30 社会保険事務所(85.7%)では、職権適 用を実施していない。

また、上記の職権適用を実施している5社会保険事務所においては、いずれ | 表2 - 13 の社会保険事務所も、保険料納付期間が 25 年以上ないと年金受給資格が得ら れないことを考慮して、職権適用の対象者をすべての第1号種別変更未届者と するのではなく、35歳未満の者に限定する等、必ずしも国民年金法第7条の規 定に基づく国民皆年金の理念に沿って実施していない状況がみられる。

なお、平成 15 年度に職権適用を実施するよう管内の社会保険事務所に指示 | 表 2 - 14 していない 16 社会保険事務局のうち 1 社会保険事務局では、14 年度には管内 分を一括して職権適用を実施していたが、社会保険庁から職権適用の実施に当 たっての手続が示されていないこともあり、共済組合の資格取得者等適用対象 外の者を職権適用したため苦情を受け、14年11月から職権適用を中断してい る状況となっている。

一方、勧奨状の効果を把握するため、第1号被保険者となるべき者に対する | 表2-15 離職等から2か月後及び6か月後の2回にわたる勧奨状の送付者数並びに離 職等から8か月後を経過してもなお種別変更の届出を行っていない者の数を 把握できた9社会保険事務局における平成 15 年度のそれぞれの数をみると () 1 回目の勧奨状の送付者数は 76 万 3,215 人、() 2 回目の勧奨状の送 |付者数は 42 万 6,653 人、() 離職等から 8 か月後を経過してもなお種別変更 の届出を行っていない者の数は、35万3,545人となっていた。

これらからみると、上記()と()の人数差 33 万 6,562 人(当初の人 数の44.1%)が最初の勧奨状の送付による届出効果があった者、(の人数差 7 万 3,108 人 (当初の人数の 9.6%) が 2 回目の勧奨状の送付による 届出効果があった者であり、残りの()の人数 35 万 3,545 人(当初の人数 の 46.3%)が2回にわたる勧奨状の送付による効果がなかった者とみなすこと ができる。

2回にわたり勧奨状を送付しても半数近くの者が第1号被保険者への種別 変更届出を行っておらず、また、最初の勧奨状の効果に比べて2回目の勧奨状

の効果は著しく低いことから、2回目の勧奨状の送付に替えて、速やかに職権 適用を行うことが適当であると認められる。

なお、社会保険庁は、平成 17 年4月から全国的に第1号種別変更未届者に 対する職権適用を実施する予定としているが、16年10月時点において、いま だ職権適用の対象者等が明確とはなっておらず、また、2回にわたる勧奨状の 送付後も第1号種別変更未届者に対して戸別訪問勧奨を行うことについても 検討中としている。

ちなみに、平成 16 年度予算では、勧奨状の送付に係る予算額は7億円、勧 │表2 - 16 奨状送付対象者数は641万5,000件、勧奨状1件当たりの送付単価は110円と なっている。

したがって、厚生労働省は、第1号被保険者の適用事務の的確な実施を図る観 点から、次の措置を講ずる必要がある。

第2号被保険者及び第3号被保険者の資格喪失者に対して、事業主の協力を 得て、事業主から第1号種別変更届の手続の手引及び届出書を離職する被用者 に配布してもらう等、上記の資格喪失者で第1号被保険者になる者が容易にこ れらを入手できるよう社会保険事務局等に指示すること。

また、第1号種別変更届出については、郵送でも受付が可能であることを市 町村及び被保険者に周知徹底するよう社会保険事務局等に指示すること。

職権適用の実施については、職権適用に係る全国統一的な手続を定めた上、 次の措置を講ずるよう社会保険事務局等に指示すること。

()職権適用に係る全国統一的な手続に基づき、第1号種別変更未届者に対し て勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速やかに職権適 用を実施すること。

また、職権適用の対象外となる者に対する適用の回避を図るため、職権適 用の対象外となる場合には速やかに社会保険事務所に申し出る旨を勧奨状 に明記することなどにより、第1号種別変更未届者への周知を図ること。

() 住民基本台帳ネットワークシステムを活用する等して把握した第1号未 加入者に対して勧奨状を送付し、当該勧奨に応じないすべての者に対し、速 やかに職権適用を実施すること。

表2-1 国民年金の被保険者の資格に係る規定

国民年金法(昭和34年法律第141号)<抜粋>

(被保険者の資格)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、国民年金の被保険者とする。

- 一 日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であって次号及び第三号のいずれにも該当しないもの(被用者年金各法に基づく老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であって政令で定めるもの(以下「被用者年金各法に基づく老齢給付等」という。)を受けることができる者を除く。以下「第1号被保険者」という。)
- 二 被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者(以下「第2号被保険者」という。)
- 三 第2号被保険者の配偶者であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの(第2号被保険者である者を除く。以下「被扶養配偶者」という。)のうち 20 歳以上 60歳未満のもの(以下「第3号被保険者」という。)

表2-2 国民年金被保険者数の推移

(単位:万人)

区分	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	計
平成 10 年度	2,043	3,826	1,182	7,050
11	2,118	3,775	1,169	7,062
12	2,154	3,742	1,153	7,049
13	2,207	3,676	1,133	7,017
14	2,237	3,686	1,124	7,046

- (注) 1 厚生労働省の資料による。
 - 2 いずれも各年度末の数値であり、第1号被保険者には、任意加入被保険者を含む。
 - 3 平成 15 年度末の第1号被保険者は2,240万人(任意加入被保険者を含む)。

表2-3 被保険者の各種の届出に係る規定

国民年金法 < 抜粋 >

(届出)

- 第12条 被保険者(第3号被保険者を除く。次項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を市町村長に届け出なければならない。
- 2 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、被保険者に代って、前項の届出をすることができる。
- 3 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条から第24条までの規定による届出があったとき(当該届出に係る書面に同法第29条の規定による附記がされたときに限る。)は、その届出と同一の事由に基づく第1項の規定による届出があったものとみなす。
- 4 市町村長は、第1項又は第2項の規定による届出を受理したときは、厚生労働省令の定めるところにより、社会保険庁長官にこれを報告しなければならない。
- 5 第3号被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、その資格の取得及び喪失並びに種別の変更に関する事項並びに氏名及び住所の変更に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。
- 6 前項の届出は、厚生労働省令で定める場合を除き、厚生年金保険法の被保険者である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者にあっては、その配偶者である第2号被保険者を使用する事業主を経由して行うものとし、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の組合員又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。)である第2号被保険者の被扶養配偶者である第3号被保険者にあっては、その配偶者である第2号被保険者を組合員又は加入者とする国家公務員共済組合、地方公務員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団を経由して行うものとする。
- 7 前項に規定する第2号被保険者を使用する事業主とは、厚生年金保険法の被保険者である第2号被保険者を使用する事業所(同法第6条第1項に規定する事業所をいう。)の事業主(同法第27条に規定する事業主をいう。)をいう。
- 8 第6項に規定する第2号被保険者を使用する事業主は、同項の経由に係る事務の一部を当該 事業主が設立する健康保険組合に委託することができる。
- 9 第6項の規定により、第5項の届出が第2号被保険者を使用する事業主又は国家公務員共済 組合、地方公務員共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に受理されたときは、その 受理されたときに社会保険庁長官に届出があったものとみなす。

表2-4 国民年金第1号被保険者の資格取得・喪失者数(全国)

(単位:人)

区分	資格取得者数		資格喪失者数
		うち 20 歳到達者数	
平成 13 年度	6,726,308	1,294,971	6,189,738
14	5,865,255	1,266,909	5,571,207

- (注)1 厚生労働省の資料による。
 - 2 いずれも任意加入被保険者を含む。

表2-5 国民年金被保険者の住所変更届出数(全国)

(単位:件)

区分	第 1 号被保険者、 第 3 号被保険者	第 2 号被保険者 (厚生年金保険被保険者)	計
平成 13 年度	3,289,667	1,189,164	4,478,831
14	2,862,992	1,226,389	4,089,381

- (注) 1 厚生労働省の資料による。
 - 2 住所変更届出数は、別届(資格取得届等)処理時の同時変更分は含まない。
 - 3 第1号被保険者及び第3号被保険者については共通処理のため、区別していない。
 - 4 住所変更届における第2号被保険者数には、磁気媒体届出による一括処理の件数は含まない。

表2-6 厚生年金保険被保険者の各種届出に係る規定

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)<抜粋>

(届出)

第27条 適用事業所の事業主又は第10条第2項の同意をした事業主(以下単に「事業主」という。)は、厚生労働省令の定めるところにより、被保険者の資格取得及び喪失並びに報酬月額及び賞与額に関する事項を社会保険庁長官に届け出なければならない。

表2-7 「平成13年公的年金加入状況等調査」による第1号未加入者等の推計

(単位:千人、%)

			非加入者				
第 1 号	第 2 号	第 3 号		第1号未	割合	第 3 号	その他
被保険	被保険	被保険		加入者数		届出遅	の非加
者数	者数	者数				者数	入者
а				b	b/a		
21,186	35,647	11,428	1,569	635	3.0	12	922
1	被 保 険 者数 a	被 保 険 被 保 険 者数 a	被保険 被保険 者数 者数	第 1 号 第 2 号 第 3 号 被 保 険 被 保 険 者数 者数 a	第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 1 号末 被 保 険 被 保 険 加入者数 者数 者数 b	第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 1 号末 割 合 被 保 険 被 保 険 加入者数 占数 b b/a	第 1 号 第 2 号 第 3 号 被 保 険 被 保 険 加入者数 届 出 遅 者数 者数 b b/a

- (注) 1 本表は、厚生労働省(社会保険庁)が実施した「平成 13 年公的年金加入状況等調査」(平成 13 年 10 月 15 日時点の約 8.6 万世帯を抽出して行った調査)による。
 - 2 「第1号末加入者数」は、公的年金制度に加入していないと回答した者について、社会保険庁で 管理している加入者原簿等と突合することにより、未加入者であることを確認し、未加入者と判明 した調査対象者の人数を基に全国ベースの人数に引き伸ばすことにより推計している。
 - 3 「第3号届出遅者数」は、基礎年金番号が未付番の者で、第3号被保険者としての届出が必要であると自覚しているにもかかわらず、届出が遅れていると回答した者である。
 - 4 「その他の非加入者」は、以下の者である。

被用者年金保険老齢年金受給権者

既に裁定され、年金の受給権を有している者

経過的未届者

調査時点ではたまたま未届であったが、基礎年金番号の付番が確認されているか又は調査結果で基礎年金番号が付番されていると断定できる者であり、その時点で第1号被保険者等の届出の提出がたまたま遅れている者。具体的には転職者、短期的な失業者、届出中の者等

住民票未登録の者

調査時点において居住地で住民登録をしていない者

表2-8 第1号未加入者の未加入の理由

(単位:%)

		(十四・//)		
	未加入の理由	割合		
総数		100.0		
届出の必要性	届出の必要性や制度の仕組みを知らなかった、忘れていた等			
	制度の仕組みを知らなかった	15.9		
	加入の届出をする必要はないと思ったから	14.4		
	うっかり届出を忘れていたから	7.8		
	忙しくて届出をする暇がなかったから	6.0		
加入したくない(主要回答)				
	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	21.4		
	公的年金をあてにできない	12.0		
	支払う保険料総額より受け取る受給総額が少ないと思うから	5.1		
	これから保険料を払っても加入期間が少なく、年金がもらえない	4.3		
	まだ若いから	0.4		
	その他	12.7		

- (注) 1 本表は、厚生労働省(社会保険庁)が実施した「平成13年公的年金加入状況等調査」 (平成13年10月15日時点の約8.6万世帯を抽出して行った調査)による。
 - 2 無回答のものは除外している。
 - 3 「その他」は、「既に国民年金、厚生年金保険、共済組合の年金を受ける権利がある」、 「近々就職するつもりだから」等となっている。
 - 4 回答しているのは、20歳から59歳の者である。
 - 5 「加入したくない」の内訳は、最も主要な理由として回答されたものである。

表 2 - 9 第 1 号種別変更未届者に対する種別変更届の提出を勧奨する 文書(勧奨状)の送付状況(平成 15 年度・全国)

(単位:件、%)

1回目の勧奨状 a	2 回目の勧奨状 b	a - b	(a-b)/a 1回目の勧奨状に よる届出の割合
2,781,784	1,451,255	1,330,529	47.8

(注)厚生労働省の資料による。

表2-10 第1号被保険者となる者に対して自発的な種別変更届を勧奨する方法(具体例)

社会保険事務局名	具 体 例
香川社会保険事務局	国民年金第1号被保険者の適用漏れの防止を図る観点から、平成 14
	年4月から第2号被保険者の資格を喪失して第1号被保険者となる
	者を対象として、)国民年金の種別変更の届出の必要性を周知する
	パンフレットの作成、)当該パンフレットに第1号被保険者への種
	別変更の届出書の様式等の添付を行い、平成 15 年 11 月末から 12 月
	初めにかけて事業所 (300 人以上を雇用する 90 事業所) 及び職業安定
	所に対して同パンフレットを配布している。

(注)当省の調査結果による。

表 2 - 11 219 市町村における第 1 号被保険者への種別変更届の郵送での受付の考え方

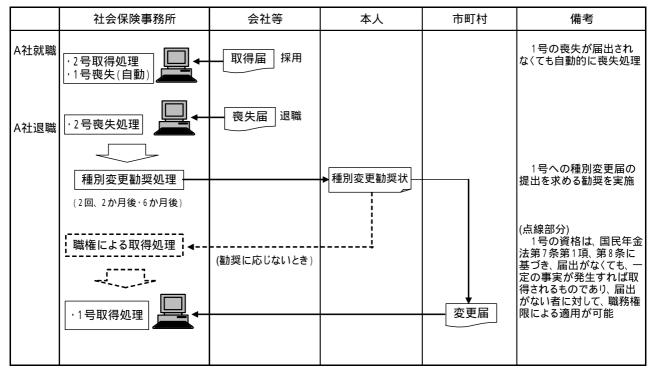
(単位:市町村、%)

調査対象市町村数	郵送による受付を可能	郵送による受付を不可	
	としているもの 被保険者へ周知して		としているもの
		いるもの	
219 (100.0)	111 (50.7)	3 (2.7)	108 (49.3)

(注)当省の調査結果による。

図2-1 第2号被保険者の資格喪失者に対する職権適用のイメージ

(A社就職 A社退職の場合)



(注)厚生労働省の資料による。

表 2 - 12 平成 15 年度の 53 社会保険事務局等における職権適用の実施状況

(単位:局・所、%)

X		分	社会保険事務局・所	割合
18 社会保険	職権適用を実施す	するよう管内事	2 社会保険事務局	11.1
事務局	務所に指示してい	るもの	(福井、長崎)	
	職権適用を実施するよう管内事 務所に指示していないもの		16 社会保険事務局	88.9
	計		18 社会保険事務局	100.0
35 社会保険	職権適用を実施		5 社会保険事務所	14.3
事務所		社保局の指示	4 社会保険事務所	-
		に基づき実施	(福井、武生、長崎南及び諫早)	
		しているもの		
		独自に実施し	1 社会保険事務所	-
		ているもの	(島田)	
	職権適用を未実施		30 社会保険事務所	85.7
	計		35 社会保険事務所	100.0

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 「職権適用を実施」欄は、平成15年度に職権適用の実績があるものを計上した。

表 2 - 13 平成 15 年度に職権適用を実施している 5 社会保険事務所における対象者の範囲

社会保険事務所名	職権適用の対象者の範囲
3 社会保険事務所	職権適用の対象者は、第2号被保険者の資格を喪失した者で第1号
島田	被保険者となる者としているが、保険料の納付期間が 25 年以上なけ
福井	れば、年金受給資格が得られないことを考慮し、対象者の年齢を 35
武生	歳未満の者としている。
2 社会保険事務所	職権適用の対象者は、年齢制限は設けていないが、第3号被保険者
	の資格を喪失した者で第1号被保険者になる者等としており、第2号
長崎南	被保険者の資格を喪失した者で第1号被保険者となる者は対象から
諫早	除外している。

(注)当省の調査結果による。

表2-14 職権適用を中断している事例

社会保険	職権適用の	中 断 の 理 由
事務局名	実 施 時 期	
北海道社会	平成 14 年	同局では、平成 14 年 4 月から、国民年金原簿に第 1 号被保
保険事務局	4月~11月	険者として登載されていない者(種別変更未届者)に対する
		職権適用を実施していたが、既に共済組合の資格を取得した
		者等職権適用の対象外の者を第1号被保険者の適用者とした
		ため、当該者から管内の社会保険事務所に対して苦情が寄せ
		られ、適用業務に関する混乱を招いたとして、同年 11 月には、
		職権による適用を中断している。

(注)当省の調査結果による。

表 2 - 15 第 1 号種別変更未届者への勧奨状の送付回数に応じた届出者数等(平成 15 年度)

(単位:人数、%)

社会保険	2 か月後 a	6 か月後 b	a - b	8 か月後 c	b - c	(a-b)/a	(b-c)/a
事務局	勧奨状の	勧奨状の	1回目の勧	2回にわた	2回目の勧	当初人数に	当初人数に
	送付数	送付数	奨状による	る勧奨状で	奨状による	占める最初	占める2回
	(1回目)	(2回目)	届出数	効果がなか	届出数	の勧奨状の	目の勧奨状
				った者		届出割合	の届出割合
青森	30,162	13,813	16,349	9,752	4,061	54.2	13.5
福島	39,763	20,642	19,121	17,317	3,325	48.1	8.4
埼 玉	83,137	38,234	44,903	31,800	6,434	54.0	7.7
千 葉	63,576	36,174	27,402	30,882	5,292	43.1	8.3
東京	297,683	180,932	116,751	157,836	23,096	39.2	7.8
神奈川	186,859	110,060	76,799	84,271	25,789	41.1	13.8
福井	14,656	4,417	10,239	3,035	1,382	69.9	9.4
徳島	22,078	11,385	10,693	10,247	1,138	48.4	5.2
鹿児島	25,301	10,996	14,305	8,405	2,591	56.5	10.2
計	763,215	426,653	336,562	353,545	73,108	44.1	9.6

(注)1 当省の調査結果による。

- 2 「2か月後」、「6か月後」及び「8か月後」は、被用者の離職等からの月数である。
- 3 表中の送付数等は、社会保険事務局管内の社会保険事務所の送付数等分を含めている。
- 4 千葉社会保険事務局は、4月から9月までの勧奨状の送付分である。
- 5 鹿児島社会保険事務局は、未加入期間国民年金適用勧奨に係る勧奨状の送付分を除いている。
- 6 「2回にわたる勧奨状で効果がなかった者」は、社会保険庁社会保険業務センターから各社会保険 事務局に配信される第2号被保険者及び第3号被保険者の資格喪失者(第1号被保険者となるべき者) のリスト(それらの者の離職等から8か月後)に基づき把握したものである。

表2-16 勧奨状の送付に係る予算等(平成16年度)

(単位:円、件)

勧奨状の送付に係る予算額	勧奨状送付対象者数	[勧奨状 1 件当たりの送付単価]	
а	b	a/b	
700,000,000	6,415,000	約 110	

(注)当省の調査結果による。

3 保険料徴収業務の効果的な実施

(1) 保険料徴収対策の効果確保のための定期的評価と見直し

勧 説明図表番号

当省は、平成16年10月の「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次 勧告 国民年金業務を中心として 」において、保険料納付率が低下している実 態を踏まえ、19 年度までの保険料納付率の目標として厚生労働省が設定した 80% を達成するため、年度別の目標値を設定するように同省に対して勧告した。

社会保険庁では、中期目標を達成するため、社会保険事務所ごとに年度別の行 動計画を策定させ、当該計画の実施に着手させるとともに、平成 16 年 10 月 22 日に国民年金保険料収納にかかる年度別の行動計画(アクションプログラム。以 下「行動計画」という。)を公表したところである。

行動計画では、平成 15 年度の保険料納付率 63.4%を、16 年度 65.7%、17 年度 | 表 3 - (1) - 1 69.5%、18 年度 74.5%、19 年度 80.0%に引き上げて、中期目標を達成するとし ている。これによれば、平成 19 年度の保険料納付率を 15 年度と対比して 16.6 ポイント改善する必要があり、そのうちの9.2ポイントを国民年金法改正の効果 により(注)残り7.4ポイントを戸別訪問や電話による納付督励等の強化により、 実現するとしている。

(注) 国民年金法改正の効果による保険料納付率の9.2 ポイントの改善について 口座振替割引制度の導入(翌月末の口座振替を当月末に口座振替する ことにより割引)(平成17年4月施行)、申請免除・学生納付特例の承認期 間の遡及(申請した月の前月からとなっている申請免除・学生納付特例の承 認期間の始期を原則として直前の7月・4月に遡及)(17年4月施行)、若 年者の保険料納付猶予制度の新設(30歳未満の若年者であって、その所得が 全額免除基準以下であるものについて、保険料納付を猶予 (17年4月施行) 全額申請免除(単身世帯)の拡大(単身世帯の全額免除基準の所得上限額 の引上げ)(17年7月施行) 免除の多段階化(現在の全額免除及び半額免 除に、四分の三免除及び四分の一免除を加えて、4段階化)(18年7月施行) によるものとされている。

当省において、これらの各種の施策が、保険料納付率を算出する際の分子及び 分母にどのような影響があるのか分析してみた。まず、保険料納付率の分子とな る実際に保険料を納付した月数については、国民年金法改正の効果である口座振 替割引制度の導入等や戸別訪問や電話による納付督励等の強化によって、平成 15 年度の1億3,492万月から19年度には1億4,847万月へと1,355万月増加

(10.0%の増加)する。

次に、保険料納付率の分母となる保険料を納付すべき対象月数については、国 民年金法改正の効果である申請免除の承認期間の遡及等によって、同法の改正前 までは保険料として納付すべき対象月数であったものが、対象月数から除外され て、平成 15 年度の 2 億 1,276 万月から 19 年度には 1 億 8,558 万月へと 2,718 万 月減少(12.8%の減少)する。

他方で、実際に納付した月数が、平成元年度から 15 年度までの 15 年間にわた って、1億5,025万月から1億3,492万月と1,533万月の減少傾向(10.2%減少) 図3 - (1) - 2 となっており、また、年金制度に対する不信が広がる中で、保険料未納者に対す る現在の収納対策等を漫然と強化するだけで、果たして実際に納付した月数の大 幅な増加(平成19年度には15年度比で約10%増加を目標)あるいは保険料納付 総額の増加につながるかどうかは、現状では明らかではない。このような状況か らみて、社会保険庁は、各種の対策が実際どのような効果を上げているかについ て、毎年度、前年度までの行動計画の実施結果を検証しつつ、収納対策に取り組 むことが求められる。

したがって、厚生労働省は、実効ある保険料収納対策の充実強化を図る観点か ら、行動計画の実施結果について、毎年度、後述(2)で示している個別の収納対 策ごとの改善及び評価を踏まえた総合的な評価を行い、その評価結果を公表する とともに、その後の行動計画に反映させて、その完全達成を図る必要がある。

(説 明)

表 3 - (1) - 1 国民年金保険料収納にかかる行動計画 (アクション・プログラム) による年度別目標納付率等

〔年度別目標納付率〕

□	分	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
X	Л	実績	目標	目標	目標	目標
保険料を納付すべき対象月数(万月) a		21,276	20,880	20,179	19,352	18,558
実際に保険料を納付する	3月数(万月) b	13,492	13,716	14,020	14,423	14,847
納付率(%)	b/a	63.4	65.7	69.5	74.5	80.0

⁽注)厚生労働省の「国民年金保険料収納にかかる行動計画(アクションプログラム)」により作成した。

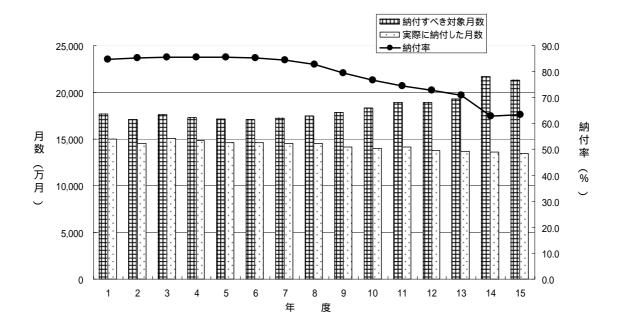
〔法改正事項の納付率への影響〕

(単位:%)

法律改正事項の内容	平成 17 年度 平均	18 年度 平均	19 年度 平均
口座振替割引制度(17.4施行)	0.3	0.7	0.7
申請免除の承認期間の遡及(17.4施行)	0.4	0.7	0.7
若年者の保険料納付猶予制度(17.4施行)	0.9	2.5	2.5
全額申請免除(単身世帯)の拡大(17.7施行)	0.1	0.4	0.4
免除の多段階化(18.7施行)	0.0	1.0	4.9
合 計	1.6	5.2	9.2

(注)厚生労働省の「国民年金保険料収納にかかる行動計画(アクションプログラム)」により作成した。

図3-(1)-2 国民金保険料の納付率、納付すべき対象月数及び実際に納付した月数の推移



(単位:万月、%)

区分	納付すべき 対象月数	実際に納付 した月数	納付率
平成元年度	17,730	15,025	84.7
2	17,079	14,546	85.2
3	17,580	15,060	85.7
4	17,329	14,850	85.7
5	17,139	14,648	85.5
6	17,101	14,581	85.3
7	17,235	14,567	84.5
8	17,499	14,504	82.9
9	17,826	14,181	79.6
10	18,271	13,995	76.6
11	18,961	14,118	74.5
12	18,904	13,791	73.0
13	19,285	13,673	70.9
14	21,712	13,627	62.8
15	21,276	13,492	63.4

(注)厚生労働省の資料による。

(参考) 平成 16 年度財政見通しと国民年金保険料収納にかかる行動計画(アクション・プログラム)による第 1 号被保険者の保険料収入額の比較

平成 16 年度の財政見通しにおいて想定されている 19 年度の第 1 号被保険者の保険料収入と、行動計画の実施により中期目標である保険料納付率80%を達成した際の19年度の保険料収入について比較を行うことにより、行動計画の中期目標の達成により、平成 16 年度の財政見通しにおける 19 年度の保険料収入がどの程度確保されるのか、当省において分析を行った。

平成 16 年度の財政見通しにおける 19 年度の第 1 号被保険者の保険料収入の見通しは、第 1 号被保険者数 2,150 万人のうち 1,410 万人が実際に保険料を支払う基礎年金拠出金算定対象者数とされ、これらの者が保険料 1 万 4,140 円 (月額)を支払うことにより 2 兆 4,000 億円の保険料収入があるとの見通しを立てている。このうち、過年度分の保険料収入及び追納分の保険料収入を除いた現年度分の保険料収入は、 2 兆 1,700 億円となる。これと、行動計画にある平成 19 年度の現年度分の保険料が実際に納付される月数の目標である 1 億 4,847 万月により得られる保険料収入について、同じく保険料 1 万 4,140 円 (月額)により算出すると、 2 兆 1,000 億円となり、財政見通しによる保険料収入と比較すると、 700 億円のかい離があるようにみられる (表参照)。

この 700 億円の差について、厚生労働省の説明によれば、行動計画と財政見通しでは、保険料を納付すべき対象月数の推計方法及び推計を行うに当たり基礎となる基礎数値が異なることにより生じるものであるとしている。具体的には、行動計画では、保険料を納付すべき対象月数を、平成 15 年度の納付実績を基礎に、制度改正による影響のみを加味して算出しているが、平成 16 年度の財政見通しにおいては、平成 14 年度の納付実績を基礎に、制度改正による影響のほか、人口構造の変化による影響を加味して算出している。このことにより、財政見通しにおける平成 19 年度の実際に保険料を納付すべき対象月数は 627 万月多くなり、これに伴い、実際に保険料を納付される月数の見込みも財政見通しが行動計画に比べて 501 万月多くなり、また、保険料収入も700 億円多くなることとなる。

しかしながら、行動計画を実施していく上で、人口構造の変化が財政見通しで想定されているとおりとなれば、行動計画の保険料を納付すべき対象月数も財政見通しに限りなく近づくものであり、行動計画の目標である保険料納付率80%が達成されれば、16年度の財政見通しにおいて19年度の実際に保険料を納付される月数の目標である15,348万月の下で、予定通りの保険料収入2兆1,700億円が確保されると同省は説明している。

(表)

	区分		19 年度 目標
∕ =	保険料を納付すべき対象月数(万月)	a	18,558
行 動 計 画	実際に保険料を納付する月数(万月)	b	14,847
Щ	保険料収入額(兆円)	С	2.10
- 政見 現 現 し 1 6	保険料を納付すべき対象月数(万月)	d	19,185
	実際に保険料を納付する月数(万月)	е	15,348
年 度 財	保険料収入額(兆円)	f	2.17
行動計画と	行動計画と財政見通しによる保険料収入の差(兆円) f - c		- 0.07

- (注)1 本表は、過年度分及び追納分を対象とした保険料を除く現年度分を対象とした保険料にかかるものである。
 - 2 行動計画の「実際に保険料を納付する月数」欄の数値は、厚生労働省の「国民年金保険料収納にかかる行動計画(アクションプラン)」による。
 - 3 行動計画及び平成 16 年度財政見通しの「保険料収入額」欄は、「実際に保険料を納付する月数」に、 国民年金法改正による平成 19 年度の保険料 1 万 4,140 円 (月額)を掛けて計上した。
 - 4 平成 16 年度財政見通しの、「保険料を納付すべき対象月数」及び「実際に保険料を納付する月数」 欄の数値は、厚生労働省の資料による。

なお、同省の説明によれば、平成 16 年財政見通しにおいて、19 年度の第 1 号被保険者のうち実際 に保険料を支払う基礎年金拠出金算定対象者数 1,410 万人の内訳は以下のとおりである。

〔平成 16 年度財政見通しの拠出金算定対象者数の内訳(平成 19 年度)〕

現年度分 15,348 万月 ÷ 12=1,279 万人

過年度分 672 万月 ÷ 12= 56 万人

追納分 924 万月÷12= 77 万人

(うち学生及び若年納付特例 804 万月÷12=67 万人)

合 計 1,412 万人 (2 万人は誤差)

(2) 保険料徴収業務の見直し

(2) 保険料磁収集務の発車 U	説明図表番号
 同法第 88 条において、第1号被保険者は保険料を納付する義務を負い、世	表 3 - (2) - 1
 帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を、また、配偶者の一方は、被保	
 険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負うこととされている。	
 同法第 91 条において、保険料(平成 16 年度は月額 1 万 3,300 円)について	
は、納付義務が免除されたとき又は保険料を前納した場合を除き、翌月の末日	表 3 - (2) - 2
までに納付することとされており、同法第 95 条において、社会保険庁長官は、	表 3 - (2) - 3
この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によって徴収する	表 3 - (2) - 4
とされている。	
同法第 96 条において、保険料を滞納する者があるときは、社会保険庁長官	
は、納付義務者に対して督促することができるほか、督促を受けた者が、その	
指定期限までに納付しないときは、国税滞納処分の例によってこれを処分する	
ことができるとされている。	
同法第 102 条第 3 項において、保険料を徴収する権利は 2 年を経過したとき	表 3 - (2) - 5
は時効によって消滅するとされている。	
なお、同法第 102 条第 4 項において、督促は、時効中断の効力を有するとさ	
れており、社会保険庁が納付義務者に対して督促状を送付することによって行	
われる。	
保険料納付率は、平成6年度は85%を超えていたが、その後は年々低下し、14	図3-(1)-2
年度には62.8%と過去最低となった。その背景には、経済状況の悪化による第1	
号被保険者の支払能力の低下や年金制度に対する不信の広がり、特に 14 年度に	
ついては、保険料徴収業務が市町村から国(社会保険庁)に移管されたことや保	
険料免除基準の明確化により全額免除者が大幅に減少したことなどが影響した	
といわれている。平成 15 年度の保険料納付率は若干上昇したものの、63.4%に	
とどまっている。	
今後も年金受給者数の増加が見込まれることから、第1号未加入者数、第1号	
種別変更未届者数及び未納者数を減らし、保険料納付率を上昇させることによ	
り、保険料収入の確保を通じて年金制度の安定的な運営の確保を図ることが求め	

られる。

現在、社会保険庁は、国民年金保険料の主要な収納対策として、()口座振替 の促進、()納付督励の強化、()強制徴収の強化に取り組んでいる。

- () 口座振替は、第1号被保険者の保険料納付手続の負担を軽減するだけでな く、第1号被保険者から確実に保険料の収納を期待できる観点から、保険料収 納対策として最も有効な手段の一つである。
- () 納付督励は、保険料未納者に対して未納保険料の納付を促すものであり、自 発的な保険料納付の可能性を有する未納者向けの手段である。現在、納付督励 の手段として、催告状の送付(年6回)を行い、催告状を送付しても納付しな | 図3 - (2) - 1 い者に対しては、委託業者による電話納付督励、国民年金推進員による戸別訪 | 図3 - (2) - 2 問督励、社会保険事務所職員による電話納付督励、戸別訪問督励、集合徴収等 が実施されている。

()強制徴収は、保険料未納者から未納保険料を強制的に徴収するものであり、 上記()の納付督励を行ったにもかかわらず、保険料納付を行わない者への手段 である。

今回、85 社会保険事務局等(18 社会保険事務局及びこれら管内の67 社会保険 事務所)における保険料徴収業務の実施状況を調査した結果、次のような状況が みられた。

ア 口座振替の勧奨

国民年金法第 92 条の 2 において、保険料の口座振替は、被保険者の申出を | 表 3 - (2) - 6 受け、社会保険庁長官が承認することにより行われるとされており、社会保険 庁は、「国民年金保険料に係る口座振替の取扱いについて」(平成 14 年 2 月 4 日付け庁保険発第9号社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長 通知)において、確実な保険料の収納を確保する観点から最も有効な手段の一 | 表3 - (2) - 7 つであることから、その促進に努めるとしている。

なお、「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告 - 国民年金業 務を中心として・」においても、口座振替実施率(第1号被保険者から全額免 │ 表3・(2)・8 除及び学生納付特例者を除いた者のうち、口座振替により保険料を納付してい る者の割合)について、毎年度、目標値を設定するように勧告したところであ る。

調査した 18 社会保険事務局管内における平成 15 年度の口座振替実施率と保 険料納付率との関連をみると、口座振替実施率が高い社会保険事務局では保険 料納付率もおおむね高い等の関連性が認められることから、例えば年金相談の | 表3 - (2) - 9 際の来所者や納付督励の際の保険料未納者に対して口座振替を勧奨する等、口 座振替数の増加対策に取り組む必要性は高い。

しかし、平成 15 年度末現在の口座振替実施率をみると、全国で 35.1%にと どまっており、また、調査した 18 社会保険事務局の口座振替実施率は、最も 高いところで 54.2%、最も低いところで 25.1%となっており、口座振替実施 率の上昇の余地が認められる。

また、これら 18 社会保険事務局管内において、納付督励を行った際、保険 料納付について理解を示した4,037人に対する委託業者や国民年金推進員によ る口座振替の勧奨状況について調査したところ、勧奨が行われているのは 153 │ 表 3 - (2) - 10 人(3.8%)にとどまっており、残りの3,884人(96.2%)に対しては勧奨が 行われなかった又は勧奨が行われた事実を確認できなかった状況であり、委託 業者や国民年金推進員に対して口座振替の勧奨の実施が徹底されているとは 認められない状況がみられた。

一方、調査した 18 社会保険事務局及びこれら管内の 67 社会保険事務所の中 には、未納期間が比較的短い保険料未納者を対象に確実な納付を求めるために ダイレクトメールによる口座振替の勧奨を行う等工夫しているもの(5社会保 | 表 3 - (2) - 11 険事務局及び4社会保険事務所)もみられた。

なお、社会保険庁は、平成 16年 10月に「国民年金保険料の口座振替による |納付の促進について」(平成 16 年 10 月 21 日付け庁保険発第 1021001 号社会保 険庁運営部年金保険課長通知)において、社会保険事務局等に対し、口座振替 │表3-(2)-12 の勧奨の推進を指示している。

イ 電話納付督励

社会保険庁は、平成 15 年度において、1か月以上保険料が未納となった第 1号被保険者約1,010万人に対して、できるだけ速やかに催告状を送付してい│図3 - (2) - 1 るとしている。また、催告状によっても納付しない者に対しては、委託業者及 び社会保険事務所職員による電話納付督励を行っているとしている。

しかし、社会保険事務局等では、平成 14 年度に市町村から保険料徴収業務

が移管された際、市町村が把握していた電話番号を引き継げなかったこと等か ら、管内の保険料未納者の電話番号を的確に把握できておらず、15年度時点で 電話番号が判明している約340万人に対してのみ、電話納付督励を実施するに とどまっている。

調査した 18 社会保険事務局における委託業者及び社会保険事務所職員によ る電話納付督励の実施状況について調査したところ、次のような状況がみられ た。

(ア) 委託業者による電話納付督励

委託業者による電話納付督励の対象者は、「国民年金保険料の電話納付督 励の実施について」(平成 14年1月 28日付け庁保険発第4号社会保険事務 局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知)において、未納期間がおおむ | 表 3 - (2) - 13 ね未納発生から6か月未満の保険料未納者となっている。

a 電話納付督励の実施状況

調査した 18 社会保険事務局における、平成 15 年度の委託業者による電 話納付督励の実施状況をみると、延べ 210 万 3.877 回実施しており、その|表 3 - (2) - 14 うち延べ 132 万 1,342 回 (62.8%) で未納者本人又はその家族と通話がで きて納付督励が行われている(通話ができた割合をみると、18社会保険事 務局中、最高が 76.2%、最低が 48.5%)。

しかし、いずれの社会保険事務局においても、これらのうち、どの程度 が保険料の納付に結び付いたかは把握していない。

b 成果に応じた報酬体系の導入等委託契約の見直し

電話納付督励の委託契約については、「国民年金保険料の電話納付督励 の実施について」において、社会保険事務局ごとに契約することとされ、 また、「国民年金保険料の電話納付督励事務について」(平成14年1月28 日付け社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課国民年金事業 室長補佐事務連絡)において、社会保険事務局は、委託業者と電話1回当 | 表3 - (2) - 15 たりの単価で契約することとされており、事業費は平成 16 年度予算で 18 | 表 3 - (2) - 16 億円となっている。

調査した 18 社会保険事務局の平成 15 年度における電話納付督励に係る 委託業者との契約状況をみると、電話納付督励1回当たりの平均単価は│表3-(2)-17 210 円となっているが、300 円を越えるものが3社会保険事務局みられ、

単価の最高額385円と最低額142円の間に最大2.7倍の格差がある。

また、電話納付督励は、未納者本人又はその家族に対して通話ができて 納付督励をすることが成果となるにもかかわらず、上記のとおり電話1回 (3回不通で1回と算定)当たりの単価で契約されている。当省(行政評 価局)において、18 社会保険事務局における平成15 年度に実施された委 託業者による電話納付督励について、電話納付督励実績と委託業者に対す る支払額から、実際に電話による納付督励を行った1回当たりの費用を算 出してみたところ、1回当たり費用の平均は348円となっているが、社会 │表3 - (2) - 18 保険事務局の中には、1回当たり費用に808円を要しているものもみられ た。このように、現在の委託契約は、未納者本人又はその家族に対して実 際に納付督励を行おうとするインセンティブが十分に働くものとなって おらず、より効果的に業務を実施した委託業者を十分に評価する報酬体系 となっていない。

以上のことから、委託方式、委託内容、委託単価等を見直す余地がある と認められる。

(イ) 社会保険事務所職員による電話納付督励

社会保険事務所職員による電話納付督励は、主に未納期間が6か月以上 になっている未納者や、6か月未満でも委託業者による電話納付督励によ っても納付しない者を対象に実施されている。

調査した 18 社会保険事務局のうち、社会保険事務所職員による電話納 付督励の実施状況を把握している 16 社会保険事務局管内における平成 15 年度の社会保険事務所職員による電話納付督励の実施状況をみると、延べ │表3 - (2) - 19 48 万 7,863 回実施しており、そのうち延べ 24 万 6,055 回 (50.4%) で未 納者本人又はその家族と通話ができて納付督励が行われている(通話がで きた割合を、16社会保険事務局別にみると、最高が66.5%、最低が37.0%)。 しかし、16 社会保険事務局及びこれら管内の59 社会保険事務所は、い ずれもこれらのうち、どの程度が保険料の納付に結び付いていたかについ ては把握していない。

ウ 戸別訪問督励

社会保険庁は、従来から催告状及び電話による納付督励によっても納付に結

び付かなかった未納者のうち、平成 15 年度は約 510 万人に対し、非常勤職員 | 図 3 - (2) - 1 である国民年金推進員(平成 15 年度末現在、全国に 1,948 人配置。社会保険 │表 3 - (2) - 20 庁では、逐年、増員し、18年度には3,700人とする予定)及び社会保険事務所 職員による戸別訪問督励を実施している。

調査した 18 社会保険事務局及びこれら管内の 67 社会保険事務所における国 民年金推進員及び社会保険事務所職員による戸別訪問督励の実施状況につい て調査したところ、次のような状況がみられた。

(ア) 国民年金推進員による戸別訪問督励

国民年金推進員による戸別訪問督励の対象者は、「国民年金推進員設置要 綱」(平成 14 年 1 月 17 日付け庁発第 1 号) において、未納期間が主として │ 表 3 - (2) - 21 12 か月未満の未納者とされている。

a 戸別訪問督励の実施状況

調査した 18 社会保険事務局管内における、平成 15 年度の国民年金推進 員による戸別訪問督励の実施状況をみると、延べ484万9.911回実施して │表3-(2)-22 おり、そのうち延べ 207 万 9.870 回(42.9%) で未納者本人又はその家族 と面談し納付督励が行われているが、実際に保険料の納付に結び付いたも のは延べ 19万5,863回(戸別訪問督励が実施されたもののうち4.0%、未 納者本人又はその家族に対して面談し納付督励が行われたもののうち 9.4%) にとどまっている。

なお、各社会保険事務局管内における国民年金推進員による戸別訪問督 励の保険料収納率 (戸別訪問督励の実施回数のうち、実際に保険料の納付 に結び付いたものの割合)をみると、最高で15.5%、最低で1.6%となっ ており、保険料収納率の高い社会保険事務局及びその管内の社会保険事務 所では、例えば社会保険庁が作成した全国共通のマニュアルだけでなく、 地域の実情に応じたマニュアルを作成して国民年金推進員の指導に活用 する、業務に関する数値目標を設定して指導するなど、独自の工夫を講じ ている。

表 3 - (2) - 23

社会保険庁は、平成 16 年 10 月より全国の社会保険事務局等に対して、 庁内報や社会保険庁 L A Nシステムを活用した内部改善提案制度等によ り、業務に工夫を講じている例を収集・整理し、情報提供するようにして いる。

b 納付督励の実施時期

国民年金推進員による戸別訪問督励は、未納期間が主として 12 か月未 満の未納者を対象としている。また、前述イ(ア)の委託業者による電話納 付督励は、未納期間がおおむね6か月未満の未納者を対象としている。

しかしながら、調査した18社会保険事務局管内において平成16年7月 から9月までの間に、国民年金推進員による戸別訪問督励又は委託業者に よる電話納付督励の対象となった保険料未納者3,282人を抽出し、それら の者に対する納付督励の実施状況について調査したところ、未納発生から 最初の納付督励が実施されるまでに1年以上経過しているものが 576 人|表3‐(2)‐24 (17.6%)もみられ、未納者に対する納付督励が適切な時期に行われていな い状況がみられた。

c 業務管理の徹底

国民年金推進員の勤務時間については、「国民年金推進員の取扱いにつ いて」(平成 14 年 1 月 17 日付け庁保発第 1 号社会保険事務局長あて社会 保険庁総務部総務課長、職員課長、経理課長、運営部年金保険課長連名通 知)において、1週間当たり 30 時間となっており、原則として夜間 (午│表3 - (2) - 25 後5時から午後9時までの間)及び休日(土曜日及び日曜日)における勤 務時間が1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えるものとされている。

調査した 18 社会保険事務局管内の 35 社会保険事務所に所属する国民年 金推進員のうち 280 人を抽出し、平成 16 年 7 月から 8 月までのうち任意 の1週間における勤務すべき時間及び実際の勤務時間について調査した ところ、大半は適正に勤務している実態がみられる一方、勤務すべき時間 (夜間及び休日の勤務すべき時間の場合を含む。)の3割以上に当たる時 間について実際に業務に従事しているか不明である者が23人(8.2%)みら|表3‐(2)‐26 れた。その中には、報告書上では週7時間しか戸別訪問督励を実施してい ないとされている者や保険料未納者が在宅している可能性が高い夜間及│表3‐(2)‐27 び休日の勤務を早く切り上げて保険料未納者と面談する機会が少なくな っている者も存在している。

このように、国民年金推進員に対する業務管理については、任免や採用 後の指導等が必ずしも十分行われているとはいえない状況がみられた。

d 成果に応じた報酬体系の導入

社会保険事務局等が国民年金推進員に対して支給する給与は、「国民年 金推進員の取扱いについて」において、月額 15 万 5,000 円(平成 16 年度) │表 3 - (2) - 28 とされ、さらに期末給与が6月に0.75か月分、12月に0.85か月分支給さ れる。また、平成15年度から勤務成績が特に優秀な者には0.3か月分、 優秀な者には 0.15 か月分の勤勉給与が、期末給与に加えて支給されるこ ととなっている。

調査した 18 社会保険事務局管内の 36 社会保険事務所に所属する国民年 金推進員のうち、平成 15 年度に 12 か月間勤務した 242 人について、戸別 訪問督励により収納した保険料総額(平成 15 年度現在の月額保険料1万 3,300円)と年間給与総額を比較すると、223万8,600円の年間給与で、 2,702 万 5,600 円(収納月数 2,032 月)の保険料総額を収納した者がいる|表 3 - (2) - 29 一方、214万5,000円の年間給与を得ながら、1年間全く保険料を収納で きなかった者がおり、上記の報酬体系が効果的に業務を実施した国民年金 推進員を評価するものとして機能しているとは認められず、経費の増額を 招かない範囲でより一層成果が評価される報酬体系とする必要がある。

なお、保険料徴収業務については平成 13 年度まで市町村が担当してお り、調査した 18 社会保険事務局管内の市町村の中には国民年金推進員と 同様の非常勤職員等に戸別訪問督励を実施させていたものがあった。今回 18 社会保険事務局管内の 36 市町村における非常勤職員等の報酬体系をみ ると、例えば基本給に加えて収納月数や口座振替申出数等に応じて歩合給 を支給するなど、上記の社会保険庁の報酬体系以上に業務の成果に応じた 報酬体系を導入していたところが 21 市町村 (58.3%) あり、そのうち 14|表3‐(2)‐30 市町村(38.9%)では成果に応じた報酬体系が保険料納付率上昇に一定の | 表 3 - (2) - 31 効果があったと説明している。

e 収納保険料と経費

調査した 18 社会保険事務局管内の 36 社会保険事務所に所属する国民年 金推進員のうち、平成 15 年度に 12 か月間勤務した 242 人(全国 1,948 人 の12.4%)について、戸別訪問督励により実際に収納した保険料の月数を 調査したところ、国民年金推進員1人当たりの収納した保険料の月数の平 均は 440 月である。当省において、これから全国 1,948 人の国民年金推進 | 表 3 - (2) - 32 員の全員が収納した保険料を推計すると約85万7,000月(保険料収入額

約110億円)になる。これは、15年度の保険料の実際に納付した月数1億 3,492 万月(約1兆7,918 億円)の0.6%を占めるにとどまっている(平 成 15 年度保険料納付率 62.8%のうち 0.4 ポイント)。

また、戸別訪問督励により実際に収納した年間の保険料は国民年金推進 員 1 人当たり平均 585.2 万円(440 月)であるが、他方で国民年金推進員 の給与及び手当に係る平成 15 年度予算(50 億円)からみた国民年金推進 員 1 人当たりの平均経費だけでも 257.1 万円を要しており、収納額に対す │ 表 3 - (2) - 33 る経費割合は少なく見積もっても43.9%にも達している。国民年金推進員 は、訪問先での保険料収納業務だけでなく、納付督励による納付約束、口 座振替の勧奨、年金相談等の業務を幅広く行っているが、将来の年金支給 を考慮すると、この収納額対経費の割合では、効率的な業務執行が行われ ているとはいえない状況にある。社会保険庁は、前述のとおり平成 18 年 度には国民年金推進員を3,700人に増員する予定としているが、従来の活 動のやり方を改善しないまま国民年金推進員を増員していくだけでは、大 きな改善効果は期待できないだけでなく、業務経費の増大を招きかねない 懸念がある。

(イ) 社会保険事務所職員による戸別訪問督励

社会保険事務所職員による戸別訪問督励は、主に未納期間が 12 か月以上 となっている未納者や、12か月未満でも委託業者による電話納付督励及び国 民年金推進員による戸別訪問督励を受けても納付しない者を対象に実施さ れている。

調査した 18 社会保険事務局管内における平成 15 年度の社会保険事務所職 員による戸別訪問督励の実施状況をみると、延べ 33 万 3,120 回実施してお | 表 3 - (2) - 34 り、そのうち延べ 14 万 5,551 回(43.7%)で未納者本人又はその家族と面 談し納付督励が行われているが、実際に保険料の納付に結び付いたものは 8,277 回(戸別訪問督励が実施されたもののうち 2.5%、未納者本人又はそ の家族に対して面談し納付督励が行われたもののうち5.7%)となっている。

なお、各社会保険事務局管内における社会保険事務所職員による戸別訪問 督励の保険料収納率をみると、最高で 7.5%、最低で 1.1%となっており、 保険料収納率の高い社会保険事務局及びその管内の社会保険事務所では、例 えば保険料未納者が多数居住していることが把握できた大規模集合団地で|表3-(2)-35

集中的かつ効率的に戸別訪問を実施するなど、独自の工夫を講じている。

工 集合徴収

社会保険事務局等は、市町村役場等公的施設や店舗などで、主に会場周辺に 居住する未納者を対象として納付督励や年金相談を行う集合徴収を随時実施 しており、平成 15 年度は約 16 万人が来場したとしている。

図3-(2)-1

調査した 18 社会保険事務局のうち、集合徴収の案内状送付者数及び実施結 果を把握している 16 社会保険事務局管内における平成 15 年度の集合徴収実施 状況をみると、延べ 614 万 2,479 人に対して案内状(はがき)を送付しており│表3 - (2) - 36 (郵送料3億円程度) そのうち、延べ9万1,953人(1.5%)が来場している。 さらに、実際に保険料の納付に結び付いたものは、延べ4万7,404人(案内状 を送付した者のうち0.8%、来場者のうち51.6%)となっている。

なお、各社会保険事務局の保険料収納率 (案内状を送付した人数のうち、実 際に保険料の納付に結び付いたものの割合)をみると、最高で 1.3%、最低で 0.4%となっており、全体として効果が高いとは認められないが、保険料収納 率が相対的に高い社会保険事務局及びその管内の社会保険事務所では、例えば │表3 - (2) - 37 それまで使用していた全国共通の様式の案内文書を送付するのではなく、未納 者の年齢など属性に応じた案内文書を作成して送付するよう改めるなど、独自 の工夫を講じており、効果が上がっているとしている。

オ 強制徴収

国民年金法第102条第3項において、保険料を徴収する権利は2年を経過し | 表3 - (2) - 5 たときは時効によって消滅するとされており、平成 15 年度には 2 年前の 13 年 度の未納保険料約8,476億円が時効中断の効力を有する督促を実施することな | 表3 - (2) - 38 く時効によって消滅している。

平成 15 年度の新規に発生した未納保険料は、約1兆円となっており、これ | 図3 - (2) - 3 らについては可能な限り時効の中断を図り、時効消滅する前に納付させる必要 がある。

このような状況を踏まえ、社会保険庁は、「国民年金特別対策本部の設置に ついて」(平成15年8月4日庁保険発第0804001号社会保険事務局長あて社会 保険庁運営部年金保険課長通知)において、十分な所得や資産がありながら、

|表3-(2)-39

度重なる納付督励によっても納付せず、他の被保険者の納付意欲に悪影響を与 えかねない保険料未納者に対して、平成 15 年度から強制徴収の実施を開始し ている。

強制徴収は、事前に最終催告状を送付し、それでも納付に応じない者に対し て、時効中断の効力を有する督促状を送付し、その後、具体的手続に入るもの である。

平成 15 年度は 9,654 人に最終催告状を送付し、それでも応じない 394 人 | 表 3 - (2) - 40 (4.1%)に対して督促状を送付している。そして、督促状にも応じない29人 について強制徴収を実施している。平成 16 年度は、市町村等から提供された 保険料未納者の所得情報を活用して、約3万人を対象に強制徴収手続に入るた | 表3 - (2) - 41 め最終催告状の送付を実施するとしている。

なお、徴収できる保険料は1人当たり最大で約32万円であり、最終催告状 を送付した者全てから徴収できたとしても約 100 億円(平成 15 年度の新規に 発生した未納保険料約1兆円の約1%)にとどまる。

今回調査した 18 社会保険事務局管内における 15 年度の強制徴収の実施状況 について調査したところ、最終催告状の送付対象者 4,490 人から、送付後の所 得状況等把握により保険料免除対象者に該当することが判明した者等 1,118 人 を除いた 3,372 人のうち、最終催告状又は時効中断の効力を有する督促状によ | 表 3 - (2) - 42 り納付をしたものは 2,361 人 (70.0%) と多数に上っている状況がみられ (実 際に強制徴収を実施したのは14人)、強制徴収手続による効果が認められる。

上記のように、強制徴収手続による効果が確認できる中にあって、「平成 14 年国民年金被保険者実態調査」の結果によると、過去2年間全く保険料を納付 │表3-(2)-43 していない未納者だけでも327万人に上っている中で、時効中断の効力を有す る督促状を送付して未納保険料の消滅時効を中断させる強制徴収手続を行う 対象者を平成16年度の3万人よりも更に拡大する必要があるとみられる。

なお、社会保険庁も、「緊急対応プログラム」(平成16年9月17日公表)に おいて、平成 17 年度に、強制徴収の実施規模の拡大について検討・実施する としている。

カ 一連の保険料の収納対策の見直し

平成 14 年度から 15 年度にかけての保険料納付率の変化をみると、前述のと

おり62.8%から63.4%と0.6ポイントの上昇となった。

は1億4,539万月と202万月増加している。

平成 15 年度の保険料納付率の上昇の要因分析を行ったところ、次のような 状況がみられた。

保険料納付率算定の分子となる実際に納付した月数が、1億3.627万月か | 表3 - (2) - 44 ら 1 億 3,492 万月と 135 万月減少 (1.0%の減少) している (注) にもかかわ らず、保険料納付率は上昇している。

(注)上記は、現年度分(当該年度に係る保険料)について述べているが、それ だけでなく、過年度分(時効消滅していない過去の年度の保険料)も合わせ た保険料の納付月数については、平成 14 年度の 1 億 4,337 万月から 15 年度

これは、分子の減少以上に、保険料納付率算定の分母となる納付すべき月 数が、 2 億 1,712 万月から 2 億 1,276 万月と 436 万月減少(2.0%の減少) していることによる。具体的には、第1号被保険者数が約2.206万人から1.3 万人しか増加していない一方で、それ以上に納付対象月数の算定対象者にな らない全額免除者が 246 万人から 25 万人増加、学生納付特例者が 154 万人 から14万人増加していることによる。

これらをみる限りでは、平成 15 年度の保険料納付率の改善は、全額免除 者や学生納付特例者の増加による納付対象者の減少によるところが大きく、 口座振替の勧奨、保険料未納者に対する電話納付督励、戸別訪問督励、集合 徴収等が効果を上げているか必ずしも明らかではない。

調査した 18 社会保険事務局管内の実際に納付した月数をみても、平成 14 年 度と 15 年度を比較して増加しているものは 3 社会保険事務局 (16.7%) にと 表 3 - (2) - 45 どまり、残る15社会保険事務局(83.3%)では、納付すべき月数だけでなく、 実際に納付した月数も減少している(注)。

(注)上記は、現年度分(当該年度に係る保険料)について述べているが、それだ けでなく、過年度分(時効消滅していない過去の年度の保険料)も合わせた保 険料の納付月数については、15 社会保険事務局で増加している。

社会保険庁は、平成 19 年度までに保険料納付率を 80%とする中期目標を定 め、前述(1)の国民年金保険料収納にかかる行動計画(アクションプログラム) を策定し、取り組んでいる。

しかし、実際に納付した月数については、前述(1)のとおり、平成元年度か ら 15 年度までの 15 年間にわたって 1 億 5,025 万月から 1 億 3,492 万月と 1,533

図3-(1)-2

万月の減少傾向(10.2%減少)となっている。また、年金制度に対する不信が 広がる中で、従来実施している口座振替を促進するとともに、保険料未納者に 対して、電話納付督励、戸別訪問督励、集合徴収等の納付督励を強化するとい う対策だけでは、実際に納付した月数の増加につながるかどうかは、前述アか ら工までのような現状では明らかでない状況にあると認められる。

「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告 - 国民年金業務を中 心として・」において、当省は、社会保険庁は、それぞれ納付督励等の業務ご│表3・(2)・46 とに、どの程度納付率の向上に結び付いているかについての分析結果及び保険 料納付額等という成果(アウトカム)指標を用いた費用対効果についての分析 結果を踏まえて、有効な納付督励等を積極的に展開することを勧告した。

しかし、社会保険庁(本庁)だけでなく、調査した 18 社会保険事務局及び これら管内の 67 社会保険事務所における口座振替勧奨、電話納付督励、戸別 訪問督励及び集合徴収に係る効果測定及び費用対効果分析の状況をみても、収 納対策の効果測定及び費用対効果分析を行う人的・時間的余裕がないこと、収 納対策と納付の因果関係を立証する手法がないこと等を理由として、収納対策 の効果測定及び費用対効果についての分析を行っている社会保険事務局等は なく、それぞれの収納対策がどの程度効果を上げているか判明しないまま実施 している状況がみられる。

このような状況の下、現在の収納対策について、費用対効果を勘案しつつ、 思い切って効果の乏しい収納方法を縮小廃止して効果の高い収納方法への重 点化を図る、高い効果が得られるように収納方法を改善・工夫する等、全体と してより一層の収納効果を上げるものとなるよう、専門家の知見も活用して抜 本的な見直しを行う必要があると認められる。

したがって、厚生労働省は、保険料徴収業務を効果的に実施する観点から、次 の措置を講ずる必要がある。

保険料の口座振替の勧奨について、引き続き工夫を講じている例を収集・整 理し、好取組事例(ベスト・プラクティス)を全国の社会保険事務局等に対し、 積極的に情報提供していくこと。特に口座振替実施率の低い社会保険事務局等 においては、このような事例も参考にして、口座振替の勧奨を一層推進するこ と。

納付督励について、

- () 引き続き工夫を講じている例を収集・整理し、好取組事例(ベスト・プラクティス)を全国の社会保険事務局等に対し、積極的に情報提供していくこと。
- () 委託業者による電話納付督励や国民年金推進員による戸別訪問督励等一連の納付督励が的確に実施されるよう、社会保険事務局等に指示すること。
- () 保険料収納に結び付けるという成果を上げることについて、委託業者や国 民年金推進員のインセンティブが働くよう、経費増加を招かない範囲で、関 係機関と調整の上、その報酬に成果主義の要素を盛り込むこと。

強制徴収手続を行う対象者を拡大すること。

上記 から までのほか、現在の収納対策について、費用対効果を勘案しつ つ、全体としてより一層の収納効果を上げるものとなるよう見直しを行うこと。

表3-(2)-1 保険料の納付義務、納付期限に係る規定

国民年金法 〈抜粋〉

(保険料の納付義務)

第88条 被保険者は、保険料を納付しなければならない。

- 2 世帯主は、その世帯に属する被保険者の保険料を連帯して納付する義務を負う。
- 3 配偶者の一方は、被保険者たる他方の保険料を連帯して納付する義務を負う。

(保険料の納期限)

第91条 毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。

表 3 - (2) - 2 保険料の免除等に係る規定

国民年金法 < 抜粋 >

- 第89条 被保険者(第90条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第93条第1項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。
 - 一 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものの受給権者(最後に厚生年金保険法第 47 条第 2 項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく3年を経過した障害基礎年金の受給権者(現に障害状態に該当しない者に限る。)その他の政令で定める者を除く。)であるとき。
 - 二 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。
- 第90条 次の各号のいずれかに該当する被保険者(次条第1項の規定の適用を受ける被保険者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第41条に規定する高等学校の生徒、同法第52条に規

定する大学の学生その他の生徒又は学生であって政令で定めるもの(以下「学生等」という。)である被保険者を除く。)から申請があったときは、社会保険庁長官は、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第93条第1項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- 一 前年の所得(1月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の 所得とする。以下この章において同じ。)が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政 令で定める額以下であるとき。
- 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助 その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
- 三 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める障害者であって、前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
- 四 地方税法に定める寡婦であって、前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。
- 五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める 事由があるとき。
- 2 前項の規定による処分があったときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用については、その処分は、当該申請のあった日にされたものとみなす。
- 3 第1項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があったときは、社会保険庁長官は、当該申請があった日の属する月の前月以後の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。
- 4 第1項第1号、第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。
- 第90条の2 次の各号のいずれかに該当する被保険者(前条第1項の規定の適用を受ける被保険者又は学生等である被保険者を除く。)から申請があったときは、社会保険庁長官は、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第93条第1項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとすることができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りではない。
 - 一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であると き。
 - 二 前条第1項第2号から第4号までに該当するとき。
 - 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があったときに準用する。
- 3 第1項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。
- 第90条の3 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者から申請があったときは、社会保険庁長官は、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第93条第1項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。
 - 一 前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であると き。
 - 二 第90条第1項第2号から第4号までに該当するとき。
 - 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。
- 2 第90条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 第1項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

表 3 - (2) - 3 保険料の前納に係る規定

国民年金法 < 抜粋 >

(保険料の前納)

- 第93条 被保険者は、将来の一定期間の保険料を前納することができる。
- 2 前項の場合において前納すべき額は、当該期間の各月の保険料の額から政令で定める額を控除した額とする。
- 3 第1項の規定により前納された保険料について保険料納付済期間又は保険料半額免除期間を計算する場合においては、前納に係る期間の各月が経過した際に、それぞれその月の保険料が納付されたものとみなす。
- 4 前三項に定めるもののほか、保険料の前納手続、前納された保険料の還付その他保険料の前納について必要な事項は、政令で定める。

表3-(2)-4 保険料の徴収、督促及び滞納処分に係る規定

国民年金法 < 抜粋 >

(徴収)

第95条 保険料その他この法律(第10章を除く。以下この章から第8章までにおいて同じ。) の規定による徴収金は、この法律に別段の規定があるものを除くほか、国税徴収の例によって 徴収する。

(督促及び滞納処分)

- 第96条 保険料その他この法律の規定による徴収金を滞納する者があるときは、社会保険庁長官は、期限を指定して、これを督促することができる。
- 2 前項の規定によって督促をしようとするときは、社会保険庁長官は、納付義務者に対して、 督促状を発する。
- 3 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して 10 日以上を経過した 日でなければならない。
- 4 社会保険庁長官は、第1項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、国税滞納処分の例によってこれを処分し、又は滞納者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村に対して、その処分を請求することができる。
- 5 市町村は、前項の規定による処分の請求を受けたときは、市町村税の例によってこれを処分 することができる。この場合においては、厚生労働大臣は、徴収金の百分の四に相当する額を 当該市町村に交付しなければならない。
- 6 前二項の規定による処分によって受け入れた金額を保険料に充当する場合においては、さき に経過した月の保険料から順次これに充当し、1箇月の保険料の額に満たない端数は、納付義 務者に交付するものとする。

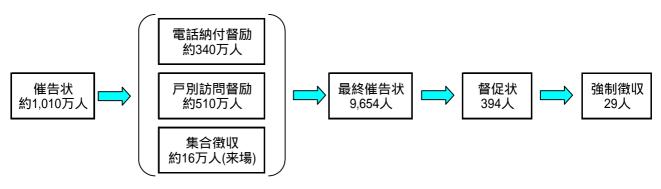
表 3 - (2) - 5 時効に関する規定

国民年金法 < 抜粋 >

(時効)

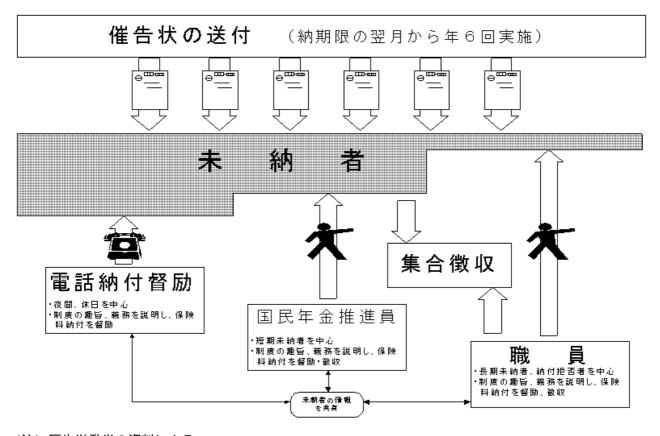
- 第 102 条 年金給付を受ける権利は、その支給事由が生じた日から 5 年を経過したときは、時効によって、消滅する。
- 2 前項の時効は、当該年金給付がその全額につき支給を停止されている間は、進行しない。
- 3 保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受け付ける権利及び死亡一時金を受ける権利は、2年を経過したときは、時効によって消滅する。
- 4 保険料その他この法律の規定による徴収金についての第96条第1項の規定による督促は、民 法第153条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。
- 5 保険料その他この法律の規定による徴収金については、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)第 32 条の規定を適用しない。

図3-(2)-1 社会保険庁による保険料徴収業務の流れと実績(平成15年度)



(注)厚生労働省の資料による。

図3-(2)-2 社会保険庁による納付督励のイメージ



(注) 厚生労働省の資料による。

表 3 - (2) - 6 口座振替に係る規定

国民年金法 < 抜粋 >

(口座振替による納付)

第 92 条の 2 社会保険庁長官は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することができる。

表 3 - (2) - 7 口座振替の推進に係る通知

国民年金保険料に係る口座振替の取扱いについて(平成 14 年 2 月 4 日付け庁保険発第 9 号地 方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知) < 抜粋 >

国民年金保険料の納付については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 (平成 11 年法律第 87 号)により国民年金法第 92 条の 2 が規定され、平成 14 年度から口座振替に よる納付が実施されることとなったところであるが、口座振替については、確実な保険料の収納を 確保する観点から最も有効な手段であることから、その促進に努めるとともに、次の事項に留意の うえ、遺憾のないよう取り扱われたい。

(以下略)

表 3 - (2) - 8 「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第 1 次勧告 - 国民年金業務を中心として - 」における口座振替実施率設定に係る勧告部分

厚生労働省は、保険料徴収業務を効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。 厚生労働省(本省)は、納付率について、中期目標を達成するため年度別の目標値を設定する とともに、口座振替実施率について、毎年度、目標値を設定すること。

また、社会保険庁は、納付督励等の実施に当たって、毎年度、それぞれの業務ごとに目標値を設定し、これに基づき、全国の社会保険事務局等の業務管理を行うこと。

(以下略)

表 3 - (2) - 9 18 社会保険事務局における口座振替実施率及び納付率 (平成 15 年度)

(単位:人、%)

				キロ・人、	70)
社会保険 事務局	口座振替 対象者数	口座振替者数	口座振替 実施率	保険料 納付率	
	а	b	b/a		順位
福井	97,746	52,969	54.2	73.3	
静岡	520,330	232,692	44.7	69.3	
徳島	95,487	37,853	39.6	66.4	
宮崎	160,001	62,652	39.2	59.9	
香川	117,616	45,538	38.7	72.6	
長崎	206,172	75,725	36.7	60.8	
鹿児島	201,345	72,670	36.1	62.6	
広島	351,671	124,293	35.3	66.3	
福島	279,825	95,182	34.0	63.3	
奈良	196,863	66,825	33.9	64.1	
宮城	343,398	109,875	32.0	64.9	
千葉	946,189	292,928	31.0	61.8	
青森	233,435	71,442	30.6	60.8	
北海道	706,520	214,913	30.4	65.1	
神奈川	1,254,806	377,583	30.1	62.9	
東京	2,017,535	605,537	30.0	58.2	
埼玉	1,091,409	310,688	28.5	62.1	
大阪	1,293,031	324,977	25.1	54.1	

⁽注)当省の調査結果による。

表3-(2)-10 委託業者による電話納付督励及び国民年金推進員による 戸別訪問督励における口座振替勧奨の実施状況

(単位:人、%)

調査した未納者のうち、 納付督励を行った際、 保険料納付に理解を示 したもの (納付督励結果が「既に 納付済」、「納付」又は 「納付約束」のもの)	口座振替勧奨 が行われてい たもの	割合	口座振替勧奨が 行われなかった 又は行われた事 実を確認できな いもの	割合
а	b	b/a	С	c/a
4,037	153	3.8	3,884	96.2

⁽注)当省の調査結果による。

表 3 - (2) - 11 口座振替勧奨における工夫の例

社会保険 事務局	口座振替 実施率	工夫の内容
福井	54.2%	ダイレクトメールの送付(年2回)による口座振替及び保険料前納の勧奨
		管内社会保険事務所に対して、口座振替実施率の年度ごとの数値目標を
		設定、指導

(注)当省の調査結果による。

表 3 - (2) - 12 口座振替の勧奨の推進に係る通知

国民年金保険料の口座振替による納付の促進について(平成 16 年 10 月 21 日付け庁保険発第 1021001 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知) < 抜粋 >

平成 14 年度の納付率の大幅な低下を受け、昨年 8 月に厚生労働省本省及び地方社会保険事務 局に国民年金特別対策本部を設置し、平成 19 年度に納付率を 80%に回復させるという当面の目標の達成に向け、全省をあげて収納対策の強化に取り組んでいるところであるが、平成 15 年度の納付実績は依然として厳しい結果となっている。

社会保険事務局及び社会保険事務所にあっては、平成 19 年度までの収納目標とその実現のための詳細な行動計画を策定し、着実な収納対策に取り組まれているところであるが、これを確実なものとする一環として、下記により口座振替による保険料納付を計画的に促進されたい。

記

第1 趣旨

口座振替の利用の促進については、現在、納付書への口座振替勧奨チラシの同封、戸別訪問による納付督励時の勧奨、市町村の国民年金担当窓口における勧奨等を実施しているが、口座振替の申し出には金融機関等による口座番号等の確認が必要となり被保険者にとって手続が煩雑であること等のため、利用率は低調なものとなっている。

口座振替による保険料の納付は、被保険者にとって納め忘れによる障害給付が受給できないリスクを防止する等のメリットがあるとともに、保険者としても徴収事務の効率化が図られ納付実績向上に有効な手段であることから、口座振替による納付を重点的に促進するため、納付督励時等における口座振替利用の勧奨を徹底して実施するものである。

第2 口座振替の獲得目標数の設定

現金による自主的納付者の口座振替の利用率を高めることはもとより、平成 19 年度までの 行動計画に定めた収納目標の達成を確実なものとするため、社会保険事務所(社会保険事務局 事務所を含む。以下同じ。)にあっては、自主的納付者からの獲得とは別に未納者からの獲得 を区分した目標数を設定し、進捗管理を行うものとする。

第3 具体的な実施方法

1 口座振替セットの作成

被保険者が口座振替の手続をしやすい環境を整えるため、口座振替の案内チラシ、口座振替申出書、社会保険事務所あての返信用封筒その他必要と認められる書類を同封した配布物(以下「口座振替セット」という。)を各社会保険事務局において準備し、戸別訪問に携行するなど積極的に活用するものとする。

なお、口座振替の案内チラシは、既に社会保険事務局で作成しているものを使用することとするが、新たに作成する場合には、別添の例を参考に、社会保険事務所の連絡先を追加する等所要の調整を行い作成すること。

2 口座振替の勧奨

(1) 納付督励時の勧奨

未納者に対する戸別訪問等による納付督励において、口座振替のメリットを繰り返し 説明し、口座振替への切替を徹底して勧奨すること。

特に、長期未納者に対しては、滞納分の解消は当然のことであるが、まず、今後新たに発生する保険料を口座振替により確実かつ着実に納付することを優先し、障害給付等の納付要件の特例(保険事故の直近1年間の納付要件)を例示して勧奨するなど、徹底して口座振替利用を勧めること。

(2) 社会保険事務所等の窓口における勧奨

社会保険事務所の窓口や集合徴収の会場に口座振替セットを備え付け、現金領収等の際には来訪者に必ず配布する等により口座振替を徹底して勧奨すること。

市町村との協力・連携により実施している口座振替の促進事業の一環として、市町村の窓口に口座振替セットを備え付け、国民年金被保険者の資格取得や種別変更の手続のため被保険者が来訪した際に口座振替セットを漏れなく配布するよう市町村に要請すること。

金融機関等に対して、窓口への口座振替セットの備え付けと、窓口での国民年金保険料取扱い時における口座振替セットの配布を積極的に要請すること。

3 社会保険事務所での口座振替申出書の回収

口座振替の事務については、「国民年金保険料に係る口座振替の取扱いについて」(平成 14年2月4日庁保険発第9号)により取り扱っているところであり、被保険者は金融機関 等又は社会保険事務所に口座振替申出書を提出することとなっているが、被保険者の利便 性の向上を図るため、被保険者が事前に金融機関等に出向いて確認を受けることを不要とし、社会保険事務所において積極的に口座振替申出書を回収し金融機関等に送付するものとすること。

(以下略)

表3-(2)-13 委託業者による電話納付督励の対象者に係る通知

国民年金保険料の電話納付督励の実施について(平成 14 年 1 月 28 日付け庁保険発第 4 号地方 社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知) < 抜粋 >

国民年金保険料の未納期間の長期化を防止し、収納の確保を図る観点から、納付期限を経過しても納付しない者のうち、比較的対応が容易であり、早期に対応することにより納付に結び付く効果が高いと思われる新規未納者及び短期未納者を中心として、平成 14 年度から電話による納付督励を、次により実施することとしたので、遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、当該業務にかかる窓口装置による入力業務等については、別途社会保険業務センターから通知されるので申し添える。

1 電話納付督励の対象者

(1) 新規未納者

毎月、電話納付督励調査票及び電話納付督励調査票集計リスト(以下「調査票等」という。)が、次の条件により自動抽出され、社会保険業務センターより配信されるので、共同事務センターにおいて出力し、当該調査票等に記載された未納者について、電話による納付督励を行うものであること。

処理月の前々月が未納であり、かつそれ以前の債権管理期間内に未納月がないこと。

新規未納該当月が第1号被保険者又は任意加入の被保険者であること。

新規未納該当月が申請・法定免除期間でないこと。

新規未納該当月の納付書が作成済であり、かつ納付書作成日より2ヶ月が経過していること。

未納者として管理が不要の被保険者(死亡者等)でないこと。

督促者、不在者及び社会保険事務所が地域の実情に応じ、納付書の発送に当たって特別な対応が必要として入力した者でないこと。

(2) 短期未納者

社会保険事務所の事務処理計画(市町村、被保険者区分、生年月、対象期間、未納月数、受給要件判別指数、手帳送付者の別により対象者を指定。)に基づく入力により、次の条件で調査票等が抽出され、社会保険業務センターより配信されるので、共同事務センターにおいて出力し、当該調査票等に記載された未納者について、電話による納付督励を行うものであること。

社会保険事務所が事務処理計画書に基づき入力した作成条件に一致すること。

直近の未納月に対して、初回納付書作成日より2ヶ月が経過していること。

(ただし、未送達管理している場合は作成対象外)

未納者として管理が不要の被保険者(死亡者等)でないこと。

督促者、不在者及び社会保険事務所が地域の実情に応じ、納付書の発送に当たって特別な対応が必要として入力した者でないこと。

当該処理月に新規未納者として抽出していないこと。

(以下略)

表3-(2)-14 18 社会保険事務局における委託業者による電話納付督励の実施状況(平成15年度)

(単位:回、%)

			• • •
社会保険事務局	実施回数	未納者本人又はその 家族と通話ができて 納付督励が行われて いるもの	割合
	а	b	b/a
青森	54,188	41,306	76.2
長崎	95,077	72,250	76.0
鹿児島	103,194	77,452	75.1
神奈川	114,510	85,477	74.6
福島	55,680	40,852	73.4
福井	31,200	22,245	71.3
宮崎	49,439	35,011	70.8
徳島	19,167	13,273	69.2
静岡	96,000	63,638	66.3
埼玉	169,677	110,966	65.4
大阪	345,540	223,408	64.7
宮城	148,283	94,477	63.7
香川	28,753	18,033	62.7
奈良	44,905	26,255	58.5
広島	78,546	44,352	56.5
北海道	177,473	98,865	55.7
千葉	210,958	117,078	55.5
東京	281,287	136,404	48.5
合計	2,103,877	1,321,342	62.8

(注)当省の調査結果による。

表3-(2)-15 電話納付督励における委託業者との契約に係る通知

国民年金保険料の電話納付督励の実施について(平成14年1月28日付け庁保険発第4号地方 社会保険事務局長あて社会保険庁運営部年金保険課長通知) < 抜粋 >

国民年金保険料の未納期間の長期化を防止し、収納の確保を図る観点から、納付期限を経過しても納付しない者のうち、比較的対応が容易であり、早期に対応することにより納付に結び付く効果が高いと思われる新規未納者及び短期未納者を中心として、平成 14 年度から電話による納付督励を、次により実施することとしたので、遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、当該業務にかかる窓口装置による入力業務等については、別途社会保険業務センターから通知されるので申し添える。

- 1 略
- 2 電話納付督励事務
 - (1)~(3) 略
 - (4) 電話納付督励の実施方式

次の方式から選択して実施すること。

略

委託方式

- ア 地方社会保険事務局において、委託要領を作成するものであること。
- イ 委託業者との契約は、地方社会保険事務局で行うものであること。

(以下略)

国民年金保険料の電話納付督励事務について(平成 14 年 1 月 28 日付け地方社会保険事務局長 あて社会保険庁運営部年金保険課国民年金事業室長補佐事務連絡) < 抜粋 >

国民年金事業の運営につきましては、日頃より特段のご配慮を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国民年金保険料の電話納付督励の実施については、平成 14 年 1 月 28 日庁保険発第 4 号をもって社会保険庁運営部年金保険課長から通知されたところですが、電話納付督励事務の取り扱いにつきましては、次の点にご留意いただきますようお願いいたします。

- 1.略
- 2.委託契約等について
 - (1) 委託要領(仕様書)等の作成 電話1件当たりの単価で契約すること

(以下略)

表 3 - (2) - 16 委託業者による電話納付督励に係る経費(平成 14~16 年度)

(単位:百万円)

	区分	平成14年度	15	16
よる ⁵ 付督 る	業者に 電話納 励に係 経費 算額)	3,670	3,118	1,802

(注)厚生労働省の資料による。

表 3 - (2) - 17 18 社会保険事務局における電 話納付督励に係る委託業者と の契約状況(平成 15 年度)

(単位:円/回)

		•	
社会保険事務局	委託契約単価		
福井	385	•	
東京	370		
静岡	315		格差
千葉	209		2.7倍
北海道	203		
青森	201		
埼玉	198		
徳島	198		
広島	190		
奈良	188		
宮城	180		
福島	177		
宮崎	175		
香川	169		
神奈川	164		
鹿児島	163		
長崎	159		
大阪	142	$\qquad \qquad \blacksquare$	
18社会保険事務局の平均	210		

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 東京社会保険事務局は、自らオペレーター を雇用して電話納付督励を実施していたが、 平成15年10月より、これに加え、委託業者に よる電話納付督励も開始した。

表3-(2)-18 18 社会保険事務局における電話納付督励実績と委託 業者に対する支払額の状況(平成15年度)

(単位:回、円)

社会保険 事務局	実際に未納者本人 又はその家族と通 話ができて納付督 励に至った回数	委託業者への 年間支払総額	1回当たり費用
	а	b	b/a
東京	17,320	13,986,000	808
福井	22,245	12,610,000	567
静岡	63,638	31,751,995	499
北海道	98,865	37,828,365	383
千葉	117,078	44,090,222	377
宮城	94,477	33,635,188	356
広島	44,352	15,669,924	353
奈良	26,255	8,442,140	322
埼玉	110,966	35,275,843	318
徳島	13,273	3,984,813	300
香川	18,033	5,102,113	283
青森	41,306	11,436,371	277
宮崎	35,011	9,058,452	259
福島	40,852	10,348,123	253
神奈川	85,477	19,718,618	231
大阪	223,408	51,520,010	231
鹿児島	77,452	17,661,647	228
長崎	72,250	15,873,100	220
	18社会保険事務局の	 D平均	348

(注) 1 当省の調査結果による

² 東京社会保険事務局は、委託業者だけでなく自ら雇用したオペレーターによる電話督励も実施しているが、本表には委託業者に係るもののみ記載した。

表 3 - (2) - 19 16 社会保険事務局における職員による電話納付督励の 実施状況 (平成 15 年度)

(単位:回、%)

			(+4:4:4:7)
社会保険 事務局	未納者本人又はそ の家族と通話ができ て納付督励が行わ れているもの		割合
	a	b	b/a
青森	9,543	6,343	66.5
福島	11,772	7,061	60.0
宮崎	29,555	17,636	59.7
静岡	29,952	17,861	59.6
埼玉	48,552	28,672	59.1
鹿児島	15,484	8,998	58.1
徳島	412	238	57.8
神奈川	41,895	23,489	56.1
宮城	12,168	6,425	52.8
長崎	13,827	7,026	50.8
奈良	3,684	1,856	50.4
北海道	152,916	73,563	48.1
広島	53,975	24,235	44.9
香川	3,177	1,352	42.6
福井	21,986	8,234	37.5
千葉	38,965	14,418	37.0
合計	487,863	246,055	50.4

(注)当省の調査結果による。

表3-(2)-20 国民年金推進員数の推移(平成13~18年度)

(単位:人)

区分	平成13年度	14	15	16	17	18
国民年金 推進員数	756	1,858	1,948	2,566	3,136 (予定)	3,700 (予定)

(注)厚生労働省の資料による。

表3-(2)-21 国民年金推進員による戸別訪問督励の対象者に係る規定

国民年金推進員設置要綱(平成14年1月17日付け庁発第1号)<抜粋>

第1条 国民年金保険料の収納対策の一環として、国民年金に対する理解と信頼を確保するとともに、国民年金保険料の収納実績の向上を図るため、主として新規未納者及び短期未納者(12月未満の者)に対する戸別訪問等による直接的な制度周知、保険料の納付督励及び収納等を行う国民年金推進員を置くものとする。

(以下略)

表3-(2)-22 18 社会保険事務局管内における国民年金推進員による戸別訪問督励の実施状況 (平成15年度)

(単位:回、%)

社会保険 事務局	実施回数	本人又はその 家族に対して 面談し納付督 励が行われて いるもの	実施したうち、 本人又は家族 に対して面談 し納付督励が 行われている 割合	実際に保険料の納付に結び付いたもの	保険料収納率	面談して納付 督励しているう ち実際に納付 に結び付いた 割合
	а	b	b/a	С	c/a	c/b
宮崎	95,025	55,951	58.9	14,696	15.5	26.3
長崎	69,243	44,421	64.2	9,303	13.4	20.9
埼玉	241,464	120,239	49.8	22,740	9.4	18.9
福井	57,357	24,834	43.3	4,564	8.0	18.4
宮城	146,158	74,070	50.7	10,774	7.4	14.5
福島	115,732	62,217	53.8	7,594	6.6	12.2
北海道	459,543	219,853	47.8	27,525	6.0	12.5
鹿児島	113,463	56,768	50.0	6,364	5.6	11.2
徳島	57,781	33,857	58.6	2,929	5.1	8.7
静岡	199,809	102,940	51.5	10,045	5.0	9.8
神奈川	352,318	158,394	45.0	16,683	4.7	10.5
広島	189,011	71,846	38.0	7,347	3.9	10.2
青森	140,599	84,159	59.9	4,098	2.9	4.9
香川	77,162	37,144	48.1	2,196	2.8	5.9
大阪	508,441	197,317	38.8	14,340	2.8	7.3
千葉	348,677	152,448	43.7	8,172	2.3	5.4
奈良	106,814	44,501	41.7	1,852	1.7	4.2
東京	1,571,314	538,911	34.3	24,641	1.6	4.6
合計	4,849,911	2,079,870	42.9	195,863	4.0	9.4

(注)当省の調査結果による。

表 3 - (2) - 23 国民年金推進員による戸別訪問督励において保険料納付率が高い 社会保険事務局の工夫の例

社会保険	保険料	工夫の内容		
事務局	収納率	上大の内台		
宮崎	15.5%	15 年度より、国民年金推進員に対し 1 週間 90 件の訪問を目標として設		
		定		
		社会保険庁作成のマニュアルに加え、地域性(農村部)に着目した独自		
		のマニュアルを作成して、国民年金推進員を指導		
長崎	13.4%	平成 15 年 12 月から委託業者による電話督励により「納付約束」を得られた		
		者に関する情報を社会保険事務所に提供し、国民年金推進員が戸別訪問で収		
		納するよう連携を図ることで「納付約束」を確実に収納に結び付けるように		
		している。		

(注)当省の調査結果による。

表 3 - (2) - 24 18 社会保険事務局管内における国民年金推進員又は委託業者による 納付督励の実施状況

(単位:人、%)

調査した未納者数	最初の納付督励が未納発生から1年以上経過しているもの	割合
а	b	b/a
3,282	576	17.6

(注)当省の調査結果による。

表3-(2)-25 国民年金推進員の勤務時間等に係る通知

国民年金推進員の取扱いについて(平成14年1月17日付け庁保発第1号地方社会保険事務局 長あて社会保険庁総務部総務課長、職員課長、経理課長、運営部年金保険課長通知) < 抜粋 >

社会保険事務所(地方社会保険事務局事務所を含む。以下同じ)への国民年金推進員(以下「推進員」という。)の設置については、平成14年1月17日付庁発第1号(以下「設置要綱」という。)をもって社会保険庁長官から通知されたところであるが、推進員の平成13年度における取扱いについては、次のとおりとしたので通知する。

第1 基本方針

国民年金保険料の収納対策は、国民の年金権の確保はもとより公的年金制度を安定的に運営していくという観点から重要な事業である。

このため、その一環として、国民年金に対する理解と信頼を確保するとともに、国民年金 保険料の収納実績の向上を図るため、推進員を活用し、戸別訪問による直接的な制度周知、 口座振替の推進及び納付督励などを積極的かつ効率的に実施するものとする。

第2 略

第3 勤務時間について

(1) 推進員の勤務時間(戸別訪問等に要する時間をいう。以下同じ)は1週間当たり30時間とし、土曜日及び日曜日を含む午前8時から午後9時までの間で推進員ごとに定めるものとする。

ただし、1日当たりの勤務時間は8時間以内とし、勤務時間を割り振らない日(以下「週休日」という。)を1週間当たり2日設けるものとする。

なお、推進員には超過勤務をさせてはならないものとする。

(2) 勤務時間の割振り

勤務時間の割振りにおいては、原則として、午後5時から午後9時までの間及び土曜日並びに日曜日における勤務時間(以下「夜間・休日の勤務時間」という。)を合算した時間数が、1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えるものとする。

略

(3)~(6) 略

第4 勤務実績の報告について

推進員は、1週間に1回以上、戸別訪問等により勤務した実績を別紙1「国民年金推進員活動結果報告書」により社会保険事務所長に報告するものとする。

(以下略)

表3-(2)-26 35 社会保険事務所に所属する国民年金推進員の勤務すべき時間及び 実際の勤務時間の状況

(単位:人、%)

	勤務すべき時間(夜間及び休日の勤務すべき時間の場合を含む)の3割以上に当たる時間について実際に業務に従事しているか不明である者	割合
а	b	b/a
280	23	8.2

(注)当省の調査結果による。

表3-(2)-27 適正な勤務が行われていない国民年金推進員の業務実態の例

社会保険	社会保険	国民年金	業務の実態
事務局	事務所	推進員	
大阪	吹田	j	1週間(5日間)で勤務すべき時間は30時間(うち夜間・
			休日 16 時間)であるが、実際に活動しているのは7時間(う
			ち、夜間・休日3時間)となっており、このうち4日間は戸
			別訪問を各1時間しか実施していない。
			戸別訪問以外の時間については、活動準備、活動結果報告
			書作成などに充てているとしているが、当該推進員が1日に
			訪問しているのは 10 件前後であった。
埼玉	大宮	b	1 週間で勤務すべき時間は 33 時間 (うち夜間・休日 18 時
			間)であるが、実際に活動しているのは 21 時間(うち、夜間・
			休日 11 時間) となっている。
			このうち、勤務すべき時間は 14 時~20 時(6 時間、うち夜
			間 3 時間) となっている日の実際の勤務時間が 16 時 30 分~
			18 時 6 分(1 時間 36 分、うち夜間 1 時間 6 分)となっていた
			り、勤務すべき時間は9時~17 時(8時間)となっている休
			日について、実際の勤務時間が9時~13時(4時間)となっ
			ているなど、未納者が在宅している可能性が高いと思われる
			夜間・休日において戸別訪問が十分に実施されていない状況。

(注)当省の調査結果による。

表3-(2)-28 国民年金推進員の給与に係る通知

国民年金推進員の取扱いについて(平成 14 年 1 月 17 日付け庁保発第 1 号地方社会保険事務局長 あて社会保険庁総務部総務課長、職員課長、経理課長、運営部年金保険課長通知) < 抜粋 >

社会保険事務所(地方社会保険事務局事務所を含む。以下同じ)への国民年金推進員(以下「推進員」という。)の設置については、平成14年1月17日付庁発第1号(以下「設置要綱」という。)をもって社会保険庁長官から通知されたところであるが、推進員の平成13年度における取扱いについては、次のとおりとしたので通知する。

第1~第4 略

第5 給与について

(1) 給与

推進員の給与の計算期間は月の初日から末日までとし、給与の額は、月額 155,000 円とする。ただし、夜間・休日の勤務時間の合計時間が、1週間の勤務時間の2分の1以下であるときは、146,000 円とする。

略

(2)~(5) 略

(6) 推進員には、当該本項の給与及び次の第6に定める期末給与及び勤勉給与の他、いかなる給与も支給しないこととする。

第6 期末給与及び勤勉給与について

(1) 次に掲げる基準日に在職する推進員に期末給与及び勤勉給与を支給する。

勤勉給与については、基準日前6ヶ月において、活動実績及び勤務状況が特に優秀な推進員及び優秀な推進員に支給する。なお、各支給対象者数は、それぞれの地方社会保険事務局設置数の10分の1(端数切上げ)10分の2(端数切上げ)とする。

6月1日

12月1日

(2) 期末給与及び勤勉給与の額は、基準日における給与月額に別表に定める期末給与及び勤勉給与の支給割合及び在職期間割合を乗じて得た額とする。(以下略)

(3)~(5) 略

第7~9 略

(別表)

期末給与の支給割合及び在職期間割合

基準日	支給割合	在職期間割合				
6月1日	75/100	6ヶ月	5ヶ月以上	3ヶ月以上	3ヶ月未満	
12月1日	85/100	0 7 A	6ヶ月未満	5ヶ月未満	30月水嶋	
•		100/100	80/100	60/100	30/100	

勤勉給与の支給割合及び在職期間割合

基準日	支	泛給割合	在職期間割合			
6月1日	Α	30/100	6ヶ月	5ヶ月以上	3ヶ月以上	3ヶ月未満
12月1日	В	15/100	07/3	6ヶ月未満	5ヶ月未満	30月不過
•		100/100	80/100	60/100	30/100	

Aは、活動実績及び勤務実績が特に優秀な者である。

Bは、活動実績及び勤務実績が優秀な者である。

表3-(2)-29 36 社会保険事務所に所属する国民年金推進員の獲得納付月数1月当たり単価 (平成15年度)

(単位:月、万円)

区分	社会保険 事務局	社会保険 事務所	国民年金 推進員	収納した月数	年間報酬総額	収納した月数 1月当たり報酬額
				а	b	b/a
	宮崎	都城	F	2,032	223.9	0.1
収納月数1月当た	宮崎	都城	В	1,737	223.9	0.1
り単価が低い国民	埼玉	春日部	Α	1,573	223.8	0.1
年金推進員	長崎	長崎南	С	1,290	223.8	0.2
	宮崎	都城	Е	1,238	216.8	0.2
	大阪	吹田	C	32	214.5	6.7
収納月数1月当た	千葉	千葉	I	28	193.6	6.9
り単価が高い国民 年金推進員	大阪	吹田	В	14	214.5	15.3
	千葉	船橋	J	9	214.5	23.8
	大阪	吹田	Н	0	214.5	-

(注)当省の調査結果による。

表3-(2)-30 36 市町村における非常勤職員等に対する成果に応じた報酬体系の導入状況 (平成13年度以前)

(単位:市町村、%)

調査した 市町村数	非常勤職員等に対して成 果に応じた報酬体系を導 入していたところ	割合	うち納付率向上に一定の 効果があったとしていると ころ	割合
а	b	b/a	С	c/a
36	21	58.3	14	38.9

表3-(2)-31 非常勤職員に対して成果に応じた報酬体系を導入していた市町村の例

	納付	率	成果に応じた	
市町村名	平成 13 年度	15 年度	報酬体系の内容	効果
	(市町村担当時)	(国に移管後)		
北海道	82.9	77.6	基本給与(月額10万3,700	A市における
A市			円)のほか、業務実績に応じ	平成 13 年度の収
			た歩合(未納者からの徴収	納率は 82.9%だ
			1人1月分当たり220円、	ったが、国に移
			口座振替の獲得1人当たり	管後の 15 年度は
			3,000 円、 免除等諸届の代	77.6%と 5.3 ポ
			行 1 件当たり 190 円、 2 年	イント減少して
			以上の長期間未納であった	いる。
			者から徴収した場合1人当	
			たり 4,320 円)を加算した給	
			与体系を採用	

(注)当省の調査結果による。

表 3 - (2) - 32 36 社会保険事務所に所属する国民年金推進員の収納月数 (平成 15 年度)

(単位:人、月)

調査した 国民年金推進員数	実際に収納した 月数の合計	1人当たり 平均
а	b	b/a
242	106,502	440.1

(注)当省の調査結果による

表3-(2)-33 国民年金推進員の給与及び手当に係る経費(平成15年度)

(単位:万円、人)

国民年金推進員に係る経費 (非常勤職員手当予算額)	国民年金推進員数	国民年金推進員1人 当たりの平均経費	
a	b	b/a	
500,813	1,948	257.1	

表 3 - (2) - 34 18 社会保険事務局管内における職員による戸別訪問督励の実施状況 (平成 15 年度)

(単位:回、%)

社会保険 事務局	実施回数	本人又はその 家族に対して 面談し納付督 励が行われて いるもの	実施したうち、 本人又は家族 に対して面談 し納付督励が 行われている 割合	実際に保険料	保険料収納率	面談して納付 督励している うち実際に納 付に結び付い た割合
	а	b	b/a	С	c/a	c/b
埼玉	7,898	3,295	41.7	589	7.5	17.9
東京	12,684	4,735	37.3	863	6.8	18.2
鹿児島	9,501	4,694	49.4	372	3.9	7.9
香川	11,699	4,801	41.0	445	3.8	9.3
福島	16,688	8,227	49.3	564	3.4	6.9
静岡	59,281	28,300	47.7	1,603	2.7	5.7
徳島	2,382	1,208	50.7	58	2.4	4.8
大阪	20,310	5,380	26.5	480	2.4	8.9
宮崎	20,730	9,526	46.0	463	2.2	4.9
奈良	7,291	2,802	38.4	148	2.0	5.3
福井	14,833	4,715	31.8	298	2.0	6.3
神奈川	7,596	2,646	34.8	148	1.9	5.6
北海道	68,958	30,116	43.7	1,261	1.8	4.2
千葉	7,127	2,398	33.6	127	1.8	5.3
広島	3,922	1,846	47.1	65	1.7	3.5
宮城	16,382	8,831	53.9	269	1.6	3.0
長崎	22,972	9,800	42.7	281	1.2	2.9
青森	22,866	12,231	53.5	243	1.1	2.0
合計	333,120	145,551	43.7	8,277	2.5	5.7

⁽注)当省の調査結果による。

表3-(2)-35 職員による戸別訪問督励において納付獲得率が高い社会保険事務局の工夫の例

社会保険	保険料	エキの中容					
事務局	収納率	工夫の内容 					
埼玉	7.5%	保険料未納者が多数居住していることが把握できた規模の大きい団地					
		の未納者を対象に集中的な戸別訪問督励(ローラー作戦)の実施(調査し					
		た浦和社会保険事務所及び春日部社会保険事務所)					

表3-(2)-36 16 社会保険事務局管内における集合徴収の実施状況(平成15年度)

(単位:人、%)

						- III · / · / · /
社会保険 事務局	案内状 送付者数	来場者数	案内状を送付 したうち来場し たものの割合	実際に納付に 結び付いたも の	保険料 収納率	来場したうち、 実際に納付に 結び付いた割 合
	а	b	b/a	С	c/a	c/b
長崎	88,984	1,966	2.2	1,198	1.3	60.9
香川	97,360	2,666	2.7	1,232	1.3	46.2
神奈川	653,095	10,939	1.7	7,433	1.1	67.9
福島	293,100	7,271	2.5	3,332	1.1	45.8
鹿児島	129,649	3,597	2.8	1,417	1.1	39.4
宮城	294,312	6,131	2.1	2,687	0.9	43.8
奈良	234,423	3,339	1.4	2,094	0.9	62.7
北海道	286,929	8,191	2.9	2,515	0.9	30.7
福井	83,571	1,279	1.5	663	0.8	51.8
千葉	934,339	11,563	1.2	6,855	0.7	59.3
徳島	50,495	625	1.2	361	0.7	57.8
広島	199,102	2,679	1.3	1,400	0.7	52.3
宮崎	294,595	3,720	1.3	1,990	0.7	53.5
東京	1,650,645	13,354	0.8	10,146	0.6	76.0
大阪	755,207	9,155	1.2	3,650	0.5	39.9
青森	96,673	5,478	5.7	431	0.4	7.9
合計	6,142,479	91,953	1.5	47,404	0.8	51.6

⁽注)当省の調査結果による。

表3-(2)-37 集合徴収において保険料収納率が高い社会保険事務局の工夫の例

社会保険 事務局	保険料 収納率	工夫の内容
香川	1.3%	各事務所別に設定している保険料収納強化月間において、通常はが
		きによる案内に替え、文書による案内を実施。一定の効果がみられた
		(来場率を比較すると、はがき 2.4%、文書 5.7%)。
長崎	1.3%	案内状に独自にチラシを送付している。
		各社会保険事務所が地域の実情に応じて時間帯を設定(例えば、住
		宅街ならば昼間の人口が少ないので夜間延長を行う)。

⁽注)当省の調査結果による。

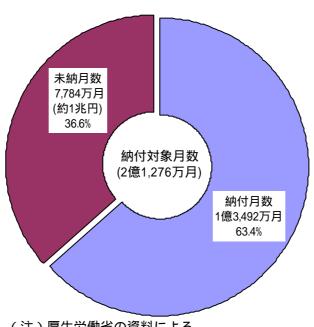
表3-(2)-38 時効消滅した保険料の推移(平成10~15年度)

(単位:億円)

年度	平成10年度	11	12	13	14	15
時効消滅した 保険料額	6,023	6,689	7,565	8,049	8,194	8,476

(注)厚生労働省の資料による。

図3-(2)-3 平成15年度における保険料納付の状況



(注)厚生労働省の資料による。

表 3 - (2) - 39 強制徴収の実施に係る通知

国民年金特別対策本部の設置について(平成15年8月4日付け庁保発第0804001号地方社会 保険事務局長あて社会保険庁運営部長通知) < 抜粋 >

国民年金の極めて厳しい納付状況を踏まえ、要因分析を踏まえた新たな個別収納対策を実施す るとともに、保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底を図り、着実な収納体制を確立す るため、厚生労働省を挙げて、下記の実施課題に取り組むべく、「国民年金特別対策本部設置規 程(平成 15 年8月1日厚生労働大臣伺い定め)」(別添1)を定め、厚生労働大臣を本部長とす る国民年金特別対策本部を設置したので通知する。

地方社会保険事務局においては、国民年金特別対策本部と連携し、計画的に収納対策を推進す るため、地方社会保険事務局長を本部長とした「地方社会保険事務局国民年金特別対策本部」を 設置し、国民年金の収納実績の向上に努められたい。

記

厚生労働省の国民年金特別対策本部における実施課題は、以下のとおりである。

1、2 略

- 3. 従来からの対策に加え、平成 15 年度以降の収納対策の強化(別添2)について検討・実施 する。
- 4、5、別添1 略

(別添2)

平成 15 年度以降の収納対策強化

- 1 略
- 2.保険料納付意識の徹底

年金制度の意義・役割、さらに保険料納付の有利さについて正しく理解してもらう中で、 保険料納付は国民の義務であるという意識の徹底周知を行い、次のような対策を講ずる。

(1) 強制徴収の実施

強制徴収の実施により世代間連帯の下の納付義務の履行を求める

- ・ 度重なる納付督励によっても世代間連帯の下の納付義務を果たさない者であって、 十分な所得や資産がある者であり、他の被保険者の納付意欲にも悪影響を与えかねな い滞納者について、強制徴収を実施する。
- ・ なお、強制徴収を本格的に実施するためには、被保険者の負担能力の把握が不可欠であり、所得や資産に関する情報が確実に確保できるようになるまでの間は、高額納税者リストや戸別訪問による納付督励の事蹟などを活用して実施する。

(以下略)

表3-(2)-40 強制徴収の実施結果(平成15年度)

(単位:人)

最終催告 状の送付	納付等 (納付及び 納付約束)	未接触、非該当等	督促状の 送付	納付等 (納付及び 納付約束)	未納	
9,654	5,666	3,594	394	223	171	

 強制徴収
 (差押予告通知)

 29
 70

(注)厚生労働省の資料による。

表3-(2)-41 被保険者の所得情報等提供に係る規定

国民年金法 < 抜粋 >

(被保険者に関する調査)

第 106 条 社会保険庁長官は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であった者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。

(資料の提供等)

第 108 条 社会保険庁長官は、年金給付又は保険料に関する処分に関し必要があると認めるときは、 受給権者、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主の資産若しくは収入の状況又は受 給権者に対する被用者年金各法による年金たる給付の支給状況若しくは第 36 条の2第1項第1 号に規定する政令で定める給付の支給状況につき、郵便局その他の官公署、共済組合等、厚生年 金保険法附則第 28 条に規定する共済組合若しくは地方公務員等共済組合法第151条第1項に規 定する地方議会議員共済会に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託 会社その他の機関若しくは被保険者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

表3-(2)-42 18 社会保険事務局管内における強制徴収の実施結果(平成15年度)

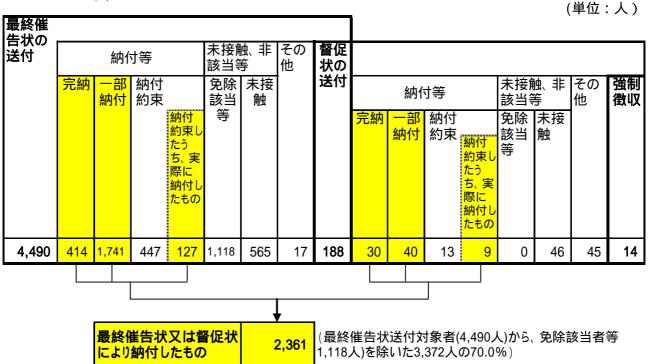


表3-(2)-43 第1号被保険者の保険料納付状況(平成14年度国民年金被保険者実態調査結果)

(単位:万人)

区分	納付者	完納者	一部 納付者	未納者 (過去2年間全 〈保険料を納め なかった者)	申請免除者	学生納付 特例者	合計
平成7年度	1,173	1,038	136	172	220	-	1,566
10	1,117	949	167	265	271	-	1,652
13	1,097	885	212	327	247	121	1,792

(注)厚生労働省の資料による。

表 3 - (2) - 44 平成 14 年度から 15 年度にかけての保険料納付率等の変化

(単位:万月、%、万人)

区分	納付すべき 月数 a	実際に納付 した月数 h	保険料納付率 b/a	第1号被保 険者数	全額免除者数	学生納付特 例者数
平成14年度	- -	13,627	62.8	2,206.4	246	154
15	21,276	13,492	63.4	2,207.7	271	168
増減	-436	-135	0.6	1.3	25	14

(注)厚生労働省の資料による。

表 3 - (2) - 45 18 社会保険事務局における平成 14 年度から 15 年度にかけての納付月数等の変化

(単位:月、%)

区分	納代	すべき月数	ζ	実際に	:納付した月	数	保	:険料納付率	<u>«</u>
运 刀	平成14年度	15	増減率	平成14年度	15	増減率	平成14年度	15	増減
北海道	8,408,574	8,025,154	-4.6	5,267,413	5,224,018	-0.8	62.6	65.1	2.5
宮城	4,158,784	3,976,542	-4.4	2,632,160	2,579,620	-2.0	63.3	64.9	1.6
青森	2,943,851	2,752,615	-6.5	1,703,354	1,673,502	-1.8	57.9	8.09	2.9
福島	3,446,466	3,322,524	-3.6	2,155,312	2,102,275	-2.5	62.5	63.3	0.7
埼玉	12,792,674	12,643,142	-1.2	7,850,164	7,854,736	0.1	61.4	62.1	0.8
千葉	11,108,082	11,091,384	-0.2	6,911,888	6,854,479	-0.8	62.2	61.8	-0.4
東京	25,072,904	25,027,612	-0.2	14,378,665	14,553,862	1.2	57.3	58.2	0.8
神奈川	14,463,246	14,464,645	0.0	9,037,641	9,092,094	0.6	62.5	62.9	0.4
静岡	6,413,810	6,283,232	-2.0	4,409,260	4,355,683	-1.2	68.7	69.3	0.6
大阪	15,681,118	15,203,417	-3.0	8,354,255	8,224,406	-1.6	53.3	54.1	0.8
福井	1,185,581	1,186,513	0.1	881,560	870,154	-1.3	74.4	73.3	-1.0
奈良	2,461,624	2,389,619	-2.9	1,559,381	1,530,995	-1.8	63.3	64.1	0.7
広島	4,357,023	4,284,596	-1.7	2,857,362	2,840,485	-0.6	65.6	66.3	0.7
香川	1,443,038	1,401,884	-2.9	1,038,817	1,018,105	-2.0	72.0	72.6	0.6
徳島	1,203,582	1,170,927	-2.7	791,851	776,959	-1.9	65.8	66.4	0.6
長崎	2,525,321	2,435,961	-3.5	1,517,712	1,481,940	-2.4	60.1	60.8	0.7
宮崎	1,991,575	1,932,038	-3.0	1,187,257	1,157,528	-2.5	59.6	59.9	0.3
鹿児島	2,526,116	2,402,519	-4.9	1,543,518	1,504,352	-2.5	61.1	62.6	1.5

⁽注)1 当省の調査結果による。

表 3 - (2) - 46 「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第 1 次勧告 - 国民年金業務を中心として - 」における有効な納付督励等の積極的展開に係る勧告部分

厚生労働省は、保険料徴収業務を効果的に実施する観点から、次の措置を講ずる必要がある。 略

社会保険庁は、それぞれの納付督励等の業務ごとに、どの程度納付率の向上に結び付いているかについての分析結果及び保険料納付額等という成果(アウトカム)指標を用いた費用対効果についての分析結果を踏まえて、有効な納付督励等を積極的に展開すること。

² 納付月数が増加しているのは、埼玉、東京及び神奈川の3社会保険事務局(16.7%)であり、残る15社会保険事務局(83.3%)では、納付すべき月数だけでなく、実際に納付した月数も減少している。

4 被保険者等に対する行政サービスの改善

(1) 被保険者等に対する窓口サービスの改善

説明図表番号 勧 告

年金制度に対する国民の信頼を確保する等の観点から、被保険者や年金受給者 に対して、年金制度や本人の年金加入期間、保険料納付期間、将来支給される年 金見込額等の年金個人情報を被保険者等の利便性に配慮して適時適切に提供す ることが重要である。国民の視点に立った顧客(被保険者、年金受給者)志向の 行政サービスの提供が求められており、特に年金相談を受ける窓口サービスの改 善が急務となっている。

社会保険庁においては、被保険者等からの様々な年金相談を受けるため、全国 312 の社会保険事務所の事務所内に年金相談の窓口を設置するほかに、被保険者 や年金受給者の多い都市部にある 71 の社会保険事務所については、事務所内の 年金相談の窓口に加えて、年金相談センターを社会保険事務所外の繁華街のビル 等内に設置している。

今回、52 社会保険事務所等(36 社会保険事務所及び16 年金相談センター)に おける年金相談の実施状況を調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 年金相談の待ち時間の解消

社会保険事務所及び年金相談センターにおいては、年金相談に来所等する被 保険者等の数が年々増えてきており、待ち時間等を把握できた 51 社会保険事 務所等(19 社会保険事務所及び16 社会保険事務所とその内部組織である16 年 金相談センター)における相談者が来所等してから実際に相談が開始されるま での待ち時間をみると、2時間以上が4社会保険事務所等(2社会保険事務所 | 表4-(1)-1 及び2年金相談センター。7.8%) 1時間以上2時間未満が12社会保険事務 | 表4-(1)-2 所等(9社会保険事務所及び3年金相談センター。23.5%)となっている。

待ち時間を解消するための対策をみると、1時間以内の待ち時間となってい る 35 社会保険事務所等 (24 社会保険事務所及び11 年金相談センター)の中に は、2社会保険事務所等(1社会保険事務所及び1年金相談センター。5.7%) が、社会保険委員が委嘱されている事業所の60歳に達した被保険者及び55歳 以上の被保険者に限定したものではあるものの、日時予約制を行っている。

しかし、1時間以上の待ち時間となっている 16 社会保険事務所等(11 社会

表4-(1)-3

保険事務所及び5年金相談センター)の中には、各種対策を講じている社会保 険事務所等もみられるものの、いずれも待ち時間を解消するような特段の有効 な対策とはなっていない。

イ 年金相談受付の改善

社会保険庁においては、社会保険事務所等に来所等しなくても年金相談が受 けられるように年金電話相談センターを拡充している。しかし、電話以外の例 えば電子メールによる年金相談の受付については、いずれの社会保険事務所等 | 表4 - (1) - 4 においても受け付けていない状況にある。

また、ファックスによる年金相談の受付については、社会保険庁は、平成16 年4月に聴覚障害者団体から社会保険事務所におけるファックスによる年金 相談の受付の要望を受け、16年5月及び7月の2回にわたり、事務連絡により、 社会保険事務局長に対し、適切な対応に努めるよう指示している。しかしなが ら、調査した 52 社会保険事務所等におけるファックスによる年金相談の受付 | 表4 - (1) - 5 の状況をみると、21 社会保険事務所等(12 社会保険事務所及び9年金相談セ ンター。40.4%)で、「ファックスは業務用に使用することとしている」等の 理由により、受け付けていない状況にある。

さらに、相談等の窓口の開設時間については、当省(行政評価局行政相談課) は、社会保険事務所において昼休み時間でも相談等の窓口業務を実施してほし いとの申出を受けたことから、平成14年4月に社会保険庁に対し、「国民に対 する一層の行政サービスの確保の観点から、社会保険事務所の体制等に応じた 昼休み時間の窓口業務の受付・処理が行えるよう職員の勤務時間に関する訓令 の見直し等について検討する必要がある」とあっせんを行った。その結果、社 会保険庁は「社会保険庁に勤務する職員の勤務時間に関する訓令」(平成6年 | 表4 - (1) - 6 8月23日付け社会保険庁訓令第3号)を改正(14年11月)し、昼休み時間帯 の窓口対応を行うこととし、また、「さわやか行政サービス推進に係る取組方|表4-(1)-7 針について」(平成 16 年 2 月 16 日付け庁文発第 0216003 号社会保険事務局長 あて社会保険庁総務部総務課長通知)においても、業務取扱時間(8時30分か ら17時)の表示、昼休みの窓口業務の実施を挙げている。

しかし、調査した 52 社会保険事務所等における相談受付窓口の開設時間を | 表4 - (1) - 8 みると、2社会保険事務所(3.8%)については、30分遅れの9時からの開設と

なっている状況がみられた。

ウ 年金相談の実施体制の見直し

相談者数等の集計方法が同一で、比較可能な 20 社会保険事務所の年金相談 等の窓口における平成 15 年度の業務量について、窓口へ来訪した相談者数を 基に、窓口対応するために常時配置されている職員(非常勤職員も含む。)1 人当たりの相談者数を比較すると、平均は5,362人(22.3人/日)であり、最多 | 表4 - (1) - 9 は7,504人(31.3人/日) 最少は3,323人(13.8人/日)となっており、最 多と最少との間で2.3倍の格差が生じている。

さらに、上記と同様に比較可能な9年金相談センターにおける窓口で対応す るために常時配置されている職員(非常勤職員も含む。)1人当たりの相談者 数を比較すると、平均は 4,186 人(17.4 人 / 日)であり、最多は 8,997 人(37.5 | 表 4 - (1) - 10 人/日) 最少は2,544人(10.6人/日)となっており、最多と最少との間で 3.5 倍の格差が生じている。

また、上記の9年金相談センターにおける1日当たりの相談者数をみると、 平均 72.8 人、最多 115.6 人、最少 40.6 人となっており、最少の年金相談セン ターでは、1時間当たり4.8人である。さらに、1日当たりの相談者数が平均 以下の年金相談センターが4箇所あるが、いずれも社会保険事務所から直線で | 表4 - (1) - 11 約300mから2kmの距離に近接設置されている。

年金相談センターを適正配置するためには、年金相談センターを設置するた めの客観的指標に基づく基準が必要と考えられるが、社会保険庁では、「年金 相談センターの設置について」(平成 15 年 1 月 10 日付け庁文発第 56 号社会保 | 表 4 - (1) - 12 険事務局長あて社会保険庁長官通知)において、「センターは、受給権者及び 被保険者等の相談対象者が多い都市部に設置する。」としているにすぎず、具 体的な相談者数等に基づく設置基準とはなっていない。

したがって、厚生労働省は、被保険者等に対する窓口サービスを効果的かつ効 率的に実施する点から、次の措置を講ずる必要がある。

社会保険事務所及び年金相談センターにおける相談等の待ち時間の解消の ための措置状況を把握し、長時間の待ち時間が日常化しているところについて は速やかに相談窓口を増設するとともに、日時予約制等の対策を講じさせ、好 取組事例 (ベストプラクティス) があれば他の社会保険事務所等へ周知を図ること。

ファックスによる年金相談の受付の実施の徹底を図ること。また、電子メールによる年金相談の受付についても実施すること。

社会保険事務局等に対し、相談等の窓口の開設時間について、業務開始時間である午前8時30分から開設することの徹底を図ること。

社会保険事務局等に対し、社会保険事務所及び年金相談センターの相談窓口の配置について、年金相談の相談者(見込)数等に基づく基準を定め、見直すよう指示すること。

また、年金相談センターについては、相談者(見込)数等に基づく設置基準を定めるとともに、当該設置基準を充たさないものについては、速やかに廃止・移転すること。

(説 明)

表4-(1)-1 相談等の窓口における待ち時間の状況

(単位:事務所、センター)

年金相談等の 窓口での待ち時間	2 時間以上	2 時間未満 1 時間以上	60 分未満 30 分以上	30 分未満	計
社会保険事務所	2	9	16	8	35
年金相談センター	2	3	3	8	16
計	4 (7.8%)	12 (23.5%)	19(37.3%)	16 (31.4%)	51 (100.0%)

⁽注) 本表は、調査日現在におけるピーク時の待ち時間について、当省が社会保険事務所等の担当職員 から聴取した結果に基づき作成した。

表4-(1)-2 相談等の窓口における待ち時間の状況(内訳)

機関名	2時間以上	2時間未満 1 時間以上	60分未満30分以上	30分未満
	大宮社会保険事務所	奈良社会保険事務所	川崎社会保険事務所	砂川社会保険事務所
	春日部社会保険事務所	旭川社会保険事務所	広島東社会保険事務所	徳島南社会保険事務所
		仙台東社会保険事務所	三次社会保険事務所	大和高田社会保険事務所
		船橋社会保険事務所	鹿児島北社会保険事務所	東北福島社会保険事務所
		江戸川社会保険事務所	古川社会保険事務所	武生社会保険事務所
社		藤沢社会保険事務所	千葉社会保険事務所	市岡社会保険事務所
社会保険事務所		静岡社会保険事務所	青森社会保険事務所	鹿児島南社会保険事務所
1 休 1余		宮崎社会保険事務所	弘前社会保険事務所	福井社会保険事務所
事		都城社会保険事務所	郡山社会保険事務所	
務			文京社会保険事務所	
<i>F</i> /1			島田社会保険事務所	
			吹田社会保険事務所	
			善通寺社会保険事務所	
			徳島北社会保険事務所	
			長崎南社会保険事務所	
			諫早社会保険事務所	
小計 35	2	9	16	9
_	大宮年金相談センター	奈良年金相談センター	千葉年金相談センター	青森年金相談センター
年全	越谷年金相談センター	船橋年金相談センター		福島年金相談センター
相		静岡年金相談センター	宮崎年金相談センター	広島年金相談センター
年金相談セ				長崎年金相談センター
セン				吹田年金相談センター
ター				福井年金相談センター
l				高松年金相談センター
				鹿児島年金相談センター
小計 16	2		3	8
総計 51	4	12	19	16

(注) 本表は、調査日現在におけるピーク時の待ち時間について、当省が社会保険事務所等の担当職員 から聴取した結果に基づき作成した。

表4-(1)-3 待ち時間を解消するための対策を講じている社会保険事務所等の例

社会保険事務所等名	具体的な対策	事 例 の 内 容
長崎年金相談センター	日時予約制	平成 16 年 9 月から実施。 対象者 : 社会保険員が委嘱されている事業所の 60 歳に達した被保険者及び 55 歳以上の被保険者相談内容: 老齢給付の受給手続について年金見込額等会場: 長崎南社会保険事務所又は長崎年金相談センター 実施日時: 開庁日の毎週月曜から水曜9:00~9:30 9:30~10:00 16:00~16:30 申込方法: 社会保険委員を通じて、相談希望日の 2 週間前までに郵送またはファックスにて申し込む。

(注) 当省の調査結果による。

表 4 - (1) - 4 社会保険事務所及び年金相談センターにおける電子メール、ファックスよる年金相談の受付状況

(単位:事務所、センター)

	電子メールによる相談受付状況					ファッ	クスによ	る相談受付	计 状況
		実	施	一部実施	未実施		実施	一部実施	未実施
社会保険事務所	36		0	0	36	36	13	11	12
年金相談センター	16		0	0	16	16	5	2	9
計	52		0	0	52	52	18	13	21
п	(100.0%)	(0.0	0%)	(0.0%)	(100.0%)	(100.0%)	(34.6%)	(25.0%)	(40.4%)

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 「一部実施」とは、障害者、高齢者等からの相談の場合にのみ受け付けているとしている社会保 険事務所等の数を計上した。

表4-(1)-5 社会保険事務所及び年金相談センターにおけるファックスによる 年金相談の受付状況

(単位:事務所、センター)

機関名	実 施	一部実施	未実施
	旭川社会保険事務所砂川社会保険事務所東北福島社会保険事務所東北福島社会保険事務所立京社会保険事務所立京社会保険事務所江戸川社会保険事務所静岡社会保険事務所島田社会保険事務所福井社会保険事務所武生社会保険事務所奈良社会保険事務所	一部美施 仙台東社会保険事務所 古川社会保険事務所 大宮社会保険事務所 春日部社会保険事務所 千葉社会保険事務所 船橋社会保険事務所 市岡社会保険事務所 吹田社会保険事務所 吹田社会保険事務所 或島東社会保険事務所 宮崎社会保険事務所 宮崎社会保険事務所	青森社会保険事務所 弘前社会保険事務所 藤沢社会保険事務所 高松西社会保険事務所 高松西社会保険事務所 善通寺社会保険事務所 徳島本社会保険事務所 徳島南社会保険事務所 長崎南社会保険事務所 東早社会保険事務所 鹿児島南社会保険事務所
小計 36	大和高田社会保険事務所 三次社会保険事務所 13	11	鹿児島北社会保険事務所
年金相談センター	福島年金相談センター 静岡年金相談センター 福井年金相談センター 奈良年金相談センター 宮崎年金相談センター	吹田年金相談センター 広島年金相談センター	青森年金相談センター 大宮年金相談センター 越谷年金相談センター 千葉年金相談センター 船橋年金相談センター 高松年金相談センター 高松年金相談センター 徳島年金相談センター 長崎年金相談センター 鹿児島年金相談センター
小計 16 総計 52	5 18	2 13	9 21

⁽注)1 当省の調査結果による。 2 「一部実施」とは、障害者、高齢者等からの相談の場合にのみ、受け付けていると している社会保険事務所等の数を計上した。

表4-(1)-6 社会保険庁に勤務する職員の勤務時間に関する訓令

社会保険庁に勤務する職員の勤務時間に関する訓令(平成6年8月23日付け社会保険庁訓令第3号)(14年11月改正)

(総則)

第1条 社会保険庁に勤務する職員(社会保険庁において特別の形態によって勤務する必要のある職員等の勤務時間等に関する訓令(平成6年8月23日社会保険庁4号)第2条に規定する交代制等勤務職員を除く。)の勤務時間、休息時間及び休息時間(以下、「勤務時間等」という。)は、この訓令の定めるところによる。

(勤務時間)

第2条 社会保険庁に勤務する職員(第4条第1項各号に掲げる機関に勤務する職員及び同条 第2項の規定に基づき社会保険庁総務部職員課長の承認を得た機関に勤務する職員を除 く。)の勤務時間は、月曜から金曜までのそれぞれ午前8時30分から午後5時までとし、日 曜日及び土曜日は週休日とする。

(休憩時間及び休息時間)

第3条 社会保険庁に勤務する職員(次条第1項各号に勤務する職員及び同条第2項の規定に基づき社会保険庁総務部職員課長の承認を得た機関に勤務する職員及び社会保険大学校に 勤務する職員を除く。)の月曜日から金曜日までの間の休憩時間及び休息時間は、次のとおりとする。

種別	第1種職員	第2種職員	第3種職員
休憩	午後0時から午後0時30	午後0時15分から午後0時	午後1時から午後1時 30
時間	分まで	45 分まで	分まで
休息	午前 11 時 45 分から午後 0	午後0時から午後0時 15	午後0時 45 分から午後1
時間	時まで	分まで	時まで
	及び	及び	及び
	午後0時から午後0時 45	午後0時 45 分から午後1	午後1時30分から1時45
	分まで	時まで	分まで

2 前項の第1種職員、第2種職員及び第3種職員については、地方社会保険事務局に勤務する職員(地方社会保険事務局事務所勤務に職員を除く。)にあっては当該社会保険事務局長が、地方社会保険事務局事務所長が、社会保険事務局事務所に勤務する職員にあっては当該社会保険事務所長が、それぞれ指定するものとする。

(略)

(時差通勤職員)

第4条 社会保険庁に勤務する職員のうち、通勤のため利用する交通機関が著しく混雑する地 域に所在する機関として次の号に掲げる機関に勤務する職員(以下「時差通勤職員」という。)

- の勤務時間等は、次条のとおりとし、日曜日及び土曜日は週休日とする。
 - (1) 社会保険庁内部部局
 - (2) 社会保険業務センター
- 2 地方社会保険事務局、地方社会保険事務所及び社会保険事務所(仙台市、東京都、横浜市、 名古屋市、大阪市、広島市及び福岡市に所在する機関に限る。)のうち、地方社会保険事務 局長が社会保険庁総務部職員課長の承認を得た機関に勤務する職員の勤務時間等及び週休 日については、前項の規定を準用する。

(時差通勤職員の勤務時間等)

- 第5条 時差通勤職員の月曜日から金曜日までの勤務時間等は、別表1のとおりとする。
 - 2 別表1の第1種職員、第2種職員及び第3種職員、第4種職員、第5種職員、第6種職員 及び第7種職員の範囲は、別表2のとおりとする。ただし、交通事情その他別の事情がある 場合は、社会保険庁総務部職員課長の承認を得て、第2種職員及び第5種職員又は第3種職 員及び第6種職員のいずれかを置かないことができる。
 - 3 前条第2項の規定に基づき社会保険庁総務部職員課長の承認を得た機関に勤務する職員 の月曜日から金曜日までの勤務時間等は、次のとおりとする。

種別	第1種職員	第2種職員	第3種職員	第4種職員
勤務	午前8時30分から	午前9時から	午前9時から	午前9時から
時間	午後5時まで	午後5時30分まで	午後5時30分まで	午後 5 時 30 分まで
休憩	午後 0 時 15 分から	午後 0 時 15 分から	午後0時から	午後1時から
時間	午後 0 時 45 分まで	午後 0 時 45 分まで	午後 0 時 30 分まで	午後 1 時 30 分まで
休息	午後0時から	午後0時から	午前11時45分から	午前 0 時 45 分から
時間	午後 0 時 15 分まで	午後 0 時 15 分まで	午後0時まで	午後1時まで
	及び	及び	及び	及び
	午後 0 時 45 分から	午後 0 時 45 分から	午後 0 時 30 分から	午後 1 時 30 分から
	午後1時まで	午後 1 時まで	午後 0 時 45 分まで	午後 1 時 45 分まで

4 前項の第1種職員、第2種職員、第3種職員及び第4種職員については、地方社会保険事務局に勤務する職員(地方社会保険事務局事務所に勤務する職員を除く。)にあっては当該地方社会保険事務局長が、地方社会保険事務局事務所に勤務する職員にあっては当該社会保険事務所長が、それぞれ指定するものとする。

(略)

附 則

この訓令は、平成6年9月1日から施行する。

別表 1

種別	第1種職員	第2種職員	第3種職員	第4種職員
勤務	午前 8 時 30 分から	午前9時から	午前 9 時 15 分から	午前 9 時 30 分から
時間	午後5時まで	午後 5 時 15 分まで	午後 5 時 30 分まで	午後 5 時 45 分まで
休憩	午後 0 時 15 分から	午後 0 時 30 分から	午後 0 時 30 分から	午後 0 時 30 分から
時間	午後 0 時 45 分まで			
休息	午後0時から	午後 0 時 15 分から	午前 0 時 15 分から	午前 0 時 15 分から
時間	午後 0 時 15 分まで	午後 0 時 30 分まで	午後 0 時 30 分まで	午後 0 時 30 分まで
	及び	及び	及び	及び
	午後 0 時 45 分から			
	午後 1 時まで	午後 1 時まで	午後1時分まで	午後1時分まで

種別	第5種職員	第6種職員	第7種職員
勤務	午前9時から	午前 9 時 15 分から	午前 9 時 30 分から
時間	午後 5 時 15 分まで	午後5時30分まで	午後 5 時 45 分まで
休憩	午後 1 時 15 分から	午後 1 時 15 分から	午後 1 時 15 分から
時間	午後 1 時 30 分まで	午後 1 時 30 分まで	午後 1 時 30 分まで
休息	午後1時から	午後1時から	午後1時から
時間	午後 1 時 15 分まで	午後 1 時 15 分まで	午後 1 時 15 分まで
	及び	及び	及び
	午後 1 時 30 分から	午後 1 時 30 分から	午後 1 時 30 分から
	午後 1 時 45 分まで	午後 1 時 45 分まで	午後 1 時 45 分まで

- 附 則(平成12年3月31日社会保険庁訓第11号)
 - 1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。
 - 2 地方社会保険事務局長は、当該所属職員の勤務時間等について、平成 18 年 3 月 31 日までの間に限り、激変緩和措置として、第 2 条、第 3 条及び第 5 条第 3 項の規定にかかわらず、人事院規則の定める範囲内で社会保険庁総務部職員課長の承認を得て、別に定めることができる。
- 附 則(平成14年1月17日社会保険庁訓第2号)
 - この訓令は平成14年2月1日から施行する。
- 附 則(平成14年10月21日社会保険庁訓第8号)
 - 1 この訓令は平成 14 年 11 月 1 日から施行する。
 - 2 地方社会保険事務局長、地方社会保険事務局事務所長及び社会保険事務所長は平成 14 年 12 月 31 日までの間、第 1 条の規定に基づく改正後の社会保険庁に勤務する職員の勤務 時間に関する訓令第 3 条第 2 項の第 1 種職員及び第 3 種職員並びに第 5 条第 4 項の第 3 種 職員及び第 4 種職員を指定しないことができる。

表4-(1)-7 窓口事務の業務取扱時間について

「さわやか行政サービス推進に係る取組方針について」(平成 16 年 2 月 16 日付け庁文発第 0216003 号社会保険事務局長あて社会保険庁総務部総務課長通知)

(取組内容)

- 1 略
- 2 便利な行政サービス

(利便性の向上)

(1) 窓口事務の取扱時間の表示等

来訪者の立場に立った窓口業務の取扱時間の表示や昼休みの窓口業務を行う。

- ・ 業務取扱時間(8:30~17:00)の表示
- ・ 年金相談を含む昼休みの窓口業務の実施

(以下略)

表4-(1)-8 年金相談等の窓口の開設時間が適切でない例

社会保険事務所名	事 例 の 内 容
文京社会保険事務所 江戸川社会保険事務所	窓口の開設時間が 9:00 からとなっており、8:30 から開設されていない。

表 4 - (1) - 9 平成 15 年度における年金相談等の窓口への相談者数及び窓口で対応するために常時配置されている職員配置状況(社会保険事務所)

(単位:人)

区分	年金相談等 窓口相談者数	常時配置されている 窓口担当職員数		競員1人 ○業務量
2 %	計	年金相談等の 常設窓口数	/年	/日
島田社会保険事務所	30,014	4	7,504	31.3
旭川社会保険事務所	40,986	6	6,831	28.5
静岡社会保険事務所	27,228	4	6,807	28.4
砂川社会保険事務所	13,204	2	6,602	27.5
奈良社会保険事務所	44,592	7	6,370	26.5
川崎社会保険事務所	31,537	5	6,307	26.3
船橋社会保険事務所	49,036	8	6,130	25.5
鹿児島北社会保険事務所	23,408	4	5,852	24.4
大和高田社会保険事務所	33,666	6	5,611	23.4
弘前社会保険事務所	32,997	6	5,500	22.9
藤沢社会保険事務所	60,008	11	5,455	22.7
郡山社会保険事務所	32,488	6	5,415	22.6
青森社会保険事務所	19,219	4	4,805	20.0
千葉社会保険事務所	37,250	8	4,656	19.4
鹿児島南社会保険事務所	17,965	4	4,491	18.7
長崎南社会保険事務所	21,742	5	4,348	18.1
東北福島社会保険事務所	21,218	5	4,244	17.7
徳島南社会保険事務所	14,046	4	3,512	14.6
徳島北社会保険事務所	20,862	6	3,477	14.5
諫早社会保険事務所	16,613	5	3,323	13.8
最多	60,008	11	7,504	31.3
最少	13,204	2	3,323	13.8
平均	29,404	5.5	5,362	22.3
格差	4.5	5.5	2.3	2.3

- 2 調査した 36 社会保険事務所のうち相談者数等の集計方法が同一の 20 社会保険事務所に係るものを計上した。
- 3 平成 16 年度現在、窓口を増設した事務所あり。また、混雑時には、窓口を増設する 事務所もみられた。

表4-(1)-10 平成15年度における年金相談等の窓口への相談者数及び窓口で対応するために常時配置されている職員配置状況(年金相談センター)

(単位:人)

区分	年金相談等 窓口相談者数	常時配置されている 窓口担当職員数	窓口職 当たりの	員1人 D業務量	1日当たりの
	計	年金相談等の 常設窓口数	/年	/日	相談者数
静岡年金相談センター	26,992	3	8,997	37.5	112.5
奈良年金相談センター	18,390	4	4,598	19.2	76.6
千葉年金相談センター	20,495	5	4,099	17.1	85.4
船橋年金相談センター	27,752	7	3,965	16.5	115.6
鹿児島年金相談センター	18,218	5	3,644	15.2	75.9
長崎年金相談センター	10,031	3	3,344	13.9	41.8
徳島年金相談センター	9,738	3	3,246	13.5	40.6
青森年金相談センター	12,956	4	3,239	13.5	54.0
福島年金相談センター	12,719	5	2,544	10.6	53.0
最多	27,752	7	8,997	37.5	115.6
最 少	9,738	3	2,544	10.6	40.6
平均	17,477	4.3	4,186	17.4	72.8
格差	2.8	2.3	3.5	3.5	2.8

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 調査した 16 年金相談センターのうち相談者数等の集計方法が同一の 9 年金相談センター に係るものを計上した。
 - 3 平成 16 年度現在、窓口を増設したセンターあり。また、混雑時には、窓口を増設するセンターもみられた。

表4-(1)-11 1日当たりの相談者数が平均以下の年金相談センターの状況

(単位:人)

社会保険事務所等名	住所	年金相談等窓		常時配置されている 窓口担当職員数
位云体陕事份川寺石	(おおよその距離)	計	1日当たり の相談者数	年金相談等の 常設窓口数
青森社会保険事務所	青森市本町5-5-4	19,219	80.1	5
青森年金相談センター	青森市長島2-13-1 明治生命青森ビル1階	12,956	54.0	4
計	(直線距離:1 k m)	32,175	134.1	
徳島北社会保険事務所	徳島市佐古三番町12-8	20,862	86.9	6
徳島年金相談センター	徳島市八百屋町3-26 大同生命徳島ビル3階	9,738	40.6	3
計	(直線距離:2km(一駅))	30,600	127.5	
長崎南社会保険事務所	長崎市金屋町3-1	21,742	90.6	5
長崎年金相談センター	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2階	10,031	41.8	3
計	(直線距離:300m)	31,773	132.4	
東北福島社会保険事務所	福島市北五老内町3-30	21,218	88.4	5
福島年金相談センター	福島市栄町6-1 メディアシティエスタビル2階	12,719	53.0	5
計	(直線距離:1.6km)	33,937	141.4	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、表 4 - (1) - 10 における 1 日当たりの相談者数の平均 72.8 人を下回るものを計上 した。

表 4 - (1) - 12 年金相談センターの設置に関する規定

年金相談センターの設置について(平成 15 年 1 月 10 日付け庁文第 56 号社会保険事務局長あて社会保険庁長官通知)(抜粋)

- 1 センターは、受給権者及び被保険者等の相談対象者が多い都市部に設置する。
- 2 センターの名称は、所在地の都市(又は地域)名を冠し、「 年金相談センター」とする。 なお、年金相談センターの名称の表示は、管理社会保険事務所名を付して行うものとする。
- 3 センターにおいては、年金相談に関する業務及びそれに付随する業務を行うものとする。
- 4 センターの業務に従事する職員の構成は、管理社会保険事務所の職員及び社会保険相談指導員等とする。
- 5 センターの管理は、管理社会保険事務所の所長が行うものとする。
- 6 センターの設置、運営に係る細部については、社会保険業務センター所長から別途通知する。

(2) 申請等手続の利便性の向上

勧 告	説明図表番号
第1号被保険者は、長期にわたって保険料を納付する必要があるが、所得がな	
い、生活保護法等の公的扶助を受けている等で、努力してもなお納付することが	
困難な者が存在する。これらの者は、将来において国民年金制度による所得保障	
が必要となり、また、資力が回復し保険料の納付が可能になることも当然予想さ	
れる。	
このため、国民年金法第89条から第90条の2において、これらの者を国民年	表4 - (2) - 1
金制度から除外することなく保険料の納付義務だけを免除し、給付の受給要件で	
は保険料滞納期間と区分して保険料免除期間とし、資格期間に算入させるため、	
生活保護法による公的扶助を受けている者等については、届出により保険料の	
全額が免除される(法定免除)ほか、 前年の所得が一定の基準額以下の者等に	
ついては、申請により保険料の全額又は半額が免除されることとされている(申	
請免除)。	
また、同法第90条の3において、大学等の学生である第1号被保険者のうち、	表4 - (2) - 2
前年の所得が一定の基準額以下であるものについては、親等に保険料負担を求め	表4 - (2) - 3
ることなく、本人が社会人になってから保険料を支払うことを期待して、申請に	
より保険料の納付が猶予されること(学生納付特例申請)とされている。	
なお、同法第 94 条において、これらの者はいずれも、追納ができることとさ	表4 - (2) - 4
れている。	
今回、53 社会保険事務局等(18 社会保険事務局及びこれら管内の 35 社会保険	
事務所)及び 216 市町村における保険料の申請免除及び学生納付特例申請の処理	
状況等を調査した結果、次のような状況がみられた。	
ア 免除申請及び学生納付特例申請の事務処理期間	
社会保険庁は、「行政手続法の施行に伴う事務取扱について」(平成 14 年 11	表4 - (2) - 5
月 5 日付け庁保険発第 37 号地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部企画	
課長、同医療保険課長、同年金保険課長連名通知)において、免除申請、学生	
納付特例申請のいずれも、市町村が受理してから社会保険事務所が審査決定す	
るまでの標準処理期間を30日前後としている。	
今回、35 社会保険事務所における平成 16 年 4 月以降に審査決定した保険料	

免除申請について 1,080 件、学生納付特例申請について 1,047 件を抽出して、 社会保険事務所が市町村の進達を受けてから、被保険者に通知するまでの審査 | 表4 - (2) - 6 期間を調査したところ、これらいずれの申請も、申請に係る該当事由の確認は、 市町村において市町村税課税台帳による所得額、市町村税額等の確認結果を申 請書に記入していることから、社会保険事務所では特段の難しい審査が必要な いにもかかわらず全体で1か月以上を要しているものが保険料免除申請で 210 件(19.4%) 学生納付特例申請で144件(13.8%)みられる。

表4-(2)-7

表4-(2)-8

また、35 社会保険事務所において、保険料免除申請について、1か月未満で │ 表4 - (2) - 9 すべて審査決定している社会保険事務所が12事務所(34.3%)みられる一方、 1か月以上の審査期間が生じているものが23事務所(65.7%)みられる。

ちなみに、各社会保険事務所について抽出した保険料免除申請 30 件のうち 半数以上の審査に1か月以上を要しているものが5事務所(14.3%)みられる。

また、学生納付特例申請についても、1か月未満ですべて審査決定している 社会保険事務所が 19 事務所(54.3%)みられる一方、1か月以上の審査期間 が生じているものが 16 事務所 (45.7%) みられる。

ちなみに、各社会保険事務所について抽出した学生納付特例申請 30 件のう ち半数以上の審査に1か月以上を要しているものが3事務所(8.6%)みられ る。

このようなことから、社会保険事務所における保険料免除申請及び学生納付 | 表 4 - (2) - 10 特例申請についての審査が、迅速に行われていない状況が認められる。

イ 免除制度の周知及び郵送受理の徹底

「平成 13 年公的年金加入状況等調査結果」によれば、保険料の免除制度を 知っている者は、第1号被保険者で 63.3%、第1号未加入者で 38.1%となっ ている。特に20歳から29歳までの年齢階層では、同制度を知っている者は、 第1号被保険者で53.0%、第1号未加入者で30.9%にとどまっており、保険 料免除制度が国民に十分周知されていない状況がみられる。

表4-(2)-11

また、市町村に対する法定免除の届出及び免除申請並びに学生納付特例申請 | 表 4 - (2) - 12 について、社会保険庁は、当該届出書及び申請書の受付は郵送でも可能として いるものの、調査した社会保険事務局等は、いずれも市町村及び被保険者に対 して郵送による届出書及び申請書の受付が可能であるということを周知して

いないため、郵送による届出書及び申請書の受付は各々の市町村の判断にゆだねられている状況にある。

このため、調査した 216 市町村についてみると、原則として郵送による届出及び申請を受け付けないところが保険料免除に係る届出・申請で 58 市町村 (26.9%) 学生納付特例申請については 56 市町村 (25.9%) ある。

したがって、厚生労働省は、申請等手続の利便性の向上の観点から、早急に次の措置を講ずる必要がある。

保険料免除申請及び学生納付特例申請について、申請から承認通知までの期間を短縮するよう社会保険事務所に指示すること。

保険料免除制度について、第2号被保険者資格喪失者に対する種別変更の届出の勧奨状に保険料免除申請書を同封する等、第1号被保険者、第1号未加入者及び第1号種別変更未届者に対して、周知徹底すること。

保険料の免除の届出及び免除申請並びに学生納付特例申請については、郵送で受付が可能であることを市町村及び被保険者に周知徹底するよう社会保険事務局等に指示すること。

表 4 - (2) - 1 保険料の免除に係る規定

国民年金保険法(抜粋)

- 第89条 被保険者(第90条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者を除く。)が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び第93条第1項の規定により前納されたものを除き、納付することを要しない。
 - 一 障害基礎年金又は被用者年金各法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他 の障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものの受給権者(最後に厚生年金保 険法第47条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態(以下この号において「障害状態」という。)に該当しなくなった日から起算して障害状態に該当することなく3年を経過した障害基礎年金の受給権者(現に障害状態に該当しない者に限る。)その他の政令で定める者を除く。)であるとき。
 - 二 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による生活扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
 - 三 前第2号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める施設に入所しているとき。
- 第90条 次の各号のいずれかに該当する被保険者(次条第1項の規定の適用を受ける被保険者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第41条に規定する高等学校の生徒、同法第52条に規定する大学の学生その他の生徒又は学生であって政令で定めるもの(以下「学生等」という。)である被保険者を除く。)から申請があったときは、社会保険庁長官は、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第93条第1項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとすることができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。
 - 一 前年の所得(1月から厚生労働省令で定める月までの月分の保険料については、前々年の所得とする。以下この章において同じ。)が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
 - 二 被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の 扶助その他の援助であって厚生労働省令で定めるものを受けるとき。
 - 三 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に定める障害者であって、前年の所得が政令で定める額以下であるとき。
 - 四 地方税法に定める寡婦であって、前年の所得が前号に規定する政令で定める額以下であるとき。

- 五 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。
- 2 前項の規定による処分があったときは、年金給付の支給要件及び額に関する規定の適用 については、その処分は、当該申請のあった日にされたものとみなす。
- 3 第1項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があったときは、社会保険庁長官は、当該申請があった日の属する月の前月以降の各月の保険料について、当該処分を取り消すことができる。
- 4 第1項第1号、第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。
- 第90条の2 次の各号のいずれかに該当する被保険者(前条第1項の規定の適用を受ける被保険者又は学生等である被保険者を除く。)から申請があったときは、社会保険庁長官は、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第93条第1項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとすることができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。
 - 一 前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
 - 二 前条第1項第2号から第4号までに該当するとき。
 - 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由があるとき。
- 2 前条第3項の規定は、前項の規定による処分を受けた被保険者から当該処分の取消しの申請があったときに準用する。
- 3 第1項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

表4-(2)-2 学生納付特例に係る規定

国民年金保険法(抜粋)

- 第90条の3 次の各号のいずれかに該当する学生等である被保険者から申請があったときは、社会保険庁長官は、申請のあった日の属する月の前月からその指定する月までの期間に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第93条第1項の規定により前納されたものを除き、その半額を納付することを要しないものとすることができる。
 - 一 前年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき。
 - 二 第90条第1項第2号から第4号までに該当するとき。
 - 三 保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で 定める事由があるとき。
- 2 第90条第2項の規定は、前項の場合に準用する。
- 3 第1項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

表4-(2)-3 保険料免除被保険者数及び学生納付特例者数(年度末現在)

(単位:人)

X	分	法定免除	申請免除	申請免除	学生納付特例	計
			(全額)	(半額)		
平成 13	3年度	989,555	2,769,809		1,475,867	5,235,231
14	4	1,027,786	1,436,907	343,953	1,537,406	4,346,052

- (注)1 厚生労働省の資料による。
 - 2 申請免除(半額)は平成14年4月1日より施行されている。

表 4 - (2) - 4 保険料の追納に係る規定

国民年金保険法(抜粋)

(保険料の追納)

- 第 94 条 被保険者又は被保険者であった者(老齢基礎年金の受給者を除く。)は、社会保険庁長官の承認を受け、第 89 条、第 90 条第 1 項又は第 90 条の 3 第 1 項の規定により納付することを要しないものとされた保険料及び第 90 条の 2 第 1 項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料(承認の日の属する月前 10 年以内の期間に係るものに限る。)の全部又は一部につき追納をすることができる。ただし、第 90条の 2 第 1 項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料については、それ以外の半額につき納付されたときに限る。
- 2 前項の場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、第90条の3第1項の規定により納付することを要しないものとされた保険料につき行い、次いで第89条若しくは第90条第1項の規定により納付することを要しないものとされた保険料又は第90条の2第1項の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料につき行うものとし、これらの保険料のうちにあっては、先に経過した月の分から順次に行うものとする。
- 3 第1項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額に政 令で定める額を加算した額とする。
- 4 第1項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保 険料が納付されたものとみなす。
- 5 前各項に定めるもののほか、保険料の追納手続その他保険料の追納について必要な事項は、政令で定める。

表4-(2)-5 保険料免除申請等に係る申請から審査決定までの標準処理期間に関する通知

行政手続法の施行に伴う事務取扱いについて(平成 14 年 11 月 5 日付け庁保険発第 37 号 地方社会保険事務局長あて社会保険庁運営部企画課長、同医療保険課長、同年金保険課長連 名通知)(抜粋)

標記については、平成6年9月29日保険発第126号・企国発第73号・庁保険発第29号通知「行政手続法の施行に伴う健康保険法等の施行に関する事務取扱いについて」により取り扱ってきたところであるが、今般、平成14年11月5日付け保保発第1105001号・年企発第1105001号・庁保険発第36号通知により前記通知が廃止されたことに伴い、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険及び国民年金(以下「政府管掌健康保険等」という。)に係る行政手続法(平成5年法律第88号)の施行に伴う事務取扱いは、今後は下記のとおりとするので、その実施に遺憾のないよう配慮されたい。

記

2 行政手続法第6条関係(標準処理期間)

「標準処理期間」は、申請書等が法令に定められた提出先機関の事務所に到達してから当該申請に対する処分を行うまでに要する期間の目安を定めるものであり、これを定める主体は処分権限を有する者(権限を委任されているものについては、委任を受けている者)であることから、次のとおり取り扱われたい。

(略)

(1) 処分権者が地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長であるもの 各地方社会保険事務局又は社会保険事務所において、管内の実態を考慮の上、適切 な標準処理期間の設定に努め、定めたときは審査基準と同様の方法により公にされ たい。

なお、標準処理期間の目安を別紙2に示したので、参考とされたい。

(別紙2)

各地方社会保険事務局等に係る「申請に対する処分」標準処理期間見込み一覧表

国民年金法

根拠法令	許認可等の種類		処 分 権 者		標準処理期間	備考	
		原	権者	委任	壬先		
法第90条第1項	保険料免除	長	官	所	長	30 日前後	
法第90条の2第1項	保険料の半額免除	長	官	所	長	30 日前後	
法第90条の3第1項	学生納付特例	長	官	所	長	30 日前後	

表4-(2)-6 35 社会保険事務所における保険料免除申請に係る進達日から承認までの期間

(単位:件、%)

進達受理から審査決定までの審査期間	件数割合
1か月未満で終了	870 80.6
1 か月以上	210 19.4
1 か月以上 ~ 2 か月未満	198 18.3
2 か月以上 ~ 3 か月未満	10 0.9
3 か月以上	2 0.2
計	1,080 100.0

(注)1 当省の調査結果による。

2 本表は、35 社会保険事務所において平成 16 年 4 月以降に審査決定した保険料免除申請について、1 社会保険事務所について原則 30 件、計 1,080 件を抽出し、市町村からの進達を受理してから審査決定までの審査期間を調べたものである。

表4-(2)-7 学生納付特例申請に係る進達日から承認までの期間

(単位:件、%)

進達受	理から審査決定までの審査期間	抽出件数	割合
1 か月未済	満で終了	903	86.2
1 か月以」	Ė	144	13.8
	1 か月以上 ~ 2 か月未満	141	13.5
	2 か月以上 ~ 3 か月未満	2	0.2
	3 か月以上	1	0.1
	計	1,047	100.0

(注)1 当省の調査結果による。

2 本表は、35 社会保険事務所において平成16年4月以降に審査決定した保険料免除申請について、1社会保険事務所について原則30件、計1,047件を抽出し、市町村からの進達を受理してから審査決定までの審査期間を調べたものである。

表4-(2)-8 35 社会保険事務所における保険料免除申請に係る審査状況

(単位:件、%)

区分	社会保険事務所数	割合
すべて 1 か月未満で終了している	12	34.3
1 か月以上のものがある	23	65.7
各社会保険事務所について抽出した30件のう	5	14.3
ち半数以上の審査に1か月以上を要している		
もの		

(注)1 当省の調査結果による。

2 本表は、表 4 - (2) - 6 で抽出した 1,080 件を基に、35 社会保険事務所における保険料免除申請に係る審査状況について、審査期間を区分して、1 か月以上等を要している事務所数を計上したものである。

表4-(2)-9 35 社会保険事務所における学生納付特例申請に係る審査状況

(単位:件、%)

区分	社会保険事務所数	割合
すべて1か月未満で終料している	19	54.3
1 か月以上のものがある	16	45.7
各社会保険事務所について抽出した30件のう	3	8.6
ち半数以上の審査に1か月以上を要している		
もの		

(注)1 当省の調査結果による。

2 本表は、表4 - (2) - 7で抽出した1,047件を基に、35社会保険事務所における学生納付特例申請に係る審査状況について、審査期間を区分して、1か月以上等を要している事務所数を計上したものである。

表4-(2)-10 「平成13年公的年金加入状況等調査」結果による免除制度の周知度

(単位:%)

区分	総数	第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 1 号
		被保険者	被保険者	被保険者	未加入者
総数	60.0	63.3	59.1	58.7	38.1
20~29 歳	49.9	53.0	48.4	50.7	30.9
30~39 歳	56.1	61.9	55.9	51.5	35.3
40~49 歳	63.7	69.0	63.7	59.8	41.7
50~59 歳	69.4	71.2	69.2	69.0	42.0

⁽注)1 厚生労働省の資料による。

表4-(2)-11 216 市町村における保険料免除届出・申請の郵送受理の周知度

(単位:市町村、%)

					合計を 100	郵送受理は否
		内	訳	市町村数	とした割	を 100 とした
					合	割合
郵送受理は	可			158	73.1	-
郵送受理は	否			58	26.9	100.0
			郵送された場合の取扱	-	-	-
			書類として問題なければ受理	38	-	65.5
			本人の確認ができれば受理	11	-	19.0
			返却又は来庁を求め窓口で説明	6	-	10.3
			実績なし。方針未定	3	-	5.2
計		216	100.0	-		

² 総数には、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者及び第1号未加入者以外の者も含む。

表 4 - (2) - 12 216 市町村における学生納付特例申請の郵送受理の周知度

(単位:市町村、%)

				合計を 100	郵送受理は否
	内	訳	市町村数	とした割	を 100 とした
				合	割合
郵送受理は 可			160	74.1	-
郵送受理は 否			56	25.9	100.0
		郵送された場合の取扱	-	1	-
		書類として問題なければ受理	42	1	75.0
		本人の確認ができれば受理	3	1	5.4
		返却又は来庁を求め窓口で説明	8	1	14.2
		実績なし。方針未定	3	1	5.4
合 計			216	100.0	-

(3) 被保険者等に対するその他行政サービスの向上

(3) 被保険者等に対するその他行政サービスの向上	
勧 告	説明図表番号
厚生労働省においては、社会保険庁の業務運営について、被保険者等に対する	
サービス意識の欠如等の問題点が指摘されていることを踏まえ、日々の業務に携	
わる社会保険庁職員の意識改革を図るとともに、社会保険事務所を利用する者の	
利便性を図り、国民の視点に立った行政サービスの向上に努めることが重要であ	
ర ం	
今回、53 社会保険事務局等 (18 社会保険事務局及びこれら管内の 35 社会保険	表4 - (3) - 1
事務所)における被保険者等に対する行政サービスの実施状況を調査した結果、	
社会保険庁(本庁)の指示とは別に独自のサービスを行っているものがあり、こ	
れらの中には、例えば、以下のとおり全国の社会保険事務局等の業務の参考にな	
るものがみられたが、これまで、社会保険庁においては、社会保険事務局等の被	
保険者等に対する行政サービスのうち、好取組事例(ベスト・プラクティス)を	
収集していなかったことから、全国の社会保険事務局等に対する情報提供は行っ	
ていない状況にあった。	
来訪者の増加等に対応し、窓口の振り分け等を行うため、総合案内窓口を設	
置しているもの(6社会保険事務所)	
被保険者から希望があった場合、各種会合に講師を派遣し、年金講習会を開	
催しているもの(1社会保険事務所)	
20 歳到達者に対する国民年金制度への加入手続を分かりやすくするため、	
パンフレットを色刷りにし、資格取得届出書、学生納付特例申請書等を一体化	
しているもの(1社会保険事務所)	
なお、平成 16 年 10 月より、社会保険庁は、全国の社会保険事務局等に対して、	
 庁内報や社会保険庁LANシステムを活用した内部改善提案制度等により、業務	
に工夫を講じている例を収集・整理し、情報提供することとしたところである。	
したがって、厚生労働省は、被保険者等に対する行政サービスの向上を図る観	
点から、社会保険事務局等における被保険者等に対するサービスのうち、好取組	
事例(ベスト・プラクティス)を引き続き収集・整理し、全国の社会保険事務局	

等に対し、積極的に情報提供する必要がある。

(説 明)

表4-(3)-1 被保険者等に対する行政サービスの好取組事例

事例	社会保険事務局・所名	サービス改善の取組状況
番号		
1	6 社会保険事務所(青森、	来訪者の相談内容が多様化し、窓口の振り分けが必要となったこ
	東北福島、郡山、奈良、	とから、総合案内窓口を設置(平成 16 年度以前から実施)
	大和高田、鹿児島北)	
2	東北福島社会保険事務所	被保険者から希望があった場合、各種会合に職員を派遣し、年金
		講習会を実施
3	福井社会保険事務局	20 歳到達者に対する国民年金制度への加入手続を分かりやすく
		するため、パンフレットを色刷りにし、資格取得届出書、学生納付
		特例申請書等を一体化(平成 15 年 4 月)
4	広島社会保険事務局	管内の私立大学、専修・専門学校に対して学生納付特例制度を周
		知するチラシ(学生納付特例申請書付)を配布(平成 14 年度から
		実施)

(注)1 当省の調査結果による。

2 表中の事例は、社会保険庁の指示に基づかない社会保険事務局等独自の行政サービスの取組である。

5 社会保険庁における業務の実施体制等の見直し

(1) 業務の実施体制の見直し

(1) 業務の実施体制の見直し 	
勧 告	説明図表番号
社会保険庁の出先機関である社会保険事務局及び社会保険事務所は、従来、都	表 5 - (1) - 1
道府県の組織として位置付けられていたが、地方分権の推進を図るための関係法	
律の整備等に関する法律(平成 11 年法律第 87 号)の施行に伴い、平成 12 年 4	
月1日から、都道府県の組織を離れ、厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)	
第 29 条第 1 項及び第 30 条第 1 項において、社会保険庁の地方支分部局として再	
編された。	
社会保険事務局は、厚生労働省設置法第 29 条第2項において、社会保険庁の	
所掌事務を分掌することとされ、社会保険事務所は、同法第 30 条第 1 項におい	
て、社会保険事務局の所掌事務の一部を分掌することとされている。	
また、国民年金法による国民年金事業の経営に当たっては、国民年金特別会計	表 5 - (1) - 2
法(昭和36年4月法律第63号)第1条において、特別会計(以下「国民年金特	
別会計」という。)が設置され、一般会計と区分して経理されている。	
国民年金業務に従事する職員及び短期の保険料未納者に対して納付督励等を	表 5 - (1) - 3
行う国民年金推進員並びに被保険者及び年金受給者に対して年金相談等を行う	
社会保険相談員などの非常勤職員については、国民年金特別会計から給与が支給	
されている。	
「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告 - 国民年金業務を中心	
として - 」においては、社会保険庁の主要な業務である国民年金業務、厚生年金	
業務及び政府管掌健康保険業務について、都道府県ごとに置かれている社会保険	
事務局等の定員が業務量に応じて均衡のとれたものとなるよう、社会保険事務局	
の定員配置を見直すことを検討する必要があると勧告したところである。	
現在、社会保険庁においては、緊急対応プログラムに基づき、平成 16 年度中	
に、人員配置の見直し計画を策定し、17年度より人員配置の地域間格差の是正に	
着手することとしている。	
今回、第 1 次勧告を踏まえつつ、18 社会保険事務局及びこれら管内の 33 社会	
保険事務所について、国民年金業務に限定して、業務量と密接な関係を有すると	
みられる指標を基に、社会保険事務局(本局) 各社会保険事務所ごとに、国民	

年金特別会計(厚生保険特別会計及び船員保険特別会計を除く。)から給与が支 給されている職員及び非常勤職員も含めた場合における1人当たりの数値につ いて調査した結果、次のような状況がみられた。

ア 社会保険事務局(本局)

社会保険事務局は、国民年金業務の実施に当たり、管内の社会保険事務所の 指導・監督業務のほか企画業務等を所掌している。そこで国民年金業務の業務 量と密接な関係を有するとみられる第1号被保険者数、第3号被保険者数及び │表5-(1)-4 基礎年金受給権者数を合計した人数を基に、18 社会保険事務局(本局)の国民 年金特別会計から給与が支給されている職員1人当たり、また、これら職員に 国民年金業務に従事している非常勤職員を加えた職員等1人当たりの数値を 比較すると、社会保険事務局(本局)間でかなりの格差がみられる。

イ 社会保険事務所

調査した 33 社会保険事務所について、国民年金業務を量的に把握する際の 基礎的な指標と考えられる)保険料未納者に対する戸別訪問件数、)最終催 告状の送付件数、)種別変更届出件数、)保険料の法定免除届出件数、保険 料の免除申請件数及び学生納付特例申請件数の合計件数を基に、各社会保険事 務所ごとに、国民年金特別会計から給与が支給されている職員1人当たり、ま た、これら職員に国民年金業務に従事している非常勤職員を加えた職員等1人 | 表5 - (1) - 5 当たりの数値を比較すると、社会保険事務所間でかなりの格差がみられる。

表 5 - (1) - 6

このように職員又は職員等1人当たりの数値に格差が生じているのは、社会保 険庁において国民年金特別会計から給与が支給されている職員及び非常勤職員 の配置に係る算定基準が作成されていないことによる。

したがって、厚生労働省は、前述した社会保険事務局等の定員配置を見直すこ とを検討する必要があるとした当省の第1次勧告に基づく定員配置の見直しを 行う際には、国民年金業務に従事する職員及び非常勤職員の適正配置を行う観点 から、次の措置を講ずる必要がある。

社会保険事務所における国民年金業務に係る職員及び非常勤職員数が業務 量に応じて均衡のとれたものとなるよう、職員及び非常勤職員の配置に係る算

定基準を作成すること。

上記 で作成した算定基準に基づき社会保険事務所の職員の定員配置及び非常勤職員の配置を見直すとともに、管内の社会保険事務所の職員配置数等に基づき社会保険事務局(本局)の定員配置及び非常勤職員の配置数を見直すこと。

(説 明)

表 5 - (1) - 1 社会保険事務局及び社会保険事務所の設置に係る規定

厚生労働省設置法(平成11年法律第97号)<抜粋>

(地方社会保険事務局)

- 第 29 条 社会保険庁に、地方支分部局として、政令で定める数の範囲内において、地方社会保険 事務局を置く。
- 2 地方社会保険事務局は、社会保険庁の所掌事務を分掌する。
- 3~5 略

(社会保険事務所)

- 第 30 条 地方社会保険事務局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、社会保険事務所 を置く。
- 2 略

表5-(1)-2 国民年金特別会計に係る規定

国民年金特別会計法(昭和36年4月法律第63号)<抜粋>

(設置)

第1条 国民年金法(昭和34年法律第141号。以下「法」という。)による国民年金事業を経営するため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

表 5 - (1) - 3 国民年金特別会計から給与が支給されている職員及び非常勤職員に 係る予算(平成 14 年度から 16 年度)

(単位:千円)

				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
<u> </u>	年度 公分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	
職員		36,082,625	35,062,718	34,342,612	
非常勤職員		6,720,849	6,861,542	9,232,604	
	国民年金推進員				
	特別国民年金推進員	4,920,642	5,008,128	6,402,947	
	特別国民年金推進員(町村担当)				
	国民年金保険料収納指導員	704,604	690,120	1,505,143	
	国民年金事務指導員	51,605	50,544	49,982	
内訳	市町村照会事務員	350,524	344,720	340,890	
	記録整備事務員	0	0	107,121	
	社会保険相談員	548,684	584,304	589,524	
	電話相談員	18,589	53,946	100,734	
	年金相談員	76,905	75,872	75,030	
	年金広報専門員	49,296	53,908	61,233	
	合計	42,803,474	41,924,260	43,575,216	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「職員」欄の予算額は、職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与の額の合計額を計上した。

表 5 - (1) - 4 各社会保険事務局の職員及び非常勤職員1人当たりの 被保険者数及び基礎年金受給権者数等

(単位:人)

区分 社会保険 事務局名	第1号、第3号 被保険者合計 数 a		職員数及 び非常勤 職員数 c	職員数	非常勤職 員数 e	職員1人 当たり数 (a+b)/d	職員及び 非常勤1人 当たり数 (a+b)/c	備考
北海道	1,497,356	737,876	58	48	10	46,567	38,538	
宮城	626,718	304,666	32	28	4	33,264	29,106	
青森	401,959	226,105	22	22	0	28,548	28,548	
福島	498,371	308,349	31	26	5	31,028	26,023	
埼玉	1,980,337	729,814	56	45	11	60,226	48,396	
千葉	1,707,500	659,403	63	34	29	69,615	37,570	
東京	3,546,166	1,369,390	133	112	21	43,889	36,959	
神奈川	2,372,777	907,640	58	35	23	93,726	56,559	・職員1人当たり数全国最多 ・職員及び非常勤職員1人当たり数全国最多
静岡	943,810	491,882	37	28	9	51,275	38,802	
大阪	2,447,575	989,498	96	74	22	46,447	35,803	
福井	172,560	113,167	19	17	2	16,807	15,038	
奈良	402,250	177,515	26	18	8	32,209	22,299	
広島	712,508	359,143	34	28	6	38,273	31,519	
香川	234,808	143,257	23	20	3	18,903	16,438	
徳島	185,170	121,641	21	19	2	16,148	14,610	・職員1人当たり数全国最少 ・職員及び非常勤職員1人当たり数全国最少
長崎	383,411	218,124	25	25	0	24,061	24,061	
宮崎	291,916	171,637	22	20	2	23,178	21,071	
鹿児島	422,759	276,202	31	28	3	24,963	22,547	
合計	18,827,951	8,305,309	787	627	160	699,127	543,887	
平均	1,045,997	461,406	44	35	9	38,840	30,216	
	1,	人当たり数が旨	最多の局とi	最少の局との	の格差(倍)	5.8	3.9	

- 2 「基礎年金受給権者数」(b 欄) は平成 14 年度末の数値で、他は 15 年度末の数値である。
- 3 「職員数」(d欄)は、国民年金特別会計から給与が支給されている常勤の国家公務員であり、「非常勤職員数」(e欄)は、国民年金特別会計から給与が支給されている非常勤の国家公務員である。

表5-(1)-5 社会保険事務所職員1人当たりの戸別訪問件数等

(単位:人、件)

						_								半位・/	** 11 /
指標			j	■別訪問件		最終 件数		の送付	種別]変更届	出件数	保険料!	の法定免除 免除申請件 申請件数の	数と学生納	指数の平
社会保 険事務 局名	社会保険 事務所名	職員 数		職員1人 当たり数	平均を 100とした 場合の指 数		職員1 人当た り数	平均を 100とした 場合の指 数		職員1 人当た り数	平均を 100とした 場合の指 数		職員1人 当たり数	平均を100 とした場合 の指数	均
四口		а	b	b/a	С	d	d/a	е	f	f/a	g	h	h/a	i	(c+e+g+i) ÷ 4
北海道	旭川	23	48,702	2,117	97.5	40	1.7	89.5	14,353	624	142.2	25,976	1,129	92.7	105.5
10/4/2	砂川	12	14,386	1,199	55.2	15	1.3	64.3	4,626	386	87.9	10,208	851	69.8	69.3
宮城	仙台東	14	25,111	1,794	82.6	31	2.2	113.9	5,457	390	88.8	19,594	1,400	114.8	100.1
	古川	16	26,546	1,659	76.4	38	2.4	122.2	4,449	278	63.4	15,003	938	76.9	84.7
青森	青森	22	42,248	1,920	88.4	30	1.4	70.2	5,808	264	60.2	19,662	894	73.3	73.0
	弘前	27	61,723	2,286	105.3	28	1.0	53.4	6,183	229	52.2	32,988	1,222	100.3	77.8
福島	郡山	26	33,026	1,270	58.5	27	1.0	53.4	7,895	304	69.2	18,675	718	58.9	60.0
	東北福島	26	29,349	1,129	52.0	27	1.0	53.4	6,865	264	60.2	22,500	865	71.0	59.2
埼玉	大宮	13	29,934	2,303	106.0	30	2.3	118.7	14,411	1,109	252.7	24,976	1,921	157.7	158.8
	春日部	23	61,028	2,653	122.2	30	1.3	67.1	21,254	924	210.6	39,169	1,703	139.7	134.9
千葉	千葉	19	56,717	2,985	137.5	30	1.6	81.2	10,386	547	124.6	29,230	1,538	126.2	117.4
	船橋	26	70,481	2,711	124.8	30	1.2	59.4	19,147	736	167.8	42,644	1,640	134.6	121.7
東京	江戸川	12	86,161	7,180	330.6	38	3.2	162.9	7,439	620	141.3	20,137	1,678	137.7	193.1
	文京	7	28,917	4,131	190.2	23	3.3	169.1	1,796	257	58.5	7,866	1,124	92.2	127.5
神奈川	藤沢	12	41,283	3,440	158.4	30	2.5	128.6	11,546	962	219.3	25,488	2,124	174.3	170.2
	川崎	9	22,117	2,457	113.2	30	3.3	171.5	3,509	390	88.9	10,828	1,203	98.7	118.1
静岡	静岡	18	49,282	2,738	126.1	30	1.7	85.8	7,071	393	89.5	17,859	992	81.4	95.7
	島田	16	23,503	1,469	67.6	30	1.9	96.5	6,890	431	98.1	13,928	871	71.4	83.4
大阪	市岡	6	7,359	1,227	56.5	13	2.2	111.5	1,774	296	67.4	8,585	1,431	117.4	88.2
	吹田	13	37,833	2,910	134.0	51	3.9	201.9	15,294	1,176	268.1	43,670	3,359	275.7	219.9
福井	福井	20	39,745	1,987	91.5	30	1.5	77.2	6,238	312	71.1	15,857	793	65.1	76.2
	武生	11	20,414	1,856	85.5	30	2.7	140.3	2,729	248	56.5	6,991	636	52.2	83.6
奈良	奈良	17	47,462	2,792	128.6	36	2.1	109.0	10,089	593	135.3	28,131	1,655	135.8	127.1
	大和高田	13	24,213	1,863	85.8	27	2.1	106.9	5,331	410	93.5	17,245	1,327	108.9	98.7
広島	三次	9	9,827	1,092	50.3	30	3.3	171.5	1,553	173	39.3	5,044	560	46.0	76.8
	広島東	15	32,764	2,184	100.6	29	1.9	99.5	7,130	475	108.3	20,960	1,397	114.7	105.8
高松	善通寺	16	27,610	1,726	79.5	29	1.8	93.3	3,651	228	52.0	11,843	740	60.7	71.4
長崎	長崎南	22	29,252	1,330	61.2	30	1.4	70.2	7,202	327	74.6	28,464	1,294	106.2	78.0
	諫早	22	30,225	1,374	63.3	30	1.4	70.2	6,150	280	63.7	19,956	907	74.4	67.9
宮崎	宮崎	22	47,199			27	1.2		5,898		61.1	20,295	923		74.7
	都城	17	28,502	1,677	77.2	29	1.7	87.8	3,691	217	49.5	13,874	816	67.0	70.4
鹿児島	鹿児島北	35	51,564	1,473	67.8	37	1.1	54.4	9,409	269	61.3		1,123	92.2	68.9
	鹿児島南	20	11,718	586	27.0	32	1.6	82.3	2,014	101	23.0		443	36.4	42.2
	合計 :::5 / * :	579	1,196,201	71,663		997	64	3,300.0	247,238	14,479	3,300.0		40,215	3,300.0	3,300.0
平	均值	18	36,248.5	2,171.6	100.0	30.2	1.9	100.0	7,492.1	438.8	100.0	20,782.6	1,218.6	100.0	100.0

- 2 本表に計上した数値は、いずれも平成15年度のものである。
- 3 「職員1人当たり数」欄は、各指標の件数を職員数で除した数値である。
- 4 「平均を100とした場合の指数」欄は、各指標の「職員1人当たり数」の平均値を100として、 それを基に各社会保険事務所の職員1人当たりの数値を指数化したものである。
- 5 「指数の平均」欄は、各指標の「平均を100とした場合の指数」を合算したものを 4 で除した数値である。

表 5 - (1) - 6 社会保険事務所職員及び非常勤職員 1 人当たりの戸別訪問件数等

(単位:人、件)

指標			Ē	戸別訪問件数 最終催告状の送付 件数			種別変更届出件数		保険料の法定免除届出件数 と保険料免除申請件数と学 生納付特例申請件数の合計 件数			11:41.C					
社会保 険事務 局名	社会保険 事務所名	職員別常勤問				職員及び非 常勤職員1 人当たり数	平均を 100とした 場合の指 数		職員及 び非員1 動職員た り数	平均を 100とした 場合時 の指数		職員及び 非常勤職 員1人当 たり数	平均を 100とした 場合の指 数		職員及び 非常勤職 員1人当た り数	平均を 100とした 場合の指 数	指数の 平均
		a (=b+c)	b	С	d	d/a	е	f	f/a	g	h	h/a	i	j	j/a	k	(e+g+i+k) ÷ 4
北海道	旭川	48	23	25	48,702	1,015	94.4	40	0.8	84.9	14,353	299	139.2	25,976	541	89.8	102.1
10, 3,2	砂川	19	12	7	14,386	757	70.5	15	0.8	80.5	4,626	243	113.4	10,208	537	89.2	88.4
宮城	仙台東	25	14	11	25,111	1,004	93.5	31	1.2	126.4	5,457	218	101.6	19,594	784	130.1	112.9
	古川	29	16	13	26,546	915	85.2	38	1.3	133.6	4,449	153	71.4	15,003	517	85.9	94.0
青森	青森	44	22	22	42,248	960	89.4	30	0.7	69.5	5,808	132	61.5	19,662	447	74.2	73.6
	弘前 ·	56	27	29	61,723	1,102	102.6	28	0.5	51.0	6,183	110	51.4	32,988	589	97.8	75.7
福島	郡山	53	26	27	33,026	623	58.0	27	0.5	51.9	7,895	149	69.4	18,675	352	58.5	59.4
	東北福島	45	26	19	29,349	652	60.7	27	0.6	61.2	6,865	153	71.0	22,500	500	83.0	69.0
埼玉	大宮	26	13	13	29,934	1,151	107.2	30	1.2	117.6	14,411	554	258.1	24,976	961	159.5	160.6
	春日部	48	23	25	61,028	1,271	118.3	30	0.6	63.7	21,254	443	206.2	39,169	816	135.5	130.9
千葉	千葉	43	19	24	56,717	1,319	122.8	30	0.7	71.1	10,386	242	112.5	29,230	680	112.9	104.8
	船橋	55	26	29	70,481	1,281	119.3	30	0.5	55.6	19,147	348	162.1	42,644	775	128.7	116.4
東京	江戸川	24	12	12	86,161	3,590	334.2	38	1.6	161.4	7,439	310	144.3	20,137	839	139.3	194.8
710731	文京	11	7	4	28,917	2,629	244.7	23	2.1	213.1	1,796	163	76.0	7,866	715	118.7	163.1
神奈川	藤沢	33	12	21	41,283	1,251	116.4	30	0.9	92.7	11,546	350	162.9	25,488	772	128.2	125.1
	川崎	21	9	12	22,117	1,053	98.0	30	1.4	145.6	3,509	167	77.8	10,828	516	85.6	101.8
静岡	静岡	33	18	15	49,282	1,493	139.0	30	0.9	92.7	7,071	214	99.8	17,859	541	89.8	105.3
	島田	27	16	11	23,503	870	81.0	30	1.1	113.2	6,890	255	118.8	13,928	516	85.6	99.7
大阪	市岡	12	6	6	7,359	613	57.1	13	1.1	110.4	1,774	148	68.8	8,585	715	118.8	88.8
	吹田	26	13	13	37,833	1,455	135.4	51	2.0	199.9	15,294	588	273.9	43,670	1,680	278.9	222.0
福井	福井 武生	51 26	20 11	31 15	39,745 20,414	779 785	72.5 73.1	30	0.6 1.2	60.0 117.6	6,238 2,729	122 105	56.9	15,857 6,991	311 269	51.6	60.3
		47	17	30	47,462			36	0.8	78.1	10.089	215	48.9 99.9	28,131	599	44.6 99.4	71.0
奈良	奈良 大和高田	26	13	13	24,213	1,010 931	94.0 86.7	27	1.0	105.8	5,331	205	95.5	17,245	663	110.1	92.8 99.5
	三次	15	9	6	9,827	655	61.0	30	2.0	203.8	1,553	104	48.2	5,044	336	55.8	99.5
広島	<u>一</u> 丛 広島東	33	15	18	32,764	993	92.4	29	0.9	89.6	7,130	216	100.6	20,960	635	105.5	97.0
高松	善通寺	29	16	13	27,610	952	88.6	29	1.0	101.9	3,651	126	58.6	11,843	408	67.8	79.2
	長崎南	41	22	19	29,252	713	66.4	30	0.7	74.6	7,202	176	81.8	28,464	694	115.3	84.5
長崎	諫早	41		19		713	68.6	30		74.6		_	69.8	19,956	487		
	宮崎	53	22	31	47,199	891	82.9	27	0.7	51.9	5,898	111	51.8	20,295	383	63.6	62.6
宮崎	都城	35	17	18	28,502	814	75.8	29	0.8	84.5	3,691	105	49.1	13,874	396	65.8	68.8
	鹿児島北	63	35	28	51,564	818	76.2	37	0.6	59.9	9,409	149	69.5	39,311	624	103.6	77.3
鹿児島	鹿児島南	32	20	12	11,718	366	34.1	32	1.0	101.9	2,014	63	29.3	8,869	277	46.0	52.8
-	合計	1,170		_	1,196,201	35,454	3,300.0		32	3,300.0	247,238		3,300.0	685.826	19,877	3,300.0	3,300.0
	" 均值		17.5	17.9	36,248.5	1,074.4	100.0	30.2	1.0	100.0	7,492.1		100.0	20,782.6		100.0	100.0
			17.3	17.0	JU,270.J	1,074.4	100.0	JU.Z	1.0	100.0	7, TUZ. I	214.0	100.0	20,702.0	002.3	100.0	100.0

- 2 本表に計上した数値は、いずれも平成15年度のものである。
- 3 「職員及び非常勤職員1人当たり数」欄は、各指標の件数を職員及び非常勤職員数で除した数値である。
- 4 「平均を100とした場合の指数」欄は、各指標の「職員及び非常勤職員1人当たり数」の平均値を100として、それを基に各社会保険事務所の職員及び非常勤職員1人当たりの数値を指数化したものである。
- 5 「指数の平均」欄は、各指標の「平均を100とした場合の指数」を合算したものを4で除した数値である。

(2) 人事交流の推進

勧 告 説明図表番号

職員の人事交流を推進することは、様々な部署における業務経験を通じて職員 の資質の向上が期待されるほか、職員を適材適所で活用することによる業務能率 の向上が期待される。

社会保険庁の出先機関である社会保険事務局及び社会保険事務所の職員につ いては、従来、主務大臣が人事権を有し、都道府県知事が業務の指導監督を行う こととされていた「地方事務官」であったが、都道府県域をまたがる人事異動は ほとんど行われていなかった。しかし、地方分権の推進を図るための関係法律の 整備等に関する法律の施行に伴い、平成 12 年4月1日以降、これら職員の身分 が厚生労働事務官とされたことから、その人事交流についても推進されることが 期待されている。

今回、平成 16 年度における社会保険庁(本庁) 社会保険事務局及び社会保険 事務所における採用別の職員構成及び人事交流の状況を調査した結果、次のよう な状況がみられた。

社会保険庁(本庁)においては、平成 16年 10月1日現在、全職員数(891人) 表5-(2)-1 に占める厚生労働省(本省)採用者であって社会保険庁に出向している者は 33|表5‐(2)‐2 人(3.7%)であり、同様に社会保険庁から厚生労働省(本省)への出向も行われ ている(200人)。

また、人事交流として地方局から出向している者は35人(3.9%)となってお り、この地方局からの出向者のうち、平成 16 年度 (10 月 1 日まで) における人 事異動によるものは 12 人となっている。残りの 822 人(92.4%)は、本庁採用者 及び地方局で採用となり、そのまま本庁職員としてとどまる者となっている。

また、社会保険事務局及び社会保険事務所においては、全職員数 (1 万 6,582 人)に占める厚生労働省(本省)採用者であって出向している者は4人、本庁か らの出向者は 264 人 (1.6%) となっており、このうち、平成 16 年度 (10 月 1 日 まで)における人事異動によるものは、83人となっている。残り1万6,314人 (98.4%)は、地方局採用者及び本庁で採用となり、その後地方局へ転勤となり、 そのまま地方局職員としてとどまった者となっている。しかし、地方局採用者に ついては、同一都道府県内の社会保険事務局とその管内社会保険事務所間の人事

交流は行われているが、社会保険事務局間をまたがった人事異動は皆無となっている。

このように、社会保険事務局間の人事交流は行われておらず、また、本庁と社会保険事務局間の人事交流についてもほとんど行われていないことから、人事交流が積極的に行われているとは認められない。

このため、本庁、社会保険事務局のいずれも、本庁又は社会保険事務局がそれ ぞれにおいて採用した職員が、それぞれの職員数の大半を占めている状況となっ ている。

したがって、厚生労働省は、職員の資質の向上、職員を適材適所で活用することによる業務能率の向上及び職員の適正配置の観点から、「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告 - 国民年金業務を中心として - 」において、社会保険事務局等の定員配置を見直すことを検討する必要があるとした当省の勧告を踏まえ、速やかに社会保険庁(本庁)・社会保険事務局相互間、社会保険事務局相互間における人事交流の拡大に着手する必要がある。

表5-(2)-1 社会保険庁(本庁) 社会保険事務局・所における採用別の職員構成

〔社会保険庁(本庁)〕 (単位:人)

	区分	合計	部長級 以上	課長級	課長 補佐級	係長 以下
合計職員数		891	5	21	98	767
	うち厚生労働省からの出向	33	4	8	10	11
	者数	(3.7%)	(80.0%)	(38.1%)	(10.2%)	(1.4%)
	うち本庁採用者数	822	0	13	86	723
		(92.3%)	(0.0%)	(61.9%)	(87.8%)	(94.2%)
	うち地方局・所採用者数	35	0	0	2	33
		(3.9%)	(0.0%)	(0.0%)	(2.0%)	(4.3%)
	うちその他(他省庁からの	1	1	0	0	0
	出向者等)の者数	(0.0%)	(20.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)

[社会保険事務局・所]

(社会体务争物问 77)					(十四・八)
区分	合計	局長	次長・ 部長	局課長級・ 事務所長	その他の 職員
合計職員数	16,582	47	51	536	15,948
うち厚生労働省から の出向者数	4 (0.0%)	(2.1%)	1 (2.0%)	(0.3%)	0 (0.0%)
うち本庁採用者数	264 (1.6%)	46 (97.9%)	13 (25.5%)	34 (6.3%)	171 (1.1%)
うち地方局・所採用者 数及びその他の者数	16,314 (98.4%)	0 (0.0%)	37 (72.5%)	500 (93.3%)	15,777 (98.9%)

(単位:人)

- 2 表中の職員数は、平成16年10月1日現在のものである。
- 3 表中の職員数は、行政職(一)及び指定職の職員の現員数である。
- 4 〔社会保険庁(本庁)〕の「うち本庁採用者数」欄は、地方局・所で採用された者で本庁へ 出向している者のうち、短期(2年から3年)で出向している者を除く数値である。
- 5 〔社会保険庁(本庁)〕の「うち地方局・所からの出向者数」欄は、地方局・所から短期で本庁に出向した者の数を計上した。
- 6 〔社会保険事務局・所〕の「合計職員数」欄の合計数は、平成 16 年 10 月 1 日付新規採用者数について把握できなかったことより、16 年度末定員数を示した。
- 7 〔社会保険事務局・所〕の「うち地方局所採用者数及びその他の者数」欄の合計数は、定員数で示した「合計職員数(16,582 人)」から、現員数である「厚生労働省からの出向者数(4

人)」及び「本庁採用者数(264人)」を差し引いた概数値である。

- 8 〔社会保険事務局・所〕の「合計職員数」欄の「その他の職員」欄は、定員数で示した「合計職員数(16,582人)」から、現員数である「局長(47人)」、「次長・部長(51人)」及び「局課長級・事務所長(536人)」を差し引いた概数値である。
- 9 〔社会保険事務局・所〕の「うち地方局・所採用者数及びその他の者数」欄の「その他の職員」欄は、概数値である「合計職員数(16,314人)」から、現員数である「次長・部長(37人)」及び「局課長級・事務所長(500人)」を差し引いた概数値である。

表5-(2)-2 社会保険庁(本庁)、社会保険事務局間の人事交流の状況(平成16年度)

[本庁採用者]

区分	異動者数 (人)	異動前の本庁での役職名	異動後の局・所での役職名
地方社会保険事務 局・所への異動	83	課長補佐クラス以上	局長、部長
		班長クラス	次長、事務局課長、事務局 課長補佐、事務所長
		係長	事務所課長、事務所次長
		係員	係員

〔社会保険事務局採用者〕

区分	異動者数 (人)	異動前の局・所での役職名	異動後の本庁での役職名
本庁への異動	12	副主幹、事務所長	課長補佐クラス
		事務所課長	班長クラス
		係長	主査
		係員	係員

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、平成16年4月1日から10月1日までの実績を計上した。

(3) 業務の実効性の確保

勧 告	説明図表番号
社会保険庁は、平成 15 年度及び 16 年度の社会保険事業計画に基づく事業運営	表 5 - (3) - 1
方針において、社会保険事業の実施に当たって、「事業運営に関する地方社会保	
険事務局ヒアリング」や各社会保険事務局等に対する社会保険業務監察等におい	
て、管内の課題、問題点の改善に必要な指導・助言を行う等、社会保険事務局の	
取組を積極的に支援することとしている。	
このため、社会保険庁は、各年度6月に開催される地方社会保険事務局ヒアリ	
ングにおいて、各社会保険事務局に対し、前年度の事業実績を踏まえた当該年度	
の具体的な対応方針及びその実施に当たっての課題、問題点の報告を求める等、	
各社会保険事務局管内の課題・問題点の把握を行っている。	
しかし、18 社会保険事務局に対する社会保険庁の指導等の実施状況を調査した	表 5 - (3) - 2
結果、4社会保険事務局(22.2%)は、平成 15 年度に国民年金保険料収納対策	
強化に係る指定を受けている社会保険事務所を管内に有しているため、15年度以	
降、社会保険庁から指導等を受けているが、いずれの社会保険事務局も管内の課	
題、問題点を必ずしも十分に把握し切れていない状況にある。	
したがって、厚生労働省は、業務の実効性の確保を図る観点から、各社会保険	
事務局管内の課題、問題点を踏まえ、地方社会保険事務局ヒアリング等において	
必要な指導、助言を行うなど社会保険事務局の取組みを積極的に支援する必要が	
ある。	

(説 明)

表 5 - (3) - 1 社会保険庁の社会保険事務局に対する指導等の積極的な支援に係る規定

平成 16 年度社会保険事業計画 〈抜粋〉

- . 事業運営方針
- 1.はじめに

(略)

- 2. 医療保険制度及び年金保険制度の適正かつ安定的な事業運営(略)
- 3. おわりに

平成 16 年度の社会保険事業の実施に当たっては、地方社会保険事務局ヒアリングや監察時等において指導・助言を行うとともに、日常的に本庁各課が社会保険事務局の意見・要望を聴取し、これを事業運営に反映するなど、地方社会保険事務局の取組を積極的に支援する。

各社会保険事務局においては、常に国民の視点に立ち行政サービスの向上に努め、業務全般について不断の見直しを行いつつ、主体的に地域の実情を踏まえた目標及び事業計画を策定し、適正な事業運営と経費の効率的な執行に努めるものとする。

(以下略)

- (注)1 厚生労働省の資料による。
 - 2 平成 15 年度社会保険事業計画についても上記の規定がある。

表 5 - (3) - 2 社会保険事務局(平成 15 年度に管内の社会保険事務所が国民年金保険料収納 対策強化事務所の指定を受けているもの)における管内の課題等の把握状況

(単位:局、%)

社会保険事務局	平成 15 年度に社会保険事	このうち、社会保険庁	
	務局管内の社会保険事務所	の指導等を受ける等	導等を受けているが、管内
	が国民年金保険料収納対策	して、管内の収納対策	の収納対策の課題等を十分
	強化事務所の指定を受けて	の課題等を把握して	に把握し切れていないもの
	いるもの	いるもの	
18 (100.0)	7 (38.9)	3 (16.7)	4 (22.2)
		┌ 福島、神奈川 │	/ 北海道、宮城)
		し広島	し 埼玉、鹿児島 J

- (注)1 当省の調査結果による。
 - 2 社会保険庁の指導等は、平成15年4月から16年9月末までの間である。

(4) 業務費用の見直し

(4) 業務質用の見直し 勧 告	説明図表番号
 の決算額、事務費は同予算額を用いて、適用・給付事務費を除く徴収事務費を計	
│ │ 算した(平成 16 年 11 月)が、それによると、保険料収入 100 円当たりの徴収コ	
 ストを 3.17 円と説明している。	
│ │ ちなみに、税収 100 円当たりの業務費用(平成 14 年度決算額)でみると国税	
 1.66 円、地方税 2.63 円となっている。	
 社会保険庁においては、今後、平成 16 年 9 月に定めた緊急対応プログラムに	
 盛り込んだ、宿舎の建て替え、公用車の購入、交際費の使用は極力行わない、年	
 金福祉施設整備には新たに年金保険料財源を投入しない、調達における競争性・	
│ │透明性の確保を図り、調達コストを効率化するため、競争入札又は企画競争を原	
 則とする等の方針に基づいて予算執行の透明性を確保することとしている。	
今回、社会保険庁等における国民年金に係る業務の執行状況を調査した結果、	
次のような状況もみられた。	
ア 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した年金受給権者の現況届、氏名	
及び住所変更届等の廃止	
「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告 - 国民年金業務を中	
心として‐」において、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した年金受	
給権者の現況届の廃止、氏名及び住所変更届等の廃止の検討を指摘したところ	
であるが、これにより、業務費用を見直す余地が認められる。	
イ 委託業者による電話納付督励の契約料	
納付督励に係る委託契約については、「国民年金保険料の電話納付督励の実	表 3 - (2) - 15
施について」において、社会保険事務局ごとに行うものとされている。	
項目 3 (2)イ(ア) b で述べたとおり、調査した 18 社会保険事務局における電	表 3 - (2) - 17
話納付督励に係る委託業者との契約状況からみて、委託単価を見直す余地が認	
められる。	
ウ 市町村に配備したパソコンの活用	

社会保険庁は、市町村が効率的に法定受託事務(注)を行えるよう専用のパソ コンを1市町村1台当たり約35万円の設置費並びに毎年度の機器保守料及び 通信回線費用も負担した上、パソコンによる被保険者情報を社会保険業務セン ターから提供している。

(注) 法定受託事務とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項に おいて定められている事務で、国が本来果たすべき役割に係るものであっ て、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又 は政令に特に定めるもの等をいう。

調査した 36 市町村における被保険者情報の活用状況をみると、このうち 23 [|] 表 5 - (4) - 2 市町村(63.9%)については、被保険者情報を検索しておらず、パソコンの電 源すら入れていないものや電源は入れているが、ほとんど検索していないもの があるなど、その利用が極めて非効率なものとなっている。

したがって、厚生労働省は、国民年金に係る業務費用を効率的に執行する観点 から、保険料徴収業務やその関連業務等についても各般にわたってその費用の状 況や利用の実態を的確に把握し、その合理化に努める必要がある。

(説 明)

表 5 - (4) - 1 国民年金、国税及び地方税の 100 円当たり徴収コストの比較

区分	業務取扱費等	内 訳
国民年金	国民年金業務取扱費 a	6 2 1 億円
	国民年金保険料徴収額 b	1兆9,627 億円
	100円当たり徴収コスト(a÷b×100)	3.17 円
国税	国税徴税費 C	7 , 2 4 6 億円
	国税収入額 d	43兆8,332 億円
	100円当たり徴収コスト(c÷d×100)	1.66 円
地方税	地方税徴税費 e	8,784 億円
	地方税収入額 f	33兆3,785 億円
	100円当たり徴収コスト(e÷f×100)	2.63 円

⁽注) 本表は、国民年金については、社会保険庁が作成した資料に基づき、国税及び地方税について は、平成14年度国税決算額、平成14年度都道府県決算状況調等に基づいて、当省が作成した。

表 5 - (4) - 2 社会保険庁が市町村に提供している被保険者情報の活用状況

(単位:市町村、%)

	活 用 等 の 状 況	市町村数	割合
検索していない		23	63.9
	パソコンの電源すら入れていないもの	17	47.2
	電源は入れているが、ほとんど検索していない		13.9
	もの		
	市独自の年金システムを使用しているもの	1	2.8
検索している		13	36.1
	検索しているが情報不足のため、照会専用電話	12	33.3
	で情報を補足している		
	検索情報に、市独自の年金システムを使用。さ	1	2.8
	らに照会専用電話で確認しているもの		
計		36	100.0

⁽注)当省の調査結果による。

6 厚生労働省における社会保険庁(実施庁)に係る的確な実績評価の実施

勧 説明図表番号 実施庁は、中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)等に基づき、主 として政策の実施機能を担う組織として平成 13 年 1 月の省庁再編時に導入され たものである。社会保険庁は、厚生労働省の実施庁となっている。 中央省庁等改革基本法第 16 条第 6 項第 1 号及び第 2 号において、府省の長は、 表 6 - 1 実施庁の所掌する事務に係る権限を当該実施庁の長に委任し、当該権限委任事務 の実施基準等を定め公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その 目標に対する実績を評価して公表することとされている。 当省は、厚生労働省に対して、平成 16 年 7 月の「実施庁に係る実績評価に関 する調査」において、可能な限り具体的かつ定量的な目標の設定に努めること等 を通知したところである。 また、当省は、「年金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告-国民 年金業務を中心として・1及びこの第2次勧告において、適用業務の的確な実施、 保険料徴収業務の的確かつ効果的な実施、被保険者等に対するサービス改善、業 務の実施体制等の見直しなどについて、様々な改善点を勧告している。 これらの勧告・通知事項については、社会保険庁において早急に改善に向けて 取り組むことが重要である。 一方、厚生労働省においては、当該勧告・通知事項を踏まえ、被保険者の適用、 保険料徴収等の事務に関する基本的かつ重要な事項について、社会保険庁が達成 すべき目標を設定し、当該目標に対する社会保険庁の実績を毎年度的確に評価 し、公表することが求められる。 したがって、厚生労働省は、社会保険庁改革に資する観点から、特に当省が「年 金に関する行政評価・監視結果に基づく第1次勧告 - 国民年金業務を中心として - 」及びこの第2次勧告で指摘した事項を踏まえ、社会保険庁に対して適切な達 成すべき目標を設定するとともに、当該目標に対する社会保険庁の実績を毎年度

的確に評価し、公表する必要がある。

表6-1 中央省庁等改革基本法における実施庁に係る規定

中央省庁等改革基本法(平成10年6月12日法律第103号)<抜粋>

(内部部局及び外局)

第 16 条 内閣府及び新たな省(第 4 項第 1 号の委員会及び庁を含む。以下「府省」という。)の 内部部局は、主として政策の企画立案に関する機能を担うものとする。

2、3 略

4 外局として置かれる委員会及び庁は、次に掲げるものを除き、主として政策の実施に関する 機能を担うものとする。

一、二 略

- 5 略
- 6 政府は、主として、政策の実施に関する機能を担う庁(以下この条において「実施庁」という。)について、次に掲げる方針に従い、その業務の効率化を図るとともに自律性を高めるため に必要な措置を講ずるものとする。
 - 一 府省の長の権限のうち、実施庁の所掌する事務に係るもの(当該府省の企画立案に関する 事務に密接に関連する権限その他当該府省の長の権限として留保する必要があるものを除 く。)を、法律により、当該実施庁の長に委任すること。
 - 二 前号の場合において、府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること。
 - 三 前二号の場合における府省の長の実施庁の業務についての監督は、前号に規定するものの 範囲に限定することを基本とすること。
 - 四 実施庁の長において、その内部組織をより弾力的に編成することができる仕組みとすること。
- 7 略